官報

（号外）
発行　内閣府（国立印刷局）
（原稿作成）

目次

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所
破産・免責・再生関係　一

特殊法人等
企業年金基金変更・公文書等の管理に関する日本学術会議公示・日本司法支援センター令和七事業年度財務諸表・弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記・日本弁護士連合会懲戒処分関係　四

地方公共団体
行旅死亡人関係　五

会社その他

会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６０号
兵庫県養父市三宅781番地
債務者　井上建設こと　井上　隆夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１６１２号
福岡市博多区千代４丁目29番25号　グリーンパークビル　501号
債務者　大村　兼一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫牟田洋志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３３号
福岡県大野城市牛頸２丁目25番11－１号
債務者　山畑　啓介
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　滋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７１９号
福岡市城南区長尾３丁目10番16－402号
パークフラッツ長尾
債務者　田中　　始
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船越　高寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７０６号
北九州市小倉南区北方３丁目50番18号（103）
債務者　田北　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　真記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２６１号
大阪府寝屋川市緑町４番25―404号
債務者　大森　菜摘
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６９９号
大阪府豊中市豊南町東４丁目１番７―412号、前住所堺市堺区石津町２丁１番62―103号
債務者　辻川　愁人
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　圭悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７１号
大阪市生野区巽西２丁目１番30号　レオパレス真Ⅳ　205号
債務者　奥田　　功
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　雄功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９１号
福岡県飯塚市相田174番地３　カーサエスペラール　２－Ｂ
債務者　松本　康弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第９６０号
仙台市宮城野区出花１丁目８番地の10　古八ハイツ102
債務者　武田　清一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１２号
仙台市太白区緑ヶ丘２－21―29　コンフォート206、住民票上の住所山形県鶴岡市青柳町22番７号
債務者　結城　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井実千生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２０号
仙台市太白区大野田４丁目27番地の２　プルミエ207
債務者　佐藤　結佳
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細矢　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１５９号
宮城県塩竈市芦畔町６番18号、住民票上の住所宮城県塩竈市北浜４丁目４番17号
債務者　橋沼　幸造
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１号
宮城県石巻市湊字根上り松10番地１　アズール．Ｓ．203号
債務者　福田　優美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
宮城県石巻市水押２丁目11番38号　アイゼル石巻Ⅱ232号、前住所福島県いわき市山田町西山11番地の55
債務者　松岡　彩香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　真儀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１６７号
茨城県つくば市沼田1046番地２
債務者　岡山　幸夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５８号
群馬県桐生市新里町山上687番地12
債務者　宮崎　竜二（旧姓人見）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第４２２号
新潟市西蒲区巻甲4513番地４
債務者　猪俣　成司
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立川　絵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６５号
新潟市江南区東船場４丁目１番27号
債務者　上杉　一隆
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５７６号
岡山市中区倉益481番地18、旧住所岡山市中区山崎312番地152
債務者　橋本　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３１号
広島市佐伯区五日市町大字石内373番地２
債務者　新崎　京子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　剛謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２２４号
横浜市戸塚区前田町520番地１　ふれんでい東戸塚寮313号
債務者　三浦　靖彦
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２４号
福岡市南区長丘２丁目24番20号　武末ビル501号
債務者　小島　康彦
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲吉　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２３９０号
神奈川県藤沢市村岡東３丁目30番地の７　サンモール202号室
債務者　齋藤　聖斗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤坂　　舞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５６５号
福岡市東区筥松３丁目15番６－101号　パティーナ筥松Ⅱ
債務者　百武久美子（旧姓萱野）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３５０号
鹿児島市紫原７丁目36番26号　シャイニー紫原505号
債務者　森山　勇士
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩本将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４０４号
鹿児島市西伊敷４丁目14番６号、前住所鹿児島県枕崎市港町101番地
債務者　今給黎明尊
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３７号
岩手県遠野市宮守町下宮守10地割88番地
債務者　太田代元康
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川見　哲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１５３号
山形県西村山郡大江町大字藤田293番地の５
債務者　大沼　孝次
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６８号
茨城県つくば市神郡1116番地１
債務者　森　　俊成
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　布川　博樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３５５号
神奈川県綾瀬市蓼川２丁目19番５号　柴田荘202
債務者　河村　英治
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹岡　亮祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５３０号
横浜市青葉区鴨志田町62番地４
債務者　北條　達哉
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉沢　洋介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５８号
兵庫県尼崎市潮江２丁目４番13号、前住所千葉県船橋市宮本１丁目19番13号　エーデルワイスＢ号
債務者　野間　敬司
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齊藤　有香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８２号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ｊ―402号
債務者　宮崎　直美
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川竹　佳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４７２号
大分県別府市北浜１丁目９番８号
債務者　川添　正嗣
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村多美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９３号
北海道厚岸郡厚岸町門静３丁目22番地
債務者　森　　幹雄
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
北海道厚岸郡厚岸町門静３丁目22番地
債務者　森　　笑恵
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６３号
静岡県伊豆の国市古奈609番地の１　リバーサイド藤　301号
債務者　三ケ尻万里子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２７６号
長崎県長崎市愛宕４丁目12番６号
債務者　高木　　幸
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岬　　孝暢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
青森県弘前市大字樹木一丁目14番地25
債務者　藤野　和子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米山　達三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５０１号
神奈川県小田原市南町４丁目11番30―405号　ハナレイ小田原
債務者　高橋　裕介
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石森加奈子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６５８号
栃木県宇都宮市細谷町599番地９
債務者　坂本　璃子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小池　亮史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前10時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４０号
京都府宮津市字江尻340番地
債務者　島崎　芳則
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第４１号
京都府宮津市字江尻340番地
債務者　島崎みゆき
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第１５９６号
埼玉県川口市並木３丁目５番11号　伊沢ハイツ102号
債務者　鶴巻　美加
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷川　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
三重県四日市市川北二丁目14番21号　メゾンフィロスⅠ―101
債務者　高須　悠弥
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　人見　公友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第７９１号
京都市西京区大枝沓掛町４番地65　マルカクカウンタックハイツ　205号
債務者　中谷　真人
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　　悠子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０２７号
京都市山科区椥辻草海道町23番地18
債務者　黒田あゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　錦織　秀臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３９８号
大阪府寝屋川市春日町２番９―203号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安福亞希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０号
和歌山県紀の川市名手市場665番地15
債務者　藤田　敦久
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３７１号
和歌山市内原877番地３　シティハイツ内原205号
債務者　西野　加奈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　栄作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２８９号
横浜市南区中村町３丁目195番地１　ウィンブルーム阪東橋302号室
債務者　吉田　大記
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　珠美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７６号
愛知県安城市古井町三ツ塚11番地１　ユートピア東照苑３Ｄ、旧住所愛知県安城市安城町秋葉西３番地５　県営秋葉住宅３―303
債務者　劉　　明桂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
堺市東区西野262番地23　桃山グランドハイツ301号
債務者　柳田　憲男
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１６３１号
さいたま市大宮区三橋４丁目236番地４　カサグランデＡ101
債務者　髙橋　未香
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　佑馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９１号
さいたま市中央区鈴谷１丁目25番地41
債務者　下地　　慧
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷垣　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２９号
埼玉県上尾市五番町12番地３　ミルートガーデン　Ⅱ203
債務者　伊賀　浩美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　権田健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６３３号
埼玉県所沢市大字上安松705番地の６、前住所山梨県甲斐市富竹新田339番地１
債務者　氏井　正規
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前園　進也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８０号
長野県岡谷市長地出早三丁目３番10―１号
債務者　青木　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下晋之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４７８２号
大阪府高槻市氷室町１丁目25番13号　ファミール５号館301号
債務者　竹田　理菜
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８５号
大阪府枚方市堂山１丁目30番７号
債務者　西澤　宜征
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　明俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３６９号
埼玉県上尾市本町六丁目１番２号　Ｃｏｍｏｄｏ上尾本町104、旧住所横浜市港北区篠原町1379番地２　新横浜グリーンテラス103号室
債務者　丸山　泰明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝賀　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３６１号
岐阜市石谷383番地
債務者　遠山伊知朗
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　尋規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１３９号
鳥取県米子市旗ヶ崎７丁目10番25号、旧住所鳥取県米子市観音寺新町５丁目２番12―601号
債務者　中村　圭介
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　奈月
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第６５号
広島県尾道市美ノ郷町三成186－６、住民票上の住所広島県福山市神辺町大字新徳田127番地　カルチェヴィラ華202
債務者　杉野原啓揮
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松島　功治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第７１号
熊本県八代市永碇町1026番地４
債務者　加隈　雄平
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２９２号
岐阜県瑞穂市重里1907番地
債務者　新井　建吾
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　健文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２４１１号
横浜市港北区新横浜３丁目１番地２　ＬＡ．ＰＲＹＬＥ新横浜802
債務者　矢島　浩明
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細村　賢太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６０号
静岡県沼津市泉町３番39号　フィネーザ・フォンテ305、住民票上の住所静岡県沼津市泉町３番39号　フォネーザフォンテ305
債務者　杉山知香枝
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１３号
三重県北牟婁郡紀北町矢口浦160番地３
債務者　ブティック山貴こと髙内　俊彰こと髙内　守幸
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小黒　智広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第１９３２号
札幌市清田区美しが丘１条８丁目８番７号　アーバンハウス里塚105号
債務者　平岡　正典
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大﨑　智也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０３４号
大阪市住吉区山之内５丁目３番89号
債務者　中川由紀子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川北　大和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９２８号
堺市西区浜寺南町１丁２番地１　（Ｄ号）
債務者　ＧｉｎｚａＢｅａｕｔｙこと　木本　真希
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　知広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２９４号
金沢市東山２丁目１番２号
債務者　上　みゆき
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田奈央子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
金沢市北町乙82番地１　セジュールペイサージュ103号
債務者　櫻井　正信
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神納　侑典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７号
島根県出雲市大社町北荒木517番地１　森の時計202、前住所東京都府中市白糸台１丁目69番地の17
債務者　松村　香織
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木翔平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第８０号
佐賀県唐津市西大島町６番５－２号
債務者　折居　樹理
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　　大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第６４５号
埼玉県所沢市若狭１丁目2961番地の１　ザ・ステイツ所沢アルカディアン305
債務者　吉沼　昭夫
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１１３号
鹿児島県霧島市国分広瀬四丁目18番27号
債務者　和田　理久
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮路　真行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第５３３０号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目４番19－302号
債務者　八幡　篤志
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　修平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４８号
青森県八戸市大字湊町字穴畑17番地１　シティハイムサンＥ101
債務者　原　　和子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２７５号
茨城県石岡市根当10680番地４
債務者　大槻一之亮
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１０３４号
東京都東村山市栄町２丁目19番地３森田ビル301
債務者　中山　友美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６０３号
東京都町田市成瀬が丘２丁目２番地３サニーライフ町田343
債務者　寺澤　利明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９９９号
横浜市港北区箕輪町３丁目20番９―503号
債務者　高津　賢司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０７２号
横浜市中区寿町３丁目10番地３　大和荘512号室
債務者　岩崎　直人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２２６号
代替住所Ａ（旧住所　横浜市鶴見区下野谷町３丁目96番地　小笹ハイツ302号室）
債務者　村野こず恵
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４２号
横浜市西区中央２丁目45番22号　和楽荘103号
債務者　深井　妙子（旧姓高畠）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４５号
横浜市鶴見区馬場４丁目34番３号　コーポユタカ102
債務者　堀合　玲香
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７３号
横浜市緑区北八朔町1856番地　高齢者グループホーム　ことぶきの里
債務者　松田　正巳
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１１号
新潟市中央区関屋恵町10番８号
債務者　稲葉亜矢子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１９号
新潟市東区幸栄３丁目９番22号　メゾンアイビスＢ号
債務者　松井由希（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５７号
新潟市南区白根東町１丁目３番35号
債務者　風間　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６９号
新潟市中央区鐙２丁目２番19号　シャトレーゼ鐙102号、前住所新潟市南区大通南２丁目72番地
債務者　黒川　茂子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７５号
山梨県韮崎市中島２丁目３番34号　ルシーレ101号、前住所福島県福島市笹谷字三本松14番地の１　セジュール笹谷202
債務者　田村　豪人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０８号
山梨県甲府市高畑１丁目２番42号
債務者　佐藤　詞温
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
長野県松本市大字岡田町506番地17
債務者　高橋みらい
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０９号
長野県松本市石芝４丁目３番２号　グリーンガーデン石芝Ｂ101
債務者　早川　貴浩
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２４０号
三重県亀山市関町富士ハイツ998番地54、前住所大阪府守口市河原町12番７－311号
債務者　斉藤　あかね
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７０号
三重県桑名市大字大福292番地　グループホームふわり、前住所三重県桑名市大字下深谷部4684番地
債務者　大杉　勝美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
滋賀県栗東市上砥山3137番地
債務者　井上　智恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
滋賀県草津市東矢倉二丁目２番５－105号　クレット・ドールＹ２
債務者　河野　恭崇
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８４号
滋賀県高島市新旭町安井川552番地８
債務者　村井　　歩（旧姓三九）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４号
滋賀県湖南市菩提寺東四丁目３番４号
債務者　酒井　温子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２７号
大津市稲津二丁目３番12号
債務者　樋口　麗花
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３８号
大津市伊香立向在地町370番地の11
債務者　宮下久美子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５０号
京都市伏見区淀際目町225番地26
債務者　伊東　陽香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７１号
住居所不明、住民票上の住所滋賀県栗東市安養寺七丁目７番36－102号　セジュール赤井Ａ
債務者　小松　吉勝
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８２号
大津市大将軍一丁目16番８号　プレジールマエダⅠ　102
債務者　森沢ケイタこと　モリサワ　トジマーロン　ケイタ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８３号
大津市長等三丁目２番17－605号
債務者　茂森絵梨花
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８８号
滋賀県守山市水保町2892番地２　琵琶湖プラザ1301号
債務者　武村富志美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９１号
滋賀県守山市二町町30番地の31
債務者　蓑田　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１８号
滋賀県草津市笠山四丁目３番５－102号　ウィングヒルズ笠山
債務者　奥井隆代司
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１６号
兵庫県姫路市花田町勅旨339番地
債務者　喜多　令乃
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１５５号
鳥取県米子市新開３丁目３番20号　301号、旧住所鳥取県米子市皆生温泉４丁目18番45号
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１４２号
島根県松江市比津が丘二丁目７番２－405号市営比津が丘アパート２号棟
債務者　秦　美月祈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２２号
愛媛県伊予郡松前町大字上高柳578番地14
債務者　門田　麿美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８号
愛媛県宇和島市藤江1373番地、前住所愛媛県宇和島市朝日町２丁目６番３号
債務者　福永　善重
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第６０９号
熊本市中央区神水１丁目33番25号　Ｅ－フォレスト神水801
債務者　松本　綺星（旧姓太田）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2343番地２冨永ビル　302号、前住所熊本県上天草市大矢野町上6549番地５
債務者　竹谷　京輔
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８２号
大分市大字関園608番地
債務者　佐藤　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９６号
大分市新貝７番29号　有料老人ホーム　悠久の里二番館
債務者　井上靖子（旧姓菅）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３７号
鹿児島県志布志市有明町野井倉6254番地　肆部合団地Ｃ棟101号
債務者　阿井　信郎
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
鹿児島県垂水市錦江町１番地139　県住２－036
債務者　平良　克幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
沖縄県豊見城市字豊見城1007番地20　カノンハイツⅡ102号
債務者　佐藤　良幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目70番地29　ＪＫ石嶺ハイツ303
債務者　饒平名ひろみ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目70番地29　ＪＫ石嶺ハイツ303
債務者　饒平名芳二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市曙２丁目８番33号　嘉数アパート403
債務者　田港　朝晴
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９１号
沖縄県那覇市松川３丁目12番34号　屋良アパート203
債務者　田中　朝美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１９号
沖縄県那覇市寄宮３丁目２番９号　プラウド329　２－Ｂ
債務者　山下　真悟
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１８号
岩手県花巻市高木第20地割50番地30
債務者　三上　乃采
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１２２１号
東京都府中市若松町１丁目22番地の２メゾンドヒュッゲ201
債務者　森井　帆海
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４０７号
東京都あきる野市二宮2254番地１二宮ハイツ206号
債務者　山下　泰佑
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1661番地７
債務者　増田　礼奈
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８９号
東京都八王子市椚田町118番地２オーシャンハイツパート３　106号
債務者　池田　典広
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２２号
東京都青梅市東青梅３丁目13番地の18
債務者　宍戸　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５７号
東京都府中市分梅町５丁目１番地の３朝倉コーポ203
債務者　土岐つかさ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７４号
長野県岡谷市天竜町三丁目20番35号
債務者　五十嵐千恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４５８６号
大阪市西成区天下茶屋１丁目16番14号　小松文化　106号
債務者　川村　明美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７５号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番３－401号、前住所大阪市城東区関目１丁目11番12－205号
債務者　岸原　滑雄
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６３号
大阪市東住吉区駒川３丁目27番１号　ビロウズＫＯＭＡＧＡＷＡＰＡＲＴ－Ｉ　502号
債務者　松波　静夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９６４号
大阪府池田市呉服町７番17号、前住所兵庫県宝塚市大吹町７番30号
債務者　坂下　照美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９５号
大阪市東住吉区中野４丁目16番８－103号
債務者　小倉　強志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９２号
大阪府門真市浜町７番２号、前住所大阪府門真市大橋町22番13号
債務者　石田　勉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９３号
大阪市福島区海老江５丁目７番６－203号
債務者　大江　明寿
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９４号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１－201号
債務者　坂口　雅昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２６号
大阪府茨木市庄１丁目20番16号　茨木フラワーハイツ　303号
債務者　西元　猛
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９４号
大阪府守口市八雲東町１丁目４番７－507号
債務者　山元　昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３２０号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番15号　アーバンコート十三　４Ａ号
債務者　中村　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７２号
大阪府枚方市長尾元町７丁目４番27号、前住所埼玉県東松山市松山町３丁目５番５号　レオパレスサザンクロスＡ　103号
債務者　青野　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６３号
熊本市中央区帯山５丁目２番５－401号、異動前住所熊本市中央区紺屋町３丁目30番地　アンベリール紺屋町903
債務者　田島　聖子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５９６号
熊本市北区四方寄町1682番地２　寿ハイツ101、転入前住所熊本市西区池田１丁目35番３－510号　アーサー京町パークシテイ
債務者　竹山　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６００号
熊本市北区下硯川２丁目10番１－104号
債務者　木村　美佳
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６２４号
熊本市東区月出６丁目２番111－206号　月出西団地１棟
債務者　福島　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６３７号
熊本市中央区八王寺町23番３－104号
債務者　梅本　清香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６５７号
熊本市中央区九品寺１丁目７番18号　601、転入前住所福岡市博多区吉塚１丁目20番５－103号　プレジール吉塚
債務者　北原　音羽
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６８２号
熊本市中央区琴平２丁目４番50号　ランドヌール琴平105号、転入前住所福岡市東区香住ヶ丘６丁目38番14－102号　シーコーストハウス
債務者　今泉　優子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８４号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉799番地２
債務者　廣瀬　功貴
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第８５号
熊本県荒尾市荒尾1912番地２　エトワールＡＰⅣ　102号、前住所熊本県荒尾市万田512番地２
債務者　梅崎　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第７７号
岩手県大船渡市猪川町字前田22番地22　後藤貸家２号
債務者　熊谷　竜飛
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１２６号
栃木県足利市五十部町1552番地　五十部西山団地１－16、前住所栃木県足利市大前町740番地１　石川アパート５号室
債務者　石原　孝昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第７５９号
千葉県柏市布施977－19　ソルーナ北柏、住民票上の住所千葉県松戸市上本郷2756番地の３
債務者　岩槻みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７６８号
千葉県松戸市常盤平３丁目15番地の７　パイントリーハイツ503号、前住所千葉県柏市酒井根２丁目15番16号　ハイム松ノ木Ｂ－102号
債務者　飯窪　望空
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８０号
千葉県我孫子市湖北台７丁目10番34－506号、前住所千葉県我孫子市布佐3398番地の11（２Ｂ号）　メゾン・ピア
債務者　小山　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０１号
千葉県柏市明原３丁目５番30－201号
債務者　森田　光彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８１９号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目19番11―６号、前住所千葉県柏市あけぼの４丁目11番１―208号
債務者　阿部真菜香
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２８号
千葉県松戸市新松戸５丁目123番地の３　シャトル新松戸205号
債務者　平岡ちさと
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３３号
千葉県流山市向小金１丁目451番地の23　南柏コーポ109
債務者　平尾　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３６号
千葉県松戸市上本郷1400番地の40　リガヤ北松戸205号
債務者　髙澤　真悠
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１６８３号
東京都町田市木曽東２丁目11番38―409号
債務者　三浦さつき
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３０３号
金沢市吉原町ヨ186番地　ホワイトハイツ301号
債務者　作見　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２号
福井県敦賀市泉ケ丘町19番地の６　ハイツ泉ケ丘207号、前住所神奈川県厚木市下荻野374番地１　ビラルフト302
債務者　崎山　歌音
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２３５号
神戸市西区伊川谷町有瀬1259番地の１　メープルコート302号
債務者　堤　　泰三
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
兵庫県明石市和坂14番地の５　ヒューマンハイツ301号
債務者　橋本　祥行
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
佐賀市高木瀬東三丁目15番25号、前住所福岡市南区大平寺２丁目23番15―306号　アイシェル・ブルク
債務者　池田　響子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
福島県郡山市小原田五丁目18番27号　フレグランスＦ・Ａ201号
債務者　大島真理江
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
福島県郡山市安積町日出山字神明下86番地の２　サンハイツ205号
債務者　小林　利朗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８３９号
神戸市兵庫区下沢通２丁目１番33―601号
債務者　鈴木　美和
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６０号
神戸市灘区高徳町４丁目２番２号　１Ｄ
債務者　櫻井　高広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７７号
神戸市中央区南本町通５丁目１番21―803号
債務者　川村　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６２号
佐賀市鍋島町大字八戸1135番地９
債務者　中島みのり
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０２号
佐賀市赤松町11番14号　コーポラス中周路202号
債務者　辛島　京子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
佐賀県西松浦郡有田町泉山二丁目７番12号
債務者　金ヶ江萌絵実（旧姓古賀）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第２５５号
長崎県長崎市星取１丁目７番15号
債務者　齋藤　紹未（旧姓三浦）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８８号
長崎県長崎市鳴滝１丁目18番18号　コーポ松山101号室、旧住所長崎県大村市原口町812番地
債務者　松本　一馬
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０７７号
京都市南区吉祥院中河原里北町１番地　ベラジオレガシー葛野大路八条414
債務者　松尾　隆誠
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１４１号
京都市南区東九条柳下町17番地　コーポ10２Ｂ号室
債務者　中辻　太志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２２３号
京都市右京区梅津後藤町15番地37
債務者　藤田　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２６５号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字下新庄４番地２　レオパレス下狛202号
債務者　奥田　智昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０２４号
広島市東区戸坂山根１丁目２番８―303号
債務者　吉田　久美（旧姓貞丸）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３５号
広島市安佐南区緑井８丁目２番８―301号
債務者　北森　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９号
熊本市北区鹿子木町132番地１　市営住宅鹿子木団地　４棟―201
債務者　山口美恵子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６５号
熊本県宇城市小川町河江52番地９　ビレッジハウス小川２号棟204号室
債務者　今田　　功
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９５号
熊本市中央区練兵町61番地２　ラ・シック練兵町703、転入前住所東京都豊島区上池袋３丁目32番18号　カルド池袋Ｒ　703号
債務者　菊池　藍綺
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３５号
熊本県合志市須屋664番地17
債務者　五嶋　幸次
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０１９号
広島市安佐南区大町東１丁目17番11―306号
債務者　繁田　隆治
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２３号
広島県廿日市市峠90番地53
債務者　松岡久美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３８号
広島市安佐北区口田４丁目19番５―305号
債務者　西谷ツユミ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３０号
千葉県柏市北柏２丁目12番地10　ヤマサイコーポ５号棟103号
債務者　伴野　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８５号
東京都江東区東砂１丁目３番９号
債務者　目黒かほる
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０３号
千葉県柏市酒井根５丁目18番19号　グランドール柏南Ｃ一203号
債務者　小森みずき（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０８号
千葉県我孫子市南青山23番地の34
債務者　池田　翔平
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２０号
千葉県柏市若柴２番地137　メインルート柏103号
債務者　田代　和也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２２号
千葉県流山市美原１丁目157番地の３　シャルム江戸川台Ａ－２
債務者　伊藤　基英
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３５号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目16番９号　ルミエール205
債務者　藤田　咲良（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４０号
千葉県流山市加４丁目１番地の29　ペガサス西棟107
債務者　秋山　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４６号
千葉県野田市山崎948番地の21　フラワーハイツ岡田102
債務者　菊池　雄二（旧姓浅見）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４７号
千葉県流山市東初石３丁目101番地の20　サンロート202
債務者　鈴木　信也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４８号
千葉県柏市松ケ崎501番地１　Ａ一302号
債務者　山本　美亜
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５４号
千葉県松戸市新松戸３丁目201番地　コーポ宝山105号
債務者　浅香由貴子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８７２号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町103番地　ジュネパレス松戸第41一207号
債務者　山口　真司
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市浦賀７丁目11番６号、前住所神奈川県横浜市保土ケ谷区今井町488番地１　708号
債務者　藤田　達也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市佐野町５丁目13番地　まもる荘Ｂ
債務者　中村美佐江
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第４０１号
神奈川県厚木市旭町４丁目16番17号　レオパレス本厚木エクセル第９一204
債務者　岩崎　悠己
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４８号
島根県安来市汐手が丘22番20号
債務者　松本　友幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６１号
熊本市西区島崎４丁目７番１一102号　コアマンションネクステージ島崎
債務者　田口　晶子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
北海道名寄市西６条南２丁目17番地
債務者　後藤　伸司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（フ）第１３１６号
さいたま市岩槻区東町１丁目７番21号
債務者　古河恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４４０号
埼玉県春日部市南３丁目14番37号　ガーデン大川203号
債務者　山縣　弘子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６１０号
埼玉県草加市八幡町50番地４　第８小川ビル202号
債務者　山影　海斗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第８４３号
北九州市小倉北区中島１丁目８番７号(202)、前住所北九州市小倉北区熊本３丁目２番９号（コスモハイツ２－Ｂ号室）
債務者　山北　和樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１４７８号
札幌市手稲区金山３条１丁目１番６号
債務者　本間佳代子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６７１号
札幌市北区北20条西４丁目１番16―727号
債務者　村井田　幹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２０号
北海道千歳市日の出２丁目５番３号
債務者　三浦　克利
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６９号
北海道恵庭市恵み野北５丁目10番７　（ビレッジハウス恵み野北２―405号）
債務者　鎌田　彩花
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７５号
札幌市南区北ノ沢８丁目５番10号　グループホーム森の時計
債務者　夏焼　竹夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０８号
札幌市東区北10条東２丁目１番20―714号
債務者　石井　孝宏
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０９号
札幌市白石区北郷２条11丁目４番５号　エスペランサ明日見301号
債務者　若松　教郎
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１５号
札幌市東区伏古10条２丁目２番14―201号
債務者　秋田　　惠
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２１号
北海道江別市東光町24番地の14
債務者　村橋真理子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３９号
札幌市清田区真栄319番地　さっぽろ香雪病院
債務者　山田　　岬（旧姓下山）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６７号
札幌市北区南あいの里４丁目14番８号　ＫＬＩＴＴＬＥ　ＰＩＮＥ　101号
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８３号
札幌市東区北40条東９丁目２番３号　右側
債務者　羽賀カオリ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８５号
札幌市南区澄川２条４丁目７番29号　ラフォーレアイダ弐番館104号
債務者　菅原　利香（旧姓竹内）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２２号
札幌市北区麻生町２丁目５番16号　札幌館アネックス４Ｆ403号
債務者　東海林潤二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５１号
札幌市中央区宮の森２条５丁目２番11―208号
債務者　川辺　笑佳
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７０号
札幌市東区本町２条５丁目４番30号　ノーブル25―301号
債務者　佐藤　恵美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８８号
札幌市東区伏古11条４丁目７番７号　プライムハウス弐番館202号
債務者　佐々木　聰
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７０号
札幌市北区新琴似10条３丁目６番12号　杉山荘１号
債務者　菊地　優子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２１号
群馬県高崎市倉賀野町1607―８　シャルムＴ101、住民票上の住所群馬県高崎市吉井町本郷569番地10
債務者　江原　　司
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３０号
群馬県富岡市君川186番地４　ハイツフレイア102号室
債務者　清水　美奈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３７号
群馬県高崎市上並榎町68番地１　アプリコットガーデン上並榎203号
債務者　増丸　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３８号
群馬県高崎市吉井町南陽台二丁目15番地11
債務者　山崎未来也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３９号
京都府京丹後市大宮町周枳1603番地の１　レオパレス亀ヶ窪　202号
債務者　小谷　典子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字福来1144番地６
債務者　千原　敏恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５号
京都府福知山市字内記46番地
債務者　岡田　洋平
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第８９号
鹿児島県出水市緑町26番５号　葵アパート103号
債務者　立木　小百合
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
茨城県日立市小木津町１丁目47番９―201号、前住所茨城県日立市小木津町３丁目９番12号
債務者　宮本　麻貴
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第６０８号
栃木県宇都宮市東町65番地１　グランカストラ101、前住所埼玉県上尾市大字上野52番地１　ヴィエント203
債務者　田中　彩紀（旧姓横山）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６０９号
栃木県宇都宮市細谷町428番地48
債務者　柏渕みづき
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５５号
栃木県那須塩原市桜町３番10号
債務者　吾妻　徳夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５７号
栃木県栃木市境町25番14号　ヌウボーハウス202、前住所埼玉県行田市桜町２丁目19番22号　Ｂｌｅｓｓｉｎｇ102号室
債務者　夏目　崇明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７１４号
川崎市多摩区南生田３丁目７番11号　サンハイツ弐番館　205
債務者　斉田　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７２号
川崎市多摩区長尾７丁目６番５号　清水荘
債務者　本橋　邦男
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７８６号
川崎市川崎区鋼管通２丁目11番４号　シエール川崎Ｂ　101
債務者　近藤　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７８９号
川崎市麻生区細山３丁目４番７号　コーポ愛202
債務者　原田　冬威
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８１８号
川崎市中原区井田１丁目20番７号　ベルハイツ　203
債務者　和田　克己
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
岐阜市北一色８丁目７番２―201号（カーサ寺林　201号室）、前住所岐阜市溝旗町１丁目13番地（アンヒルズ溝旗　１―Ａ）
債務者　石川　佳佑
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２９７号
岐阜市北一色８丁目７番２―201号（カーサ寺林　201号室）、前住所岐阜市溝旗町１丁目13番地（アンヒルズ溝旗　１―Ａ）
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９８号
岐阜県関市上白金625番地
債務者　塚原麻利子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４１３号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1964番地１（ヒーリングハウスⅡ　202号室）
債務者　大場　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１７７０号
福岡市博多区堅粕１丁目25番１―1202号　市営ニュー堅粕住宅４棟
債務者　原　　寿人
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０９号
福岡市東区原田２丁目15番８―403号　月光博多東
債務者　馬場　郁子（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３２号
福岡市城南区別府２丁目４番29―301号　コンフォートベネフィス別府Ⅰ
債務者　鍋嶋　由美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５３号
福岡県古賀市小山田267番地５
債務者　古藤菜々美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０８号
福岡市南区長住３丁目16番204号
債務者　川口　優子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５５号
福岡市南区長丘５丁目27番８号　松繁ビル209号
債務者　浜田　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６６号
福岡市中央区地行２丁目10番10―203号　エリーナハイツ西新東　Ⅰ
債務者　中牟田康二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９７５号
福岡市中央区今川２丁目６番29―203号　オリオンハイム西新
債務者　大高　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０００号
福岡市早良区星の原団地６番403号
債務者　山崎　信幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００１号
福岡県那珂川市仲２丁目９番７号　ピュア壱番館102号、前住所福岡県那珂川市大字不入道409番地10
債務者　前田　里美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１２号
福岡市早良区田村７丁目22番10号　有料老人ホーム　あおぞら田村
債務者　徳永　精助
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１３号
福岡県太宰府市朱雀３丁目10番38号
債務者　西口　浅信
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１７号
福岡県糟屋郡篠栗町庄１丁目２番22―203号　セレス篠栗
債務者　瀧本　秀也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０２５号
福岡県宗像市曲1575番地１　後曲団地103号
債務者　植津　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３４号
福岡県古賀市谷山1102番地２　ラヴィーヌ古賀Ⅱ103号
債務者　内山　京子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬977番地１　サクラハウス201号
債務者　米山　美夢
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４２号
福岡市東区三苦２丁目28番41号　博多老人ホーム、前住所福岡市博多区板付３丁目24番308号　市営板付住宅
債務者　渡辺安産子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４３号
福岡市西区姪の浜３丁目21―11、住民票上の住所福岡市中央区荒戸１丁目９番16―406号　ライオンズマンション西公園第３
債務者　窪山久美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１号
鹿児島県薩摩川内市高城町3193番地４　高来住宅２号棟22号室
債務者　白川　　都
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第９３号
鹿児島県出水市下鯖町1115番地２
債務者　松下　雄磨
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第９７号
鹿児島県出水市上知識町961番地８
債務者　檜垣　小百合
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田2614番地
債務者　髙下　沙也加
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2422番地１　グループホームとあ10号
債務者　竹原　設子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市柏木町２丁目18番５号
債務者　河原奈美絵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１６８号
北海道川上郡標茶町川上２丁目７番地
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１７号
釧路市鶴野東２丁目15番15号　ボングレイスⅠ　201号室
債務者　吉永　勝政
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
北海道川上郡標茶町平和８丁目54番地４　グレースコート　205号室、前住所北海道川上郡標茶町川上５丁目31番地　川上団地　Ｋ１棟205号室
債務者　佐々木柊威
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８７７号
仙台市宮城野区栄２丁目23番23号　クロスロードⅠ―101
債務者　小幡　莉奈（旧姓須佐）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２３号
宮城県名取市増田４丁目８番15―205号　アフィニティ壱番館Ｂ
債務者　伊藤奈緒美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３３号
仙台市太白区西多賀４丁目16番39号
債務者　川村まどか
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２７号
仙台市若林区志波町14番22号　メゾンＭＯＲＩＹＡ201
債務者　遠藤　　直（旧姓今野）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１３７号
仙台市宮城野区新田１丁目２番27号　シティハイツはやかわ104
債務者　加藤　義夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
福島県二本松市本町一丁目６番地44
債務者　渡邊　順也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１０７号
福島県南会津郡南会津町藤生字向坪1278番地
債務者　大竹　照枝
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３２号
茨城県結城市大字結城893番地１
債務者　大関　明美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第６１５号
栃木県足利市稲岡町448番地
債務者　安藤　正行
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６１８号
栃木県日光市七里683番地２　カリーノ.カーサⅠ202号
債務者　屋代　耕作
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５０８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地５棟105号
債務者　能代　栞奈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４３号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ３街区１棟402号
債務者　新谷　　肇
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４４号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ３街区１棟402号
債務者　新谷　幸恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３０２号
横浜市南区榎町１丁目10番地３　サウスプラザ103
債務者　手塚　好彦
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６８号
横浜市中区寿町３丁目11番８号　第三港館４階１号室、住民票上の住所千葉県船橋市海神２丁目９番23号　フェリオ海神102号
債務者　能島　雄介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４０５号
横浜市港北区新吉田東３丁目25番20号　ハーミットクラブハウス高田301
債務者　田島佳奈絵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２５号
神奈川県海老名市杉久保北２丁目16番15号
債務者　鈴木　吉王
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０号
長野市三輪６丁目23番７号
債務者　結解　庸登
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
長野県須坂市大字日滝336番地２　カーサメーラ203
債務者　岡村　幸寿
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３５６号
静岡県伊豆の国市南條184番地の２　高野ハイツ　208号
債務者　土肥　竹雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第６９号
島根県出雲市大津町3751番地　市営大津西谷住宅６―632
債務者　矢田　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５７３号
前住所：岡山市南区福田324番地７　パナハイツ芳泉Ａ201号
債務者　梅川由美子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６００号
岡山県赤磐市稗田866番地６
債務者　楢原優希那
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３３号
山口県宇部市大字船木190番地　楠ハイツ１号館121号
債務者　右田　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３６号
山口県宇部市大字西岐波1552番地３
債務者　田中亜矢子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３７号
山口県宇部市明神町２丁目１番16―406号
債務者　武智　泰範
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１６９５号
福岡市南区横手１丁目12番１号　サンフラワービル701号
債務者　柴田香奈子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８２号
福岡市南区大橋４丁目８番１―401号　グレーコート大橋
債務者　藏元　鉄哉
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９７号
福岡市中央区清川１丁目４番１―205号　ロイヤル渡辺通154
債務者　桑野　稔之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９２２号
福岡市博多区比恵町３番11―912号　エンクレスト博多駅東
債務者　小柳　正子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬995番地３　ドゥプレイス篠栗Ⅲ402号
債務者　長埜美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７５号
福岡県田川市新町３番26号　エレガンスハイツ新町203号、前住所長崎市飽の浦町11番33号　さゆり壮101号
債務者　須崎　　平
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７７号
福岡県田川郡糸田町1890番地　県営住宅宮床団地２棟211号
債務者　相原ゆう子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎2762番地の１　しろがねＳＩＸ、前住所北九州市小倉北区神岳二丁目５番21―202号
債務者　三星　　舞（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４２７号
鹿児島市向陽２丁目28番11号
債務者　神薗　千穂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４０号
鹿児島市田上８丁目２番12―202号、前住所鹿児島市西陵１丁目40番12号
債務者　才川　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２２７号
沖縄県沖縄市大里３丁目22番２号　くじらマンション405
債務者　宮城　　章
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２２８号
沖縄県沖縄市大里３丁目22番２号　くじらマンション405
債務者　宮城たつみ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９７号
沖縄県中頭郡読谷村字高志保1503番地４
債務者　山里　未央
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０１号
沖縄県うるま市字上江洲27番地２　レフィナードＴＫ201号
債務者　仙波　果帆
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０２号
沖縄県うるま市字上江洲27番地２　レフィナードＴＫ201号
債務者　仙波　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
茨城県稲敷市犬塚1287番地１　原久保住宅16号
債務者　椎木　修
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
茨城県守谷市薬師台二丁目17番地15
債務者　小嶋　吉倫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４１５号
東京都青梅市東青梅４丁目19番地の５東青梅ハイツ
債務者　永川　勇治
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８２号
代替住所Ａ（旧住所　東京都小金井市緑町５丁目13番27号ビラ・ムサシノ301）
債務者　古山　佑太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６３号
東京都町田市西成瀬１丁目15番２号モンシャトー野々宮101
債務者　鬼澤　　進
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６４号
東京都日野市南平３丁目３番地の６ミレーニア207
債務者　楚山　卓志
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５８０号
東京都福生市大字熊川867番地13レオパレスヤマザキ106号室
債務者　古関　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６１３号
東京都東村山市廻田町２丁目８番地４メゾンラフィネ202
債務者　松本　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８８号
東京都立川市柴崎町２丁目７番17号ヴェルト21　203号
債務者　池尻　義幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４３号
東京都日野市落川1070番地リヴェージュ百草園402
債務者　関田　弘二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９０号
東京都西多摩郡瑞穂町南平一丁目９番地11セントラルムサシ211号
債務者　高野　信雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５０号
東京都西東京市泉町５丁目11番16号
債務者　笛田　　航
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３８７９号
大阪府池田市畑３丁目５番22号　106号室、前住所大阪府池田市豊島南１丁目13番14―202号　レオパレスＫＡＺＵ
債務者　泉　　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５８号
大阪府八尾市高美町３丁目１番48号　グループホームエンネ
債務者　内野みれあ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６１号
大阪府守口市西郷通３丁目３番９号
債務者　小山　千耶
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５１号
大阪市中央区北浜東１番14号　天満橋Ｄ’Ｓコート802
債務者　鈴木　勝明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９３号
大阪市住吉区遠里小野７丁目１番１号　レオパレスネイバーズＮ　201号
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４２号
大阪府大東市氷野１丁目14番11号　グループホーム希音
債務者　小寄茉里恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９６２号
大阪府枚方市翠香園町６番17号
債務者　冨田　康介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８７号
大阪市港区磯路１丁目３番18号　ＧＲＡＮＤ　ＥＬ　Ｋ　504号、前住所滋賀県米原市中多良603番地１　サンビレッジ米原　401号室
債務者　中橋　賢人
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２１号
大阪府守口市藤田町３丁目30番２号
債務者　Ｓ・Ｋ配送こと　河野　清一（旧姓古賀）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０３号
大阪市生野区生野東２丁目14番９号
債務者　池田　勝裕
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１３号
大阪府吹田市山手町４丁目27番15号（102）
債務者　大賀　啓義
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２１号
大阪府吹田市五月が丘南１番36号　（301）
債務者　中津　優子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２８号
大阪府枚方市津田北町３丁目33番３―307号
債務者　渡邊よしえ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２７６号
大阪市北区中崎西３丁目３番35号　絆梅田305号室
債務者　岡本　佳宏
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８７号
大阪府茨木市総持寺２丁目１番４号　ササマツニューマンション　303号
債務者　上田井宏行
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９２号
大阪府摂津市学園町２丁目８番27―501号　シャトーモンシェール
債務者　石宮　勝久
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０１号
大阪府門真市下馬伏町16番10号
債務者　橋本アカネ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７６号
大阪市生野区勝山北３丁目６番４号
債務者　徳原良俊こと　康　　良俊
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７０号
大阪市平野区平野西３丁目７番６号　エースマンションＢ棟　108号
債務者　名刀くに江
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２号
和歌山市府中789番地21
債務者　上田　瑠加
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第６１号
福岡県柳川市袋町３番地３　リーヴァ102号、前住所福岡県久留米市花畑３丁目19番地１
債務者　近藤美恵子（旧姓飯川）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番30号　エメラルド尾浜南　405号
債務者　井上　朱璃
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１２号
兵庫県西宮市小松南町１丁目12番18号　日野文化住宅101号、前住所兵庫県西宮市里中町３丁目９番17―405号
債務者　清水たつえ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１３号
兵庫県西宮市小松南町１丁目12番18号　日野文化住宅101号、前住所兵庫県西宮市里中町３丁目９番17―405号
債務者　清水　典正
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第８３号
石川県加賀市片山津温泉大欠１番地12
債務者　桶谷　マリア　エルシー　エレナ　こと　オケタニ　マエルシ　エレナ　ソマガイサイ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１０１２号
神戸市兵庫区水木通４丁目２番22号　307
債務者　山本　英治
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３７号
兵庫県西宮市泉町４番５―305号
債務者　三木　利香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市本町９番３―201号
債務者　宅野　喜貴
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５３号
兵庫県揖保郡太子町沖代198番地１　ロッキーコート太子606号室
債務者　原田　秋好
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第６０号
兵庫県宍粟市山崎町葛根353番地１、前住所兵庫県芦屋市涼風町25番12号
債務者　森木　彩夏（旧姓西村）
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第６１号
兵庫県たつの市揖西町小神1551　桑の実園、住民票上の住所兵庫県たつの市御津町釜屋103番地１　元治アパート　１号室
債務者　岸本　　勝
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第６３号
兵庫県宍粟市一宮町安積344番地８
債務者　塩垣　涼子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第８４号
岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下321番地市営住宅今泉団地2104号
債務者　菅野あきみ
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１２９号
富山県砺波市深江一丁目226番地　セントラルハイツ千田208号
債務者　河井　未憂（旧姓小笠原）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２６１号
石川県野々市市堀内５丁目297番地　セントラルハイム605号
債務者　勢藤佐知子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
石川県金沢市十一屋町16番24号　コーポ林Ａ15号
債務者　谷　　至
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７６号
金沢市松村７丁目32番地１　ラインハウス302号
債務者　佐藤　光馬
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６９号
長野県岡谷市堀ノ内一丁目18番９号
債務者　平野　成人
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第１２２号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積581番地
債務者　河村　広美
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
静岡県富士市中柏原新田115番地の１　レオネクストカアム102号
債務者　素川　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１９３号
静岡県富士市今泉２丁目９番20号、前住所静岡県富士宮市万野原新田2872番地の５　サニーコート万野Ａ―101
債務者　田中　慎哉
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０９号
静岡県富士宮市大岩920番地の３　ルミエールⅡ302号
債務者　遠藤　智恵子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２８６号
徳島県小松島市中田町字浜田23番地の19（ベルハウス中田110号室）
債務者　林田　恵佑
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１５号
愛媛県松山市星岡４丁目７番10号
債務者　阿部　麻紀
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６２号
愛媛県今治市桜井乙32番地413
債務者　武内　雅実
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第８４号
福岡県飯塚市上三緒221番地８
債務者　渡邊美惠子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第８５号
福岡県飯塚市上三緒221番地８
債務者　渡邊　愛未
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第８７号
福岡県飯塚市伊川43番地３
債務者　小山田明美（旧姓岩井）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第８９号
福岡県飯塚市相田253番地３　モーリックス飯塚207
債務者　久野　沢恵
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第１０６号
福岡県飯塚市太郎丸1138番地６、前住所福岡県飯塚市平恒392番地51
債務者　石井　里美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第１９号
大分県佐伯市大字狩生3171番地１
債務者　染矢絵里加（旧姓山内）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第３９３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1150番地１
あさひⅡ　Ｃ棟
債務者　海野　かよ（旧姓宇治橋）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０４号
宮崎市大字恒久3922番地１　センチュリーハイム101号、前住所宮崎市佐土原町上田島1959番地18
債務者　安岡　美香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７０号
宮崎県日向市北町２丁目60番地１　リバティーハウス北町　105号、前住所宮崎県日向市平野町２丁目69番地
債務者　原　　佑季（旧姓森）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１７３号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目22番20―５号
債務者　安藤　隆裕
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２２１号
福島県田村市滝根町神俣字五林平226番地
神俣団地１号棟11号
債務者　庭瀬　健広
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９８０号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町203番地
債務者　陶　ｌｕｏｎｔｏこと　立花　直人（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１００１号
京都市上京区黒門通出水下る北蟹屋町670番地　ＬＯＴＵＳ　ＧＲＡＮＤＥ　ＭＡＲＵＴＡＭＡＣＨＩ　202
債務者　大野　成美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１００５号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地２棟204号
債務者　浅見　圭祐
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０７６号
京都府八幡市男山美桜10番地２　１棟201
債務者　大石　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１００号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地29棟104号
債務者　清水　直美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０５１号
広島市佐伯区千同２丁目１番21―204号
債務者　後藤　美嘉（旧姓小松）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７１号
広島市安佐北区落合２丁目34番１―102号
債務者　岡田　未樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６２号
広島県山県郡北広島町志路原715番地１　（５号）
債務者　中谷　朝恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和８年（フ）第１３３１号
福岡市南区寺塚一丁目16番12号
破産者　株式会社ＫＡＩＫＡ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３８９号
福岡市中央区清川二丁目４番29号
破産者　株式会社ジェイココモ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４１１号
福岡県朝倉市来春334番地１あさくら税理士法人朝倉中央事務所１階
破産者　有限会社アムリタ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２３５８号
千葉県千葉市美浜区打瀬２丁目22　ミラリオ４番館1206
破産者　浦嶋　友成
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９１８８号
東京都千代田区神田松永町13番地　ＶＯＲＴ秋葉原Ⅱ
破産者　株式会社ＣＩＲＲＵＳ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９１８９号
東京都千代田区神田松永町13番地　ＶＯＲＴ秋葉原
破産者　株式会社Ａｃｃｏｕｎｔ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２３４号
東京都世田谷区瀬田４丁目24―12―801
破産者　岩川　和生
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９５号
埼玉県久喜市久喜東５丁目31－９－205
破産者　佐藤　　忍
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０１号
京都府京都市伏見区向島四ツ谷池14－８　向島団地６－１棟905号、開始決定時の住所埼玉県所沢市緑町１丁目６―18―306
破産者　山内　由美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１４７０号
東京都板橋区若木２丁目８－３　セドルハイム上板橋ⅡＢ棟202
破産者　山田　圭佑
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７５２号
東京都板橋区若木２丁目８番３号　セドルハイム上板橋ⅡＢ棟202
破産者　株式会社ウォルナット
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２０６号
東京都江戸川区東小松川２丁目10番３号
破産者　有限会社ヒキマコーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２１４号
東京都小平市学園西町２丁目14―20―203
破産者　根本佐知子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５８６号
東京都江戸川区江戸川６丁目22－３－103
破産者　石井　英也
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９４号
東京都杉並区和田１丁目46―11―216、開始決定時の住所東京都新宿区百人町４丁目４－16―219
破産者　杉山　圭子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９７号
東京都江戸川区東瑞江２丁目33－１－102
破産者　山根ひなの（旧姓笠原・長谷川）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８９８号
東京都台東区浅草２丁目25－１－204
破産者　ケニエタニュ澄子（旧姓富田）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９００号
東京都北区中里３丁目22―１―307
破産者　富永　浩輝
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９５５号
東京都新宿区市谷仲之町４－２－104
破産者　板垣　貴之
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９６０号
東京都豊島区西巣鴨３－25―16　バンブータウンコート103、住民票上の住所福島県白河市白坂下黒川727
破産者　大平　実佑
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１１７号
東京都練馬区羽沢２丁目１－１－302
破産者　小田　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４３号
東京都港区東麻布１丁目19番２号　フラット東麻布１階
破産者　株式会社かんてら
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４４号
東京都世田谷区上北沢５丁目46－15－402
破産者　大城　　司
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４３９号
東京都港区台場１丁目５－６－1302
破産者　佐藤　輝美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６０３号
東京都港区東麻布３丁目２番４号　ＡＩＦＬ　ＡＴ麻布十番ｅａｓｔ503号室
破産者　株式会社ＴＡＲＯ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５９号
東京都板橋区常盤台１丁目62－３
破産者　浅利　りさ（旧姓高澤）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７００号
東京都東大和市奈良橋４丁目669番地の26
破産者　株式会社ダダ企画
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７１３号
東京都千代田区内神田３丁目12番10号
破産者　株式会社千寿企画
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７１４号
東京都千代田区西神田２丁目６－１－1710
破産者　古川　克寿
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７４０号
東京都港区北青山１丁目３番１号　アールキューブ青山３階
破産者　株式会社ブレオン
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７４１号
東京都港区東麻布３丁目８番３－1001号
破産者　ダックポン・キャピタル株式会社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７４２号
東京都杉並区下井草５丁目６番15号　アゼリア・Ⅱ　107
破産者　松原真太郎
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８４号
東京都中央区銀座７丁目15番８号　タウンハイツ銀座406
破産者　株式会社百研社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８５号
東京都江東区豊洲５丁目６－29－2124
破産者　伊藤　悠太
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８９２号
東京都墨田区亀沢４丁目24番３号　土井ビル１階
破産者　株式会社東京ユニホームサービス
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８９３号
東京都江東区潮見１丁目29－15－1302
破産者　高野　健三
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３０号
東京都世田谷区上用賀４丁目17－２－321
破産者　春木　靖隆
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９４９号
東京都港区六本木４丁目３番11号　六本木ユニハウス223号
破産者　ヨシマキ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５０号
千葉県市川市香取１丁目14－13－201
破産者　前川　嘉彦
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５３号
東京都渋谷区神宮前５丁目41番14号
破産者　株式会社コムアセッツ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５４号
東京都江戸川区松江３丁目６－19－103
破産者　笹生　政俊
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００６号
東京都千代田区平河町２丁目６番１号　平河町ビル７階
破産者　デシーマジャパン株式会社
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４３号
東京都新宿区上落合３丁目６－５－302
破産者　桑村　　朋
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２７５号
東京都杉並区井草４丁目11－14－201
破産者　中本　都子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３５号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目７－16－304
破産者　上野　順
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５９号
東京都葛飾区新小岩３丁目21－19－208
破産者　吉田　大祐
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９８号
東京都中央区湊３丁目５－８－502
破産者　森本　和成
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９９号
東京都板橋区舟渡１丁目12－２－205
破産者　森田　一彦
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４３号
東京都八王子市長沼町1306－５　リリファ八王子北野１－206
破産者　橋本　貴子（旧姓原）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４７７号
東京都北区赤羽西１丁目29－３－502
破産者　大和　勝美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５４号
東京都江東区木場６丁目15－６－509
破産者　工藤　哲也
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６５号
東京都あきる野市草花2066－５
破産者　榎本　汐里
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６９号
東京都杉並区和田１丁目33－20－101
破産者　小板橋泰造
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７２号
東京都台東区下谷３丁目12－10－402
破産者　土屋　　隆
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７３号
東京都大田区大森本町１丁目８－12－Ｅ－1103
破産者　下條　忠春
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７４号
東京都北区東十条１丁目９－９－202　三和コーポ参番館
破産者　福地　洋二
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７６号
東京都調布市多摩川５丁目８－１－102
破産者　伊藤　立真
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７９号
東京都中野区東中野１丁目10－７－401
破産者　與那嶺まこ
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０９号
東京都中野区弥生町２丁目33－５－303
破産者　峯藤　　誠
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２２号
東京都北区十条仲原１丁目22－12－106
破産者　明光寺千晃
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１４号
東京都杉並区和泉３丁目58－２－101
破産者　吉田　恒範
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２４号
東京都練馬区豊玉北４丁目33－17－202
破産者　伊藤　勝也
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４５号
東京都小平市小川東町2608－３－107
破産者　甲斐　和夫
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５７号
東京都葛飾区立石２丁目33－１－511　ＡＺＥＳＴ立石Ⅱ
破産者　矢野　智子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８７４号
東京都中野区中野６丁目12－10－204
破産者　藤井　靖明
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９０５号
東京都足立区西綾瀬３丁目15―16
破産者　佐山　和利
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２１号
栃木県小山市駅南町四丁目25番21号
破産者　丸勝商事株式会社
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５７１号
栃木県日光市塩野室町801番地１
破産者　阿久津良美（旧姓半田）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第７９６号
栃木県栃木市大宮町1748番地14
破産者　石山　真史
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市茂原町1070番地２
破産者　増渕　敬子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８０号
栃木県栃木市小平町10番22号　ミラージュ203号
破産者　佐賀　　海
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１９４号
栃木県宇都宮市材木町４番29号
破産者　株式会社松本
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３７９号
栃木県宇都宮市中央３丁目７番３号　グリーンハイツ中央203
破産者　幅　　雅広
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３８０号
栃木県宇都宮市中央３丁目７番３号　グリーンハイツ中央203
破産者　船山　明美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３８５号
栃木県大田原市中田原1364番地３　シャトーハイツ２―103号
破産者　三浦　　学
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４０２号
栃木県小山市城東４丁目16番44号、前住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目43番地９
破産者　大島　康雄
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７８号
栃木県宇都宮市兵庫塚１丁目９番26号　グランドヒル幹Ａ201
破産者　叶内　　淳
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３１号
東京都練馬区南田中３丁目28―４―208
破産者　星　　龍也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３９５号
東京都昭島市美堀町４丁目９―９―402
破産者　小林　靖博
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４５４号
東京都目黒区鷹番２丁目１―４―101
破産者　深澤　幹子（旧姓松浦）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７９５号
神奈川県横浜市西区久保町１番20号
破産者　株式会社コーリナコーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１７６号
東京都渋谷区広尾５丁目19番14号
破産者　有限会社アールドット
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１７７号
東京都板橋区桜川３丁目22―５―205
破産者　小早川玲重
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５５０号
東京都練馬区下石神井１丁目14―36―103
破産者　佐々木晃大
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６５３号
東京都江戸川区東瑞江２丁目33―１―102
破産者　山根　健太
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７０６号
東京都大田区多摩川１丁目18―10―901
破産者　井澤　亮一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１５号
千葉県松戸市新松戸３丁目296番地　サンライトパストラル壱番街Ｂ―301、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田佐久間町２丁目24番地
破産者　株式会社ダンガーラ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１６号
千葉県松戸市新松戸３丁目296　サンライトパストラル壱番街Ｂ―301
破産者　本間　晶一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４２号
東京都大田区中央４丁目５―11　サクラヴィアステージＢ号
破産者　大西　啓之
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７５１号
東京都中野区野方１丁目29―11―207
破産者　工藤　順靖
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９７号
東京都豊島区高松３丁目１―15―102
破産者　梅本　由子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９４１号
東京都豊島区北大塚１丁目20―２―513
破産者　長田　玲子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９９０号
東京都墨田区八広１丁目42―10―102
破産者　川邉　真徹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００６号
東京都渋谷区広尾３丁目７―１　ドリームハウスマリソル３―Ａ、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿３丁目20―９―106
破産者　兒玉　寧々
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４７号
東京都板橋区南町50番３号　サンプレシャス205
破産者　株式会社ランドリブ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４８号
東京都板橋区南町50―３―205
破産者　大城　一学
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３５４号
東京都大田区西馬込２丁目35―８―105
破産者　柴田　琢郎
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４０２号
東京都港区海岸３丁目３―12―410
破産者　森田　　翼
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５５２号
東京都清瀬市旭が丘２丁目１―４―510
破産者　末國　信幸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５５３号
東京都清瀬市旭が丘２丁目１―４―510
破産者　末國　小百合
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１２号
石川県河北郡津幡町字庄ホ47番地１
破産者　株式会社リジョイスカンパニー
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６１３号
東京都港区南麻布２丁目９―16―804
破産者　赤井　純一（旧姓松本）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２０号
東京都豊島区池袋３丁目34番７号　ビジネスパーク池袋２階
破産者　株式会社さいたまテック
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２１号
東京都荒川区東日暮里３丁目３―７―102
破産者　吉原　信平
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２２号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―827
破産者　林　　大介
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２３号
東京都中央区日本橋室町１丁目11番12号　日本橋水野ビル７階
破産者　有限会社ＧＲＥＥＮ　ＰＬＵＳ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７２４号
千葉県八千代市村上1113―１　２街区15棟901
破産者　西　奈緒美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６９号
東京都新宿区大久保２丁目１―９―709
破産者　高橋　大悟
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８５３号
愛知県知多市つつじが丘２丁目19―９―201
破産者　掛橋　愛子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９０１号
東京都江戸川区東葛西５丁目11番11号
破産者　株式会社グランジール
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９０２号
東京都町田市大蔵町3092―１　Ｃａｓａ　Ｏｋｕｒａ　Ⅱ　201
破産者　吉岡　　愛
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３４号
東京都豊島区池袋４丁目29―６―201
破産者　岡野香奈子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３６号
東京都江戸川区鹿骨２丁目２番６号　第２サカイマンション105号室
破産者　エーエム商事有限会社
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９４５号
東京都江戸川区大杉１丁目２番３号
破産者　有限会社大河原工業
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５７号
東京都荒川区西尾久４丁目12番11号　田端スカイハイツ731
破産者　株式会社ＢＬＵＥ　ＲＯＳＥ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５８号
東京都荒川区西尾久４丁目12―11―731
破産者　松本　　優
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９６１号
東京都江東区白河３丁目４番３号
破産者　株式会社アン・ドゥ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９６２号
東京都中央区日本橋大伝馬町３―10―506、開始決定時の住所東京都江東区白河３丁目４―３―2302
破産者　本木　淑子（旧姓中島）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００７号
東京都千代田区神田須田町１丁目７―８　ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ２Ｆ
破産者　有限会社トライデスク
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０４３号
広島県広島市中区富士見町２―20―602
破産者　西村　眞次
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０４４号
広島県広島市中区富士見町２―20―602
破産者　西村美佐子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５３号
東京都千代田区外神田６丁目９番７号
破産者　株式会社ラピタジョイエイト
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５４号
大阪府岸和田市大町３丁目15―１―302
破産者　相島　昭彦
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９２号
東京都大田区西蒲田５丁目７―８―308
破産者　佐藤　永吉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２２号
東京都墨田区業平２丁目12番３号　プティアムススカイツリー前104号
破産者　カロス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２３号
千葉県船橋市三咲１丁目４―34
破産者　吉田たか恵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５５号
東京都新宿区横寺町40―302
破産者　広瀬　育哉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６１号
東京都練馬区旭丘１丁目58―９―405
破産者　稲葉　　吉
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３６８号
東京都練馬区立野町７―20
破産者　高松　純一
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３９４号
東京都大田区矢口２丁目21―16―723
破産者　内海　明美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１８号
東京都豊島区高田３丁目18―10―203
破産者　福田　麻実
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４０号
東京都江戸川区中葛西３丁目16―４―201
破産者　小倉　麗子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４７９号
東京都葛飾区東新小岩８丁目７―４―102
破産者　草島　元気
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９５号
東京都荒川区西日暮里６丁目15―４　アクアリガーレ西日暮里イースト504
破産者　高山　静佳
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１６号
東京都板橋区徳丸６丁目48―７　パークハイムⅡ203
破産者　小笠原克典
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５３７号
東京都杉並区上井草２丁目34―５―206
破産者　古賀　多聞
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５３９号
東京都江東区東砂５丁目21―３―201
破産者　池谷　拓実
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６６号
東京都世田谷区弦巻３丁目20―15―102
破産者　三上　忠夫
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６７号
東京都大田区大森本町１丁目９―21　ライオンズマンション大森本町第３　105
破産者　今本マリアこと　イマモト　マリア　テレサ　ブランコ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８０号
東京都豊島区駒込３丁目12―３―503
破産者　赤塩　良治
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０６号
東京都練馬区中村北１丁目18―１―105
破産者　笹谷　紘平
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１０号
東京都小平市喜平町１丁目14―40―205
破産者　照山　　陸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１２号
東京都新宿区西新宿４丁目21―21―207
破産者　谷田　悠輔
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１４号
東京都練馬区富士見台１丁目26―19―301
破産者　小澤　一実
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１７号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目23―19―105
破産者　中野　俊彦
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７２号
東京都練馬区南大泉５丁目25―33―206
破産者　松本真紀雄
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７４号
東京都新宿区西落合１丁目18―18　けやき荘304
破産者　大藏レイリー
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８１号
東京都杉並区永福２丁目37―32―101
破産者　廣野　清佳
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０３号
東京都江東区大島８丁目22―１　山本荘
破産者　古川　勝利
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０６号
東京都世田谷区深沢８丁目５―10　正司ハウスＡ102
破産者　兼子　稜馬
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４９号
東京都杉並区和泉１丁目38―６―507
破産者　桜澤　千聖
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７５４号
東京都文京区向丘１丁目７―10―702
破産者　秋田　　信
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６４号
東京都足立区島根１丁目12―22―101
破産者　菅　飛雄大
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１３号
東京都中野区中央３丁目41－７－502
破産者　岡崎　　翔
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１５号
川崎市高津区子母口879番地８
破産者　株式会社37ＥＸＰＲＥＳＳ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７１７号
東京都昭島市緑町４丁目28番５号コーポ藤Ｎｏ．５　205号
破産者　小林　晃浩
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第４５６号
神奈川県小田原市浜町３丁目12番８号
破産者　有限会社松村商会
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第２４０１号
福岡市東区多々良２丁目49番36号
破産者　清水　俊行
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３７７号
福岡県春日市ちくし台５丁目132番地２　コスモピア春日213号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市ちくし台４丁目48番地
破産者　大栁　照之
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２４１０号
福岡市南区野間１丁目28番27－201号　ピィアセレ高宮
破産者　染井　一彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２５６２号
福岡県太宰府市五条１丁目８番６－301号、開始決定時の住所福岡市城南区長尾３丁目15番36－302号　エレガンス長尾
破産者　細藤　　崇
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７６号
福島市太田町14番29号、従前の住所福島市上鳥渡字蛭川25番地の４
破産者　梅宮　健一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和７年（フ）第６０４号
埼玉県越谷市大字大房875番地５
破産者　岡井　孝樹
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２３９６号
福岡市南区大橋４丁目１番５－402号　ニューシャトル大橋、前住所福岡市南区大橋４丁目20番12号
破産者　林　なお子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２４７４号
福岡市早良区南庄６丁目23番１－402号　ウエストタウン南庄
破産者　松元　勇市
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６１号
秋田市仁井田本町６丁目７番71号　エスポワール仁井田Ⅱ　203号室、住民票上の住所秋田市土崎港中央四丁目１番３号
破産者　若松　義明
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４９３号
新潟市江南区横越川根町１丁目10番23号　メルヴェーユ102号
破産者　中谷　大輝
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７５号
熊本県八代郡氷川町網道1068番地７
破産者　野尻　一也
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

令和８年（フ）第１２２９号
福岡県糸島市志摩小金丸3358番地２
破産者　大穂　澄子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０８号
福岡市中央区平尾２丁目１番18－703号　ダイナコートエスタディオ平尾、前住所福岡市中央区今泉２丁目４番25－905号　エルグランド天神
破産者　矢野　香織
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４８９号
福岡市東区若宮５丁目21番４－406号　市営松崎団地　４号棟
破産者　河本妹理果
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０３号
福岡市西区今宿青木29番地３　ネオパレス今宿　501号
破産者　春日野くる美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２５号
福岡市東区多の津４丁目12番36号　ジョイハウス多の津203号
破産者　福田美智恵
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５３１号
福岡市東区和白東１丁目17番34号　クライスハイム和白東、前住所福岡市東区城浜団地38番104号
破産者　平田　　忠
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４５号
福岡市東区和白東２丁目33番53―203号　プラエフメゾン和白ＥＡＳＴ
破産者　赤松　幸子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５２号
福岡市南区長丘１丁目５番21号　エリーナ長丘501号
破産者　松田　好恵
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５３号
福岡市南区長丘１丁目５番21号　エリーナ長丘501号
破産者　松田　正矢
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１１号
福岡市東区馬出６丁目22番11―101号　ＣａｓａＪＲ箱崎Ａ棟
破産者　荒井　英敏
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０７号
福岡市中央区薬院１丁目16番８―211号　エクセレンシア天神
破産者　森光　幸恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０８号
福岡市城南区西片江１丁目19番41―101号　ボヌール西片江
破産者　集治　智史
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６０号
福岡市城南区茶山４丁目11番40号　サンフラワー茶山Ⅰ　203号
破産者　森　　仁美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３６５号
福岡市早良区星の原団地14番401号
破産者　江口　　咲
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９４号
福岡県大野城市山田３丁目３番36号
破産者　成吉　順子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０１号
福岡市南区高木２丁目23番５―301号　サン・アベニュー高木
破産者　川邉　　都
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３５号
福岡市東区和白東４丁目24番27号
破産者　宮本　鮎美
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４２号
福岡市西区愛宕１丁目３番22号　ロリアン105号
破産者　高田　　弘
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４８号
福岡市西区姪の浜５丁目21番31―２号　シャルマン姪浜103号
破産者　高木貴美子
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４６９号
福岡市早良区小田部３丁目16番16号　ウィンズⅡ　202号
破産者　奥山　理菜（旧姓有働・塩川）
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０２号
福岡県大野城市山田３丁目10番２号　サンリバーⅡ106号
破産者　井上　裕行
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５２２号
福岡市南区鶴田４丁目25番２号
破産者　宅間　　諒
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５３８号
福岡市西区姪の浜３丁目10番12―102号　ノベル姪浜
破産者　竹村　雅典
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３３１号
鹿児島市柳町６番２号　プレジデント柳町404号
破産者　小路　賢人
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１１３７号
札幌市東区北20条東14丁目３番13―400号
破産者　飯沢　俊也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１７１号
札幌市北区太平10条５丁目１番15―301号
破産者　富山　優子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０７号
札幌市中央区南５条西10丁目1011番地２　サンシャインシティ弐番館1103号
破産者　山崎　　諒
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３６号
札幌市南区澄川６条３丁目２番４―504号
破産者　髙橋　眞治
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９６号
札幌市手稲区新発寒４条３丁目18番５―102号
破産者　小柳　愛花（旧姓齊藤）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０１号
札幌市豊平区月寒西４条５丁目１番10―3013号
破産者　鈴木　哲也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０２号
札幌市豊平区平岸１条13丁目３番27―106号
破産者　上甲亜理沙
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２４号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―206号
破産者　岡田　省太
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３６号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番26号　ＡＭＳ平岸512―201号
破産者　大沢　美陽
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６１号
札幌市清田区清田３条１丁目３番11号　ラ・コート清田205号
破産者　大野　瑞葵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６５号
札幌市東区北32条東５丁目３番18号　サンシャインパーク303号
破産者　早坂　一幸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９７号
札幌市白石区北郷１条５丁目４番23―201号
破産者　吉崎　正人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２２号
北海道江別市野幌若葉町27番地の16　白い風船107
破産者　久禰田一騎
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３４号
北海道江別市大麻宮町４番地　大麻宮町団地７号棟202号室
破産者　白鳥　暢子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５４８号
札幌市白石区東札幌５条２丁目６番10―201号
破産者　藤田　敏也
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５３号
札幌市豊平区美園２条６丁目１番５号　セトル美園402号
破産者　大場　真緒
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７０号
札幌市豊平区平岸４条７丁目12番２―403号
破産者　大西　諒
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９０号
札幌市東区北36条東１丁目７番11号　麻生第２Ｂレジデンス206号
破産者　髙野　愛実
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５号
岩手県北上市上野町二丁目27番４号
破産者　伊藤　大輔
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第５７１号
栃木県日光市塩野室町801番地１
破産者　阿久津良美（旧姓半田）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第６９９号
栃木県小山市大字喜沢636番地２　さくら101号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大師町５番５号
破産者　東川　勤
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２号
栃木県日光市瀬尾528番地８、前住所栃木県真岡市上江連506番地１
破産者　野澤精密工業こと　野澤　孝広
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市茂原町1070番地２
破産者　増渕　敬子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８０号
栃木県栃木市小平町10番22号　ミラージュ203号
破産者　佐賀　海
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３７９号
栃木県宇都宮市中央３丁目７番３号　グリーンハイツ中央203
破産者　幅　雅広
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３８０号
栃木県宇都宮市中央３丁目７番３号　グリーンハイツ中央203
破産者　船山　明美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３８５号
栃木県大田原市中田原1364番地３　シャトーハイツ２―103号
破産者　三浦　学
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４０２号
栃木県小山市城東４丁目16番44号、前住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目43番地９
破産者　大島　康雄
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７８号
栃木県宇都宮市兵庫塚１丁目９番26号　グランドヒル幹Ａ201
破産者　叶内　淳
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７７号
群馬県高崎市下小鳥町89番地15　アサンテＡ101号
破産者　飯塚　春江
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８５号
群馬県高崎市吉井町塩川173番地１　吉井アパート１号
破産者　佐藤　公代
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８８号
群馬県安中市原市2117番地　県営原市第二団地Ｃ棟25号
破産者　奥村　秀夫
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２０５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮306番地13　グリーンパレスＡ棟101号
破産者　木村千奈美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮306番地13　グリーンパレスＡ棟101号
破産者　木村　結依
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２１９号
岐阜市北野東477番地
破産者　林　　量子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０６号
岐阜県各務原市蘇原花園町４丁目59番地１（グループホーム　えむ　101）、前住所岐阜県各務原市那加新田町１丁目60番地２（リバティーヒルズ101号）
破産者　戸塚　儀勝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３１８号
岐阜県関市東仙房５番地　レジデンスＡ201、前住所岐阜県関市春日町３丁目４番地
破産者　平野　亨子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２２５号
和歌山県海南市大野中229番地３
破産者　白木　勇勝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２５５号
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮530番地
破産者　松川　　恵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３００号
和歌山県有田郡広川町大字広381番地　南団地　25号
破産者　山崎　裕士
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０２号
和歌山市加納48番地８　ファミール前島Ⅱ201
破産者　酔月こと　谷口　裕子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０５号
和歌山県海南市名高445番地
破産者　小林　俊美
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１１号
和歌山市十二番丁87番地　ルシャトー十二番丁301号室
破産者　森川　秀子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０９号
鹿児島市鴨池１丁目21番３号　第七セントラルハイツ西鹿児島305号、前住所鹿児島市南林寺町４番７号　朝日プラザ天文館南303号
破産者　和田　陽菜
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１５号
鹿児島市高麗町26番４号　アベニュー高麗1101号
破産者　下田平孝治
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３２号
鹿児島市小原町８番１号　谷山病院
破産者　山下賢史（法定代理人保佐人林宏嗣）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第９３号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地150、旧住所青森県黒石市大字二双子字野田178番地18
破産者　石田　玲華（旧姓柳谷）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第２４号
岩手県釜石市両石町第２地割58番地10　県営両石アパート206号室
破産者　香澤亜衣里
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１１８号
秋田市柳田字境田35番地５
破産者　三浦　宏秋
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２７号
秋田市泉中央二丁目４番10号　レオパレス大畑206
破産者　菅原　貴行
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉232番地14
破産者　中里瑞穂（旧姓松林）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５１０号
埼玉県川越市霞ケ関東２丁目18番地８　（エミネ霞102号室）
破産者　坂本　日色（旧姓吉田）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２４号
埼玉県飯能市大字下名栗538番地３
破産者　菊地　　明
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４４号
埼玉県川越市南大塚３丁目９番地19
破産者　岡元　杏美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６２号
埼玉県所沢市緑町４丁目34番23号
破産者　清水　奏輝
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０９号
埼玉県川越市大字的場538番地５　（ＣａＳａＰＡＺ203号室）
破産者　猪狩　　誠
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和５年（フ）第２９０５号
東京都大田区山王２丁目30―10
破産者　木嶋　正康
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４７１号
茨城県日立市大みか町４丁目21―10
破産者　冨田　寛治
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７１７号
東京都練馬区貫井４－３―19―102、住民票上の住所東京都練馬区豊玉上２丁目１―15
破産者　水落　隆志
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４１号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目30番地５リリオン・ヴィレッジⅠ―110
破産者　藪田　麻菜
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５７１号
東京都町田市成瀬７丁目10番８―306号
破産者　久永　恭子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６８０号
東京都西東京市東伏見１丁目14番11号エーデルハウス１－Ｄ号
破産者　桑田　　誠
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８３４号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７－1206号
破産者　小林まどか
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９１９号
東京都府中市四谷４丁目42番地の21ルナ・エトワール府中201
破産者　牧野　由香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９３７号
東京都多摩市諏訪４丁目１番地２－507
破産者　中鉢　良江（旧姓山田）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９４８号
東京都武蔵村山市三ツ木５丁目30番地の11
破産者　吉田　政一
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９５５号
東京都東大和市清水６丁目1188番地の13
破産者　西沢　愛花
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９８１号
東京都八王子市三崎町５番16－910号
破産者　萩原　孝司
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９１号
東京都町田市金森東３丁目18番16号合掌苑
破産者　岡本　和人
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９３号
東京都町田市能ヶ谷２丁目11番46号サンモクレン201
破産者　相原　里美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９４号
東京都調布市国領町５丁目49番地５ベルメゾン国領202
破産者　山田　伸浩
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７０号
東京都小平市学園東町395番地の４アーガスヒルズ62－103
破産者　額賀　寿臣
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９１号
東京都青梅市長淵７丁目287番地の１サンアベニュー長淵107
破産者　市川　信幸
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０６号
東京都八王子市美山町1763番地３
破産者　徳冨　勝幸
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５０号
神奈川県相模原市南区東林間７丁目35番６号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市成瀬３丁目12番地３しあわせ野43－201
破産者　萱沼　ナオ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９７号
東京都八王子市台町３丁目24番８号コーポエトワールＣ棟102号
破産者　丹羽　泰啓
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３２５号
新潟市北区木崎2923番地５
破産者　増子　みね
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３７号
新潟市西区真砂３丁目22番12号　第１コーポ真砂２号棟、前住所新潟市中央区水島町10番25号　ダイアパレス水島町603号
破産者　山岸　幸栄
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５４号
新潟市中央区本馬越２丁目26番18号　ホワイトハウスⅡ　104号
破産者　布施實佐子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１４号
新潟県柏崎市半田２丁目13番16－204号　Ｆ＆Ｔハンダ
破産者　片山　　香
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
新潟県柏崎市田塚２丁目１番20－202号　ライトワンＢ
破産者　田中　美紀
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２００号
石川県野々市市横宮町14番９号　ハイネスよこみや204号、従前の住所岐阜県大野郡白川村大字荻町90番地（従々前の住所）東京都江戸川区南小岩６丁目27番９号
破産者　市原まりあ（旧姓三島）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０９号
金沢市笠市町５番10号　フレグランス笠市102号
破産者　杉山日向大
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１２号
石川県河北郡津幡町庄ニ37番地３　谷口方、住民票上の住所石川県輪島市鳳至町鳳至丁91番地
破産者　光盛　信子
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
石川県野々市市押野２丁目130番地２
破産者　東　　亮嗣（旧姓緑川）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２６号
金沢市金石東２丁目９－17、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字宮坂一字１番地７（従前の住所）石川県加賀市桑原町イ79番地
破産者　北岡　砂織
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５１号
静岡県榛原郡吉田町神戸1261番地の３　ｂｏｎｉｔｏ（101）
破産者　片岡　　努
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５８号
三重県名張市栄町2812番地３　名張駅前マンション105号
破産者　角谷　充彦
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２１２号
三重県いなべ市員弁町北金井1816番地８　コンフォート北金井102号室
破産者　多湖　恵美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２９２１号
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番７―607号、前住所大阪市福島区海老江７丁目３番19―904号
破産者　山本　剛史
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４６号
大阪府東大阪市吉松２丁目８番17号　プロニティ・ユー　107号室
破産者　中井　紀寛
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５３号
大阪市港区磯路２丁目13番２―1021号
破産者　白川　由香（旧姓杢保）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０３４号
大阪府茨木市中穂積２丁目13番８号　エトワールセレスト茨木　201号
破産者　平井　采花
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０４８号
大阪府東大阪市足代３丁目３番３―805号
破産者　新村　明菜
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１０３号
大阪府寝屋川市河北東町９番26号
破産者　重田　愛美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１２５号
大阪府高槻市宮野町３番４―204号
破産者　坂田　明駿
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１３４号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目20番８号
破産者　中野　颯士
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１５４号
大阪市港区港晴４丁目12番３号　ミレーユ港晴　402号
破産者　多田　亮太
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１７３号
大阪府東大阪市寿町２丁目７番21号　102号
破産者　奥田　愛梨
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１７５号
大阪府高槻市大冠町２丁目42番１号　レクエルド藤306号
破産者　平山　未来（旧姓坂本・小倉）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２９４号
大阪府門真市御堂町７―14、住民票上の住所大阪府枚方市御殿山町16番34号
破産者　新澤　慶也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５１号
大阪市東淀川区大桐５丁目19番21号　ヴィバコート　205号
破産者　障子　紗耶
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市材木町311番地　県住18号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺150番地11
破産者　加藤　明子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０５号
鳥取県米子市上福原２丁目４番39号
破産者　原　　則幸
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２０号
鳥取県米子市上安曇68番地
破産者　武本　享三
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２８号
鳥取県米子市皆生温泉３丁目12番33号
破産者　福本　昌子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１３２号
鳥取県米子市淀江町佐陀380番地10　グループホームしんらい、住民票上の住所鳥取県西伯郡大山町今在家589番地１　今在家団地Ｂ204号
破産者　福本　正弘
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３８２号
岡山市中区兼基363番地１　101号
破産者　高橋　利和
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２５号
岡山市北区南方三丁目10番31号　メゾンホワイト　205
破産者　岩岡　一輝（旧姓木村）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３９号
岡山市南区福田539番地24、旧住所岡山市北区十日市西町８番57号　青江荘１Ｆ―２
破産者　山田　明子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５７号
岡山市南区福富西一丁目20番４号　わおん福富西９号棟、旧住所岡山市南区福田306番地23　わおん岡山福田Ⅱ
破産者　信原　一之
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６１号
岡山市北区西古松99番地１　ミモザハウス西古松307号室
破産者　高谷　典昌
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６８号
岡山市北区三野三丁目７番16号　メゾンソレイユ一棟203号、旧住所岡山市北区大供一丁目５番６号　パークアベニュー医大北　302号
破産者　厨子　悟至
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７７号
岡山市南区築港新町一丁目３番14号
破産者　山本　達也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５号
埼玉県上尾市大字原市3757番地７、開始決定時の住所香川県高松市木太町1153番地１　木太マンション320
破産者　谷津　裕子（旧姓阪口）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０５号
香川県高松市牟礼町牟礼2162番地２　牟礼ぐらしＲｏｏｍ③Ｂ棟201号室
破産者　熊野　芳美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５９８号
北九州市小倉南区春ケ丘９番４号（204）、前住所北九州市小倉北区片野２丁目２番21―105号
破産者　内田　卓志
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２４号
福岡県中間市東中間２丁目14番11号
破産者　野﨑　里彩
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７１号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目17番４―302号
破産者　高田　紗代
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８５号
北九州市小倉南区若園４丁目15番15―501号
破産者　木塚喜美子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919　医療法人財団友朋会　嬉野温泉病院、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙481番地１
破産者　井上保津子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８６号
佐賀県伊万里市立花町1604番地112　ピーチハイツ202号
破産者　福元　沙耶
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第４８８号
熊本市東区画図町大字重富960番地13
破産者　藤本　李那（旧姓後藤）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８５号
大分市高江中央２丁目24番地の６
破産者　佐藤　寛祥
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３０号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番３―206号県営住宅、前住所宮崎県延岡市本町１丁目２番地６
破産者　木佐貫作郎
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１３３号
宮崎県日向市大字塩見11652番地　瀧井病院、前住所宮崎県日向市東郷町山陰乙1760番地５
破産者　甲斐　　勉
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１３５号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷水清谷2406番地１、前住所愛知県春日井市鳥居松町八丁目23番地１サンシャイン鳥居松501号
破産者　関本美根子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４３号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所10641番地１　杉の谷団地５号棟、前住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸8838番地３
破産者　長田　隆利
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１３７号
福岡県春日市日の出町５丁目６番地　エンゼルブレッサ春日305号
再生債務者　西原　佑哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１６１号
福岡県朝倉市杷木林田417番地７
再生債務者　梶原　好和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第１７１号
兵庫県三木市細川町中里448番地の３（従前の住所）千葉市美浜区幸町１丁目21―20リーベスト西千葉512号
再生債務者　今安　亮博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１４８号
福岡市早良区次郎丸２丁目９番28―101号ロイヤルスクエアＤ
再生債務者　森　　誠二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１号
福岡県柳川市西浜武691番地６
再生債務者　古賀　昭吉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和８年（再イ）第５号
福岡県大川市大字向島861番地１　フォレストーリーⅠ　105号
再生債務者　光武　賢也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和８年（再イ）第７４号
埼玉県北本市中丸７丁目301番地19
再生債務者　今本　祐也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１９５号
東京都荒川区南千住８―12―１―808
再生債務者　福田　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１２８号
福岡県宗像市土穴４丁目14番16号
再生債務者　犬飼　和幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１９６号
東京都大田区北糀谷２－４－15
再生債務者　吉田　　成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１６２号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷370番地
再生債務者　竹房ゆみな
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３号
宮崎県延岡市野田町5067番地４
再生債務者　古嶋　麻美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（再イ）第６号
宮崎県日向市大字日知屋763番地19
再生債務者　須和　　等
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（再イ）第１１号
群馬県伊勢崎市日乃出町63番地１
再生債務者　津久井美来
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第９７号
熊本県菊池郡大津町吹田1223－１（住民票上の住所）福島県いわき市泉ケ丘一丁目14番地の４
再生債務者　島貫　賢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１号
埼玉県行田市旭町８番33号
再生債務者　小林　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第５７号
北九州市小倉南区沼緑町４丁目18番17号（前住所）大分市大字三芳1290番地の１　リバーサイドにしのだい702
再生債務者　徳光　賢樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１１号
群馬県藤岡市立石510番地15
再生債務者　富澤　有紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第４４号
埼玉県草加市中根２丁目32番７号
再生債務者　亀山　友徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１９号
東京都八王子市弐分方町554番地９
再生債務者　田畑　明広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第５号
京都市南区吉祥院東砂ノ町41番地　コーポ川久　301号室
再生債務者　兒玉　忠生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第５号
仙台市泉区南光台二丁目２番32－１号
再生債務者　屋形　昌寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１６号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1192番地17
再生債務者　前多　　諒
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第４３号
神奈川県足柄上郡大井町西大井145番地75
再生債務者　山崎　和輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２号
石川県加賀市黒瀬町20番地２
再生債務者　石川　拓実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（再イ）第３３号
岐阜県関市下有知1845番地７
再生債務者　須田　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第２２８号
大阪市住吉区山之内１丁目９番２―203号
再生債務者　丸山　晃司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４号
兵庫県美方郡新温泉町切畑511番地の３
再生債務者　岡村　　伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和８年（再イ）第８０号
福岡県筑紫野市原田８丁目３番地９
再生債務者　宮崎　智明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１５号
釧路市緑ケ岡５丁目16番22号
再生債務者　小野寺直好
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１６号
釧路市鳥取北９丁目10番12号
再生債務者　隈元　淳二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１９号
長野県松本市野溝西１丁目６番７号リヴェールＡ102　開始決定時の住所　長野県松本市野溝木工１丁目６番４―36号サニーパレス201
再生債務者　和田　知也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第４６号
静岡県焼津市下小田583番地の５
再生債務者　小松順治朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６号
静岡県富士市中之郷247番地の４　タウニィふじかわ201号
再生債務者　工藤　武充
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和７年（再イ）第３１９号
福岡市東区若宮４丁目11番17号
再生債務者　松尾　裕二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１号
長崎県大村市大川田町1034番地１　エスポワール大川田201
再生債務者　小林　宙心
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第１４号
さいたま市見沼区大字大谷434番地４
再生債務者　中島　弘之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４８号
埼玉県川越市大字下老袋437番地27
再生債務者　吉田　隆敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第６２号
埼玉県日高市大字旭ケ丘261番地１
再生債務者　中村　和紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第４３号
千葉県習志野市東習志野６丁目１番４号　アカシアコーポ104号
再生債務者　後宮　真生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１０１号
千葉県習志野市鷺沼台１丁目２番18号
再生債務者　齋藤　貴司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６２号
東京都日野市西平山５丁目50番地の76
再生債務者　河村富美男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第３４号
岐阜県各務原市那加前洞新町１丁目45番地（グランドゥール那加　601）
再生債務者　中村　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第９０号
札幌市東区北21条東18丁目１番８号　レスペデザ元町502号
再生債務者　松本　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３７号
栃木県宇都宮市茂原２丁目11番16号
再生債務者　熊田　孝幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第３８号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目35番３号
再生債務者　中曽根明子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第３９号
埼玉県比企郡川島町大字中山2178番地７
再生債務者　冨田　貴行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１２号
新潟県柏崎市栄町15番28―１号
再生債務者　今井　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第４４号
静岡市駿河区豊田１丁目１番18―３号
再生債務者　堀　　利行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２３号
静岡県富士市日乃出町164番地の２　プライムステージ日之出401号
再生債務者　白川　裕望
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第３０号
静岡県浜松市中央区泉四丁目１番14号
再生債務者　大石　和摩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第３４号
静岡県磐田市豊浜531番地１
再生債務者　植田　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和７年（再イ）第３２３号
名古屋市名東区松井町80番地
再生債務者　野村　元親
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４４号
愛知県知多市梅が丘２丁目180番地
再生債務者　鯉江　純平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９号
愛知県江南市宮後町天神97番地１
再生債務者　熊澤　卓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第２１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字西前111番地１　ハイツ花菱ⅡＢ―201号
再生債務者　本間　章彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１０号
三重県名張市桔梗が丘西５番町１街区128番地
再生債務者　杉井　　瞳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第５号
兵庫県丹波市山南町北太田262番地
再生債務者　今西　和之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日　神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第１０号
北海道小樽市新光１丁目17番26号
再生債務者　梶浦　啓之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第８号
茨城県土浦市真鍋新町18番２号　Ｂｅｈｏｕｓｅ102
再生債務者　刈屋　利康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
新潟県柏崎市希望が丘13番13号
再生債務者　菅野　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第３３号
愛媛県松山市井門町490番地３　さくらレジデンス203号
再生債務者　門多　　大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日　　松山地方裁判所民事部

企業年金基金変更公告

福岡県食品産業企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　福岡県福岡市中央区赤坂１丁目10―23
2．旧事務所の所在地　福岡県福岡市中央区大名２丁目10―28
3．変更年月日　令和８年10月24日
令和８年10月26日
福岡県食品産業企業年金基金
理事長　松村　克己

公文書等の管理に関する日本学術会議公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

令和８年10月26日　　日本学術会議会長　加藤　和人

東京都港区六本木７丁目22番34号　日本学術会議運営企画部運営企画課内

日本司法支援センター令和７事業年度財務諸表に関する公告

総合法律支援法（平成16年法律第74号）第44条第４項に基づき、日本司法支援センター令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月26日　　東京都中野区本町１丁目32番２号ハーモニータワー８階

日本司法支援センター　理事長　白石　史子

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

法人単位　　（単位：円）

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		9,909,337,382	
貯蔵品		8,640,633	
前払費用		149,336,981	
未収金	1,498,224,401		
貸倒引当金	△ 328,193,751	1,170,030,650	
民事法律扶助立替金	30,304,753,667		
貸倒引当金	△ 22,732,359,951	7,572,393,716	
賞与引当金見返(注)		679,771,080	
流動資産合計			19,489,510,442
固定資産			
有形固定資産			
建物	1,318,553,407		
建物減価償却累計額	△ 960,934,928	357,618,479	
工具器具備品	641,128,610		
工具器具備品減価償却累計額	△ 302,363,087	338,765,523	
有形固定資産合計		696,384,002	
無形固定資産			
電話加入権		14,800	
ソフトウェア		1,857,580,654	
ソフトウェア仮勘定		769,555,996	
無形固定資産合計		2,627,151,450	
投資その他の資産			
破産更生債権等	12,044,170,133		
貸倒引当金	△ 12,044,170,133	0	
敷金・保証金		221,036,353	
退職給付引当金見返(注)		3,611,208,027	
投資その他の資産合計		3,832,244,380	
固定資産合計			7,155,779,832
資産合計			26,645,290,274
負債の部			
流動負債			
預り寄附金(注)		31,237,139	
未払金		6,925,773,904	
未払費用		5,744,843	
前受金		117,440,615	
預り金		268,152,462	
リース債務		520,978,087	
引当金			
賞与引当金		679,771,080	
流動負債合計			8,549,098,130
固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	8,584,577,853		
ソフトウェア仮勘定見返運営費交付金(注)	569,471,437		
資産見返物品受贈額(注)	743,606	9,154,792,896	
長期預り金		100,000,000	
長期預り寄附金(注)		27,224,897	
長期リース債務		784,180,374	
引当金			
退職給付引当金		3,611,208,027	
資産除去債務		245,316,769	
固定負債合計			13,922,722,963
負債合計			22,471,821,093

純資産の部			
資本金			
政府出資金	351,000,000		
資本金合計		351,000,000	
資本剰余金			
資本剰余金	542,106,246		
資本剰余金合計		542,106,246	
利益剰余金			
利益剰余金	3,280,362,935		
利益剰余金合計		3,280,362,935	
純資産合計			4,173,469,181
負債及び純資産合計			26,645,290,274

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

法人単位　（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用			
業務費		31,925,451,400	
一般管理費		6,643,950,614	
財務費用		25,465,948	
損益計算書上の費用合計			38,594,867,962
Ⅱ　その他行政コスト			0
Ⅲ　行政コスト			38,594,867,962

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

法人単位　（単位：円）

経常費用			
業務費			
契約弁護士報酬	17,243,218,531		
人件費	6,773,977,097		
貸倒引当金繰入額	6,904,781,283		
貸倒損失	426,527,038		
減価償却費	52,189,140		
その他	524,758,311	31,925,451,400	
一般管理費			
人件費	2,111,696,348		
不動産賃借料	1,555,535,030		
業務委託費	884,034,276		
通信運搬費	262,807,489		
広告宣伝費	126,623,561		
減価償却費	927,068,926		
その他	776,184,984	6,643,950,614	
財務費用			
支払利息	25,465,948	25,465,948	
経常費用合計			38,594,867,962
経常収益			
運営費交付金収益㈱		11,342,169,845	
政府受託収益		18,449,316,083	
民事法律扶助事業収益		468,104,693	
有償受任事業収益		222,182,270	
日弁連受託事業収益		982,204,475	
その他事業収益		30,294,182	
寄附金収益㈱		72,390,086	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入㈱	7,496,430,751		
資産見返物品受贈額戻入㈱	61,269	7,496,492,020	
賞与引当金見返に係る収益㈱		679,771,080	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 197,632,759	
財務収益			
受取利息	19,720,615	19,720,615	
雑益		58,872,447	
経常収益合計			39,623,885,037
経常利益			1,029,017,075
当期純利益			1,029,017,075
当期総利益			1,029,017,075

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

法人単位　　（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金		Ⅲ　利益剰余金	純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	351,000,000	351,000,000	552,204,246	552,204,246	2,251,345,860	3,154,550,106
当期変動額						
Ⅰ　資本金の当期変動額						
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額			△ 10,098,000	△ 10,098,000		△ 10,098,000
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額（純額）					1,029,017,075	1,029,017,075
当期変動額合計	—	—	△ 10,098,000	△ 10,098,000	1,029,017,075	1,018,919,075
当期末残高	351,000,000	351,000,000	542,106,246	542,106,246	3,280,362,935	4,173,469,181

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

法人単位　　（単位：円）

業務活動によるキャッシュ・フロー	
民事法律扶助立替金の支出	△ 16,197,112,695
契約弁護士報酬の支出	△ 17,169,330,094
物品又はサービスの購入による支出	△ 4,414,627,438
人件費支出	△ 9,233,814,169
その他業務支出	△ 1,755,962
運営費交付金収入	18,788,498,000
政府受託収入	17,875,383,536
民事法律扶助立替金の償還等による収入	9,954,997,560
有償業務による収入	212,720,240
日弁連受託事業による収入	1,044,320,874
寄附金収入	58,676,367
その他収入	89,795,435
小計	1,007,751,654
利息の受取額	19,720,615
利息の支払額	△ 25,465,948
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,002,006,321
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,996,691
無形固定資産の取得による支出	△ 258,634,112
定期預金の預入による支出	△ 300,000,000
定期預金の払戻による収入	300,000,000
敷金・保証金の差入による支出	△ 32,096,172
敷金・保証金の返還による収入	12,158,952
資産除去債務の履行による支出	△ 3,286,183
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 288,854,206
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 503,269,292
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 503,269,292
資金増加額	209,882,823
資金期首残高	9,399,454,559
資金期末残高	9,609,337,382

（法人単位）

重要な会計方針

令和５事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　３年～18年
工具器具備品　４年～15年
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
３．賞与に係る引当金の計上基準
（一般勘定）
役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
（国選弁護人確保業務等勘定）
役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、委託費により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法
（一般勘定）
国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため､内規に基づく期末要支給額を計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
（国選弁護人確保業務等勘定）
国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため､内規に基づく期末要支給額を計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。
退職一時金については、委託費により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
５．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例
総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。
６．貸倒引当金の計上基準
将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
７．棚卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による低価法を採用しております。
８．収益及び費用の計上基準
当センターの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
政府受託収益
政府受託収益は、国からの国選弁護人確保業務等委託費であり、総合法律支援法等に基づいて業務を履行する義務を負っております。当該履行義務は、国選弁護人等から報告書が提出された時点で履行義務を充足するものとして収益を認識しております。
９．リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
（法人単位）

注記事項

１．区分経理関係
総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第６号及び第９号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（国選弁護人確保業務等勘定）と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。
２．貸借対照表関係
⑴　資産除去債務に関する注記
①　当該資産除去債務の概要
事務所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。
②　当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）をもとに見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考に算定しております。
③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	244,666,948円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,736,416円
時の経過による調整額	2,199,588円
資産除去債務の履行による減少額	3,286,183円
期末残高	245,316,769円

⑵　債務保証に関する注記
支払保証立担保について被援助者に対して債務保証を行っております。
債務保証額　334,734,000円

３．行政コスト計算書関係

⑴　当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	38,594,867,962円
自己収入等	△20,303,084,851円
機会費用	17,545,644円
当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	18,309,328,755円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

②　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当センターでの勤務期間に対応する部分について、日本司法支援センター職員退職手当規程（令和７年規程第14号）を参考に計算しております。

４．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△3,945,179円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、1,032,962,254円であります。

５．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	9,909,337,382円
定期預金	△300,000,000円
資金期末残高	9,609,337,382円

６．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、非積立型の役員及び職員退職一時金制度であります。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,968,933,886円
勤務費用	359,886,778円
利息費用	43,456,968円
数理計算上の差異の当期発生額	△602,823,205円
退職給付の支払額	△160,093,100円
役員に係る退職給付債務の当期発生額	1,846,700円
期末における退職給付債務	3,611,208,027円

⑶　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	3,611,208,027円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,611,208,027円
退職給付引当金	3,611,208,027円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,611,208,027円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	359,886,778円
利息費用	43,456,968円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△602,823,205円
役員に係る退職給付引当金繰入額	1,846,700円
合　計	△197,632,759円

⑸　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　2.66％

７．重要な債務負担行為

次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。

第四世代インフラ共通基盤等運用保守業務等	261,478,800円
第五世代システム更改に伴う工程管理及び技術支援業務	198,000,000円
業務統合管理システムの更改に係る設計・開発等業務	3,100,794,004円
複合機・プリンタ保守付リース契約	100,993,618円
Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務	111,078,000円
インターネットデータセンター賃貸借契約（変更契約）	111,566,400円

８．重要な後発事象

該当事項はありません。

９．固有の表示科目の内容

民事法律扶助立替金

総合法律支援法第30条第１項第２号、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（特定不法行為等被害者特例法）第３条第１項に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法及び令和６年３月19日から施行となった特定不法行為等被害者特例法による立替金は、当期首における残高が149,446,307円であったところ、当期中に新たに18,364,278円が発生し、38,537,515円が被援助者より償還され、また69,290円が償還免除となった結果、当期末における残高は129,203,780円となっております。

10．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

（一般勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理要領等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①未収金	1,498		
貸倒引当金	△328		
	1,170	1,169	1
②民事法律扶助立替金	30,305		
貸倒引当金	△22,732		
	7,572	7,446	127

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
①未収金	—			
貸倒引当金	—			
	—	1,135	34	1,169
②民事法律扶助立替金	—			
貸倒引当金	—			
	—	5,402	2,044	7,446

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①未収金及び②民事法律扶助立替金

未収金及び民事法律扶助立替金のうち、一般債権については、期間に基づく区分ごとに、与信管理上の信用リスクを考慮した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を勘案して貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しております。

11．収益認識に関する注記

⑴　収益の分解情報

附属明細書「15　セグメント情報」に記載のとおりであります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「８．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当センターは、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、現存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客等との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

一般勘定　　（単位：円）

資産の部				
流動資産				
現金及び預金		7,575,895,457		
貯蔵品		6,567,883		
前払費用		113,201,218		
未収金	451,904,423			
貸倒引当金	△ 328,193,751	123,710,672		
民事法律扶助立替金	30,304,753,667			
貸倒引当金	△ 22,732,359,951	7,572,393,716		
賞与引当金見返㈱		453,686,753		
流動資産合計			15,845,455,699	
固定資産				
有形固定資産				
建物	1,194,529,151			
建物減価償却累計額	△ 869,789,061	324,740,090		
工具器具備品	522,852,342			
工具器具備品減価償却累計額	△ 242,572,122	280,280,220		
有形固定資産合計		605,020,310		
無形固定資産				
電話加入権		10,952		
ソフトウェア		1,519,648,659		
ソフトウェア仮勘定		569,471,437		
無形固定資産合計		2,089,131,048		
投資その他の資産				
破産更生債権等	12,044,170,133			
貸倒引当金	△ 12,044,170,133	0		
敷金・保証金		221,036,353		
退職給付引当金見返㈱		2,450,916,690		
投資その他の資産合計		2,671,953,043		
固定資産合計			5,366,104,401	
資産合計				21,211,560,100

負債の部			
流動負債			
預り寄附金㈱		31,237,139	
未払金		4,086,513,078	
未払費用		4,345,227	
前受金		117,440,615	
預り金		152,345,431	
リース債務		427,480,857	
引当金			
賞与引当金		453,686,753	
流動負債合計			5,273,049,100
固定負債			
資産見返負債㈱			
資産見返運営費交付金㈱	8,584,577,853		
ソフトウェア仮勘定見返運営費交付金㈱	569,471,437		
資産見返物品受贈額㈱	743,606	9,154,792,896	
長期預り金		100,000,000	
長期預り寄附金㈱		27,224,897	
長期リース債務		671,389,885	
引当金			
退職給付引当金		2,450,916,690	
資産除去債務		222,478,969	
固定負債合計			12,626,803,337
負債合計			17,899,852,437
純資産の部			
資本金			
政府出資金		351,000,000	
資本金合計			351,000,000
資本剰余金			
資本剰余金		542,106,246	
資本剰余金合計			542,106,246
利益剰余金			
積立金		1,490,906,813	
当期未処分利益		927,694,604	
（うち当期総利益）		（927,694,604）	
利益剰余金合計			2,418,601,417
純資産合計			3,311,707,663
負債及び純資産合計			21,211,560,100

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

一般勘定　（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	15,216,850,603	
一般管理費	4,836,031,334	
財務費用	21,959,210	
損益計算書上の費用合計		20,074,841,147
Ⅱ　その他行政コスト		0
Ⅲ　行政コスト		20,074,841,147

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

一般勘定　（単位：円）

経常費用		
業務費		
契約弁護士報酬	2,632,980,593	
人件費	4,746,661,075	
貸倒引当金繰入額	6,904,781,283	
貸倒損失	426,527,038	
減価償却費	45,297,070	
その他	460,603,544	15,216,850,603
一般管理費		
人件費	1,445,527,974	
不動産賃借料	1,138,986,801	
業務委託費	657,493,743	

通信運搬費	198,817,377		
広告宣伝費	96,995,045		
減価償却費	743,279,853		
その他	554,930,541	4,836,031,334	
財務費用			
支払利息	21,959,210	21,959,210	
経常費用合計			20,074,841,147
経常収益			
運営費交付金収益㈱		11,342,169,845	
民事法律扶助事業収益		468,104,693	
有償受任事業収益		222,182,270	
日弁連受託事業収益		982,204,475	
その他事業収益		30,294,182	
寄附金収益㈱		72,390,086	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入㈱	7,496,430,751		
資産見返物品受贈額戻入㈱	61,269	7,496,492,020	
賞与引当金見返に係る収益㈱		453,686,753	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 134,390,276	
財務収益			
受取利息	19,720,615	19,720,615	
雑益		49,681,088	
経常収益合計			21,002,535,751
経常利益			927,694,604
当期純利益			927,694,604
当期総利益			927,694,604

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

一般勘定　　（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金		Ⅲ　利益剰余金					純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	351,000,000	351,000,000	552,204,246	552,204,246	—	1,052,701,817	438,204,996	—	1,490,906,813	2,394,111,059
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額										
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額										
承継資産の使用等			△ 10,098,000	△ 10,098,000						△ 10,098,000
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額										
⑴　利益の処分又は損失の処理										
利益処分による積立						438,204,996	△ 438,204,996		—	—
⑵　その他										
当期純利益							927,694,604	927,694,604	927,694,604	927,694,604
当期変動額合計	—	—	△ 10,098,000	△ 10,098,000	—	438,204,996	489,489,608	927,694,604	927,694,604	917,596,604
当期末残高	351,000,000	351,000,000	542,106,246	542,106,246	—	1,490,906,813	927,694,604	927,694,604	2,418,601,417	3,311,707,663

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

一般勘定　（単位：円）

業務活動によるキャッシュ・フロー	
民事法律扶助立替金の支出	△16,197,112,695
契約弁護士報酬の支出	△2,615,621,418
物品又はサービスの購入による支出	△3,368,892,050
人件費支出	△6,429,190,743
その他業務支出	△480,492
運営費交付金収入	18,788,498,000
民事法律扶助立替金の償還等による収入	9,954,997,560
有償業務による収入	212,720,240
日弁連受託事業による収入	1,044,320,874
寄附金収入	58,676,367
その他収入	81,778,368
小計	1,529,694,011
利息の受取額	19,720,615
利息の支払額	△21,959,210
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,527,455,416
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,979,569
無形固定資産の取得による支出	△223,610,360
定期預金の預入による支出	△300,000,000
定期預金の払戻による収入	300,000,000
敷金・保証金の差入による支出	△32,096,172
敷金・保証金の返還による収入	12,158,952
資産除去債務の履行による支出	△3,020,053
投資活動によるキャッシュ・フロー	△252,547,202
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△413,543,918
財務活動によるキャッシュ・フロー	△413,543,918
資金増加額	861,364,296
資金期首残高	6,414,531,161
資金期末残高	7,275,895,457

利益の処分に関する書類

一般勘定　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		927,694,604
当期総利益	927,694,604	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	927,694,604	927,694,604

（一般勘定）

重要な会計方針

令和５事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～18年

工具器具備品　４年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため､内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例

総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。

６．貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

７．棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

８．リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
９．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
（一般勘定）
注記事項
１．区分経理関係
　総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第６号及び第９号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（国選弁護人確保業務等勘定）と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。
２．貸借対照表関係
⑴　資産除去債務に関する注記
①　当該資産除去債務の概要
　事務所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。
②　当該資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）をもとに見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考に算定しております。
③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	221,931,636円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,579,136円
時の経過による調整額	1,988,250円
資産除去債務の履行による減少額	3,020,053円
期末残高	222,478,969円

⑵　債務保証に関する注記
　支払保証立担保について被援助者に対して債務保証を行っております。
　債務保証額　334,734,000円
３．行政コスト計算書関係
⑴　当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	20,074,841,147円
自己収入等	△1,844,577,409円
機会費用	14,564,942円
当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	18,244,828,680円

⑵　機会費用の計上方法
①　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。
②　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
　当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当センターでの勤務期間に対応する部分について、日本司法支援センター職員退職手当規程（令和７年規程第14号）を参考に計算しております。
４．損益計算書関係
　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△3,854,720円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、931,549,324円であります。
５．キャッシュ・フロー計算書関係
　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	7,575,895,457円
定期預金	△300,000,000円
資金期末残高	7,275,895,457円

６．退職給付関係
⑴　採用している退職給付制度の概要
　採用している退職給付制度は、非積立型の役員及び職員退職一時金制度であります。
　非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,694,170,274円
勤務費用	244,723,009円
利息費用	29,550,738円
数理計算上の差異の当期発生額	△409,919,779円
退職給付の支払額	△108,863,308円
役員に係る退職給付債務の当期発生額	1,255,756円
期末における退職給付債務	2,450,916,690円

⑶　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	2,450,916,690円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,450,916,690円
退職給付引当金	2,450,916,690円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,450,916,690円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	244,723,009円
利息費用	29,550,738円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△409,919,779円
役員に係る退職給付引当金繰入額	1,255,756円
合　計	△134,390,276円

⑸　数理計算上の計算基礎に関する事項
　期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）
　割引率　2.66％
７．重要な債務負担行為
　次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。

第四世代インフラ共通基盤等運用保守業務等	193,494,312円
第五世代システム更改に伴う工程管理及び技術支援業務	146,520,000円
業務統合管理システムの更改に係る設計・開発等業務	2,294,587,563円
複合機・プリンタ保守付リース契約	73,188,417円
Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務	111,078,000円
インターネットデータセンター賃貸借契約（変更契約）	82,559,136円

８．重要な後発事象
　該当事項はありません。

9．固有の表示科目の内容

民事法律扶助立替金

総合法律支援法第30条第１項第２号、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（特定不法行為等被害者特例法）第３条第１項に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法及び令和６年３月19日から施行となった特定不法行為等被害者特例法による立替金は、当期首における残高が149,446,307円であったところ、当期中に新たに18,364,278円が発生し、38,537,515円が被援助者より償還され、また69,290円が償還免除となった結果、当期末における残高は129,203,780円となっております。

10．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理要領等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①未収金	452		
貸倒引当金	△328		
	124	123	1
②民事法律扶助立替金	30,305		
貸倒引当金	△22,732		
	7,572	7,446	127

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①未収金	—			
貸倒引当金	—			
		89	34	123
②民事法律扶助立替金	—			
貸倒引当金	—			
	—	5,402	2,044	7,446

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①未収金及び②民事法律扶助立替金

未収金及び民事法律扶助立替金のうち、一般債権については、期間に基づく区分ごとに、与信管理上の信用リスクを考慮した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、個別に回収可能性を勘案して貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しております。

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　　（単位：円）

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		2,333,441,925	
貯蔵品		2,072,750	
前払費用		36,135,763	
未収金		1,046,319,978	
賞与引当金見返㈱		226,084,327	
流動資産合計			3,644,054,743
固定資産			
有形固定資産			
建物	124,024,256		
建物減価償却累計額	△ 91,145,867	32,878,389	
工具器具備品	118,276,268		
工具器具備品減価償却累計額	△ 59,790,965	58,485,303	
有形固定資産合計		91,363,692	

無形固定資産			
電話加入権	3,848		
ソフトウェア	337,931,995		
ソフトウェア仮勘定	200,084,559		
無形固定資産合計	538,020,402		
投資その他の資産			
退職給付引当金見返㈱	1,160,291,337		
投資その他の資産合計	1,160,291,337		
固定資産合計		1,789,675,431	
資産合計			5,433,730,174
負債の部			
流動負債			
未払金	2,839,260,826		
未払費用	1,399,616		
預り金	115,807,031		
リース債務	93,497,230		
引当金			
賞与引当金	226,084,327		
流動負債合計		3,276,049,030	
固定負債			
長期リース債務	112,790,489		
引当金			
退職給付引当金	1,160,291,337		
資産除去債務	22,837,800		
固定負債合計		1,295,919,626	
負債合計			4,571,968,656
純資産の部			
利益剰余金			
積立金	760,439,047		
当期未処分利益	101,322,471		
（うち当期総利益）	（101,322,471）		
利益剰余金合計		861,761,518	
純資産合計			861,761,518
負債及び純資産合計			5,433,730,174

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　　（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	16,708,600,797	
一般管理費	1,807,919,280	
財務費用	3,506,738	
損益計算書上の費用合計		18,520,026,815
Ⅱ　その他行政コスト		0
Ⅲ　行政コスト		18,520,026,815

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　　（単位：円）

経常費用			
業務費			
契約弁護士報酬	14,610,237,938		
人件費	2,027,316,022		
減価償却費	6,892,070		
その他	64,154,767	16,708,600,797	
一般管理費			
人件費	666,168,374		
不動産賃借料	416,548,229		
業務委託費	226,540,533		
通信運搬費	63,990,112		
広告宣伝費	29,628,516		
減価償却費	183,789,073		
その他	221,254,443	1,807,919,280	
財務費用			
支払利息	3,506,738	3,506,738	
経常費用合計			18,520,026,815
経常収益			
政府受託収益		18,449,316,083	
賞与引当金見返に係る収益㈱		226,084,327	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△　63,242,483	
雑益		9,191,359	
経常収益合計			18,621,349,286
経常利益			101,322,471
当期純利益			101,322,471
当期総利益			101,322,471

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　　（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金		Ⅲ　利益剰余金					純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金合計	
当期首残高	—	—	—	—	—	793,706,952	△ 33,267,905	—	760,439,047	760,439,047
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額										
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額										
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額										
⑴　利益の処分又は損失の処理										
損失処理による取り崩し						△ 33,267,905	33,267,905		—	—
⑵　その他										
当期純利益							101,322,471	101,322,471	101,322,471	101,322,471
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 33,267,905	134,590,376	101,322,471	101,322,471	101,322,471
当期末残高	—	—	—	—	—	760,439,047	101,322,471	101,322,471	861,761,518	861,761,518

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　　（単位：円）

業務活動によるキャッシュ・フロー	
契約弁護士報酬の支出	△ 14,553,708,676
物品又はサービスの購入による支出	△ 1,045,735,388
人件費支出	△ 2,804,623,426
その他業務支出	△ 1,275,470
政府受託収入	17,875,383,536
その他収入	8,017,067
小計	△ 521,942,357
利息の支払額	△ 3,506,738
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 525,449,095
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,017,122
無形固定資産の取得による支出	△ 35,023,752
資産除去債務の履行による支出	△ 266,130
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 36,307,004
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 89,725,374
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,725,374
資金減少額	△ 651,481,473
資金期首残高	2,984,923,398
資金期末残高	2,333,441,925

利益の処分に関する書類

国選弁護人確保業務等勘定　　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		101,322,471
当期総利益	101,322,471	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	101,322,471	101,322,471

（国選弁護人確保業務等勘定）

重要な会計方針

令和５事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～18年
工具器具備品	４年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、委託費により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

退職一時金については、委託費により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

４．棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

５．収益及び費用の計上基準

当センターの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

政府受託収益

政府受託収益は、国からの国選弁護人確保業務等委託費であり、総合法律支援法等に基づいて業務を履行する義務を負っております。当該履行義務は、国選弁護人等から報告書が提出された時点で履行義務を充足するものとして収益を認識しております。

６．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

注記事項

１．区分経理関係

総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第６号及び第９号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（国選弁護人確保業務等勘定）と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

２．貸借対照表関係

⑴　資産除去債務に関する注記

①　当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）をもとに見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考に算定しております。

③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	22,735,312円
有形固定資産の取得に伴う増加額	157,280円
時の経過による調整額	211,338円
資産除去債務の履行による減少額	266,130円
期末残高	22,837,800円

３．行政コスト計算書関係

⑴　当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	18,520,026,815円
自己収入等	△18,458,507,442円
機会費用	2,980,702円
当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	64,500,075円

⑵　機会費用の計上方法

国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当センターでの勤務期間に対応する部分について、日本司法支援センター職員退職手当規程（令和７年規程第14号）を参考に計算しております。

４．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△90,459円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、101,412,930円であります。

５．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	2,333,441,925円
資金期末残高	2,333,441,925円

６．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、非積立型の役員及び職員退職一時金制度であります。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,274,763,612円
勤務費用	115,163,769円
利息費用	13,906,230円
数理計算上の差異の当期発生額	△192,903,426円
退職給付の支払額	△51,229,792円
役員に係る退職給付債務の当期発生額	590,944円
期末における退職給付債務	1,160,291,337円

⑶　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	1,160,291,337円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,160,291,337円
退職給付引当金	1,160,291,337円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,160,291,337円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	115,163,769円
利息費用	13,906,230円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△192,903,426円
役員に係る退職給付引当金繰入額	590,944円
合　計	△63,242,483円

⑸　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　2.66％

７．重要な債務負担行為

次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。

第四世代インフラ共通基盤等運用保守業務等	67,984,488円
第五世代システム更改に伴う工程管理及び技術支援業務	51,480,000円
業務統合管理システムの更改に係る設計・開発等業務	806,206,441円
複合機・プリンタ保守付リース契約	27,805,201円
インターネットデータセンター賃貸借契約（変更契約）	29,007,264円

８．重要な後発事象

該当事項はありません。

９．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

当勘定では、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに限定されることから、注記を省略しております。

10．収益認識に関する注記

⑴　収益の分解情報

附属明細書「８　セグメント情報」に記載のとおりであります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当センターは、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、現存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客等との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

弁理士登録公告

令和８年10月７日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月７日	24076	田島　有希
10月７日	24077	森藤　淳志
10月７日	24078	鈴木　健人
10月７日	24079	前畑さおり

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
令和８年９月15日	6232	古田　剛啓	死亡抹消
令和８年９月１日	10567	栫　生長	申請抹消
令和８年９月23日	17216	浅井　隆一	申請抹消
令和８年９月28日	22330	金子　尚人	申請抹消
令和８年９月30日	15305	河野　直樹	申請抹消
令和８年９月30日	21065	鹿島　直樹	申請抹消

令和８年10月26日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

令和８年10月７日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
10月７日	24073	前川　澄香

令和８年10月26日　　日本弁理士会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　桜井　康統

登録番号　49825

事 務 所　東京都渋谷区千駄ヶ谷４－６－８－404　桜井総合法律事務所

３　処分の内容　戒告

４　処分が効力を生じた年月日

令和８年10月６日

令和８年10月８日　　日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　佐藤　　昭

登録番号　22204

事 務 所　東京都千代田区六番町１－１　恩田ビル402　佐藤昭法律事務所

３　処分の内容　戒告

４　処分が効力を生じた年月日

令和８年10月８日

令和８年10月９日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍不明・住所広島県広島市南区金屋町１番９号西村ビル301号室・氏名自称安田久美、年齢70～80歳位の女性、身長145㎝、推定体重35kg、下腹部に長さ約14.5㎝の手術痕あり、タンクトップ、長ズボン、ショーツ

上記の者は、令和６年９月中旬頃に、広島県広島市南区金屋町１番９号西村ビル２階共用廊下で死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市南区役所厚生部生活課まで申し出てください。

令和８年10月26日

広島県

広島市南福祉事務所長　力善安希乃

会社その他公告

解散公告

当法人は、令和八年十月五日社員総会の決議により解散したので、債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

北海道帯広市稲田町西二線一一番地

一般社団法人帯広畜産大学とことこあるくらう

代表清算人　木原　淳兵

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

札幌市中央区北十八条西十五丁目三番一五号
フックスレレ合同会社
清算人　原田　隆弘

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

札幌市北区新琴似三条四丁目七番四号
有限会社丸吉札幌機械
清算人　吉岡　欣也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

札幌市東区東苗穂八条三丁目三番一号
有限会社ビューティーみち
清算人　佐々木路子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

福島県郡山市富久山町福原字陣場二一四番地五
アクアメンテナンス株式会社
代表清算人　池田　智晴

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

茨城県東茨城郡城里町下古内二五七三番地
株式会社Ｏｚａｗａ　Ｒｅｉｋｉ
代表清算人　小澤　孝志

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

群馬県富岡市上丹生三番地
社会福祉法人磨墨会
清算人　植松　武雄

解散公告

当社は、令和八年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

群馬県伊勢崎市八坂町六番地三〇
有限会社関東自然エネルギー協会
清算人　菅家　利一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

埼玉県さいたま市南区別所三丁目三八番二一―五〇七号
Ｓｕｐｅｒ３合同会社
代表清算人　盧　尭

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

埼玉県加須市阿良川七九八番地
北埼商事合同会社
清算人　松本　鈴子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

埼玉県北本市北本二丁目二五七番地
有限会社荒井商事
清算人　荒井　貞雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

埼玉県本庄市児玉町塩谷六九九―一
ゴールデン・ソイル株式会社
代表清算人　大江　晃世

解散公告

当社は、令和八年十月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

埼玉県川口市西川口一丁目三〇番二〇―二〇二号
ＤｏｇｅＮｅｔ合同会社
清算人　李　宏栓

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

埼玉県所沢市緑町三丁目三五番一六号
株式会社Ｍｉｘ―Ｕｐ
代表清算人　薊　俊哉

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

千葉県成田市江弁須一八七番地五ソレイユ・アサノ二号室
株式会社ホークス・アイズ
代表清算人　鷹野　雅敏

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

千葉県市原市荻作五五五番地一一
株式会社タツミ
代表清算人　稲葉　裕太

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

千葉県浦安市猫実三丁目一〇番一七号
アクスル株式会社
代表清算人　伊藤　貴宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

千葉県船橋市上山町一丁目九三番三号
株式会社デュアルエデュケーション
代表清算人　端無　勝

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

千葉県柏市高柳七八四番地二

株式会社ビーワン

清算人　林　洋好

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都墨田区江東橋三丁目五番一〇号

有限会社栗原シール

清算人　栗原　俊雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都目黒区八雲二丁目二五番一二号

株式会社宮沢工務店

代表清算人　宮沢　信夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都墨田区横川一丁目四番八号

有限会社柏原製作所

清算人　柏原　文人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都品川区東品川三丁目一三番二〇号

ニューライフ東品川五〇三

株式会社Ｌａｐｌａｃｅ

代表清算人　甲斐　優太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都大田区田園調布南一六番三号

株式会社未来そら

代表清算人　山内小百合

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都中央区銀座七丁目三番五号

株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ

代表清算人　齋藤　智之

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都港区新橋一丁目一二番九号新橋プレイス　バックオフィスＨＵＢ株式会社

代表清算人　岩壁　誠

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都北区赤羽南一丁目四番一二号ジュヒロプラザ赤羽八〇七　有限会社ＣＬＰ２号

清算人　小阪　圭右

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都北区赤羽南一丁目四番一二号ジュヒロプラザ赤羽八〇七　有限会社ＣＬＰ３号

清算人　小阪　圭右

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都北区赤羽南一丁目四番一二号ジュヒロプラザ赤羽八〇七　有限会社ＣＬＰ４号

清算人　小阪　圭右

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング一六階

一般社団法人ＤＣＭ推進協議会

代表清算人　笠原　慎司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

つくばブリッジ一般社団法人

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

一般社団法人東扇島インベストメント

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

つくばブリッジ合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、令和八年十月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目八番Ｋ―一ビル三Ｆ

一般社団法人自然科学体験学習ネットワーク

代表清算人　久保　健

解散公告

当社は令和八年九月三十日に解散しました。債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ　合同会社ブル管理サービス

清算人　遠山　純生

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
東京都渋谷区渋谷一丁目一七番六―一六〇七号ザ・パークハウス渋谷美竹
一般社団法人日本ショートスリーパー育成協会　代表清算人　堀　大輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
東京都千代田区神田松永町一三番地ＶＯＲＴ秋葉原Ⅱ九Ｆ
Ｎパワー株式会社　代表清算人　渡邉　和行

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年十月二十三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
Ｙｙキャピタル特定目的会社　代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県平塚市天沼四番二三号
有限会社神山モータース　清算人　神山　嗣朗

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県大和市深見二二六〇番地一五
株式会社ワンオアエイト　代表清算人　渡邉　大樹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県藤沢市善行坂二丁目八番二四号
株式会社冨士工機製作所　代表清算人　太田　顕雄

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五七番地二
Ｃａｎｅ　Ｆｅｌｉｃｅ合同会社　清算人　布施　正浩

解散公告

当社は、令和八年十月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
横浜市神奈川区六角橋二丁目一番一二号
セントラルタウンマンション一〇一
ケーラボ合同会社　清算人　川﨑　龍

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県横須賀市長沢一丁目二六番一〇号
有限会社オフィスしらと　清算人　白土　和雄

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県鎌倉市由比ガ浜一丁目七番一八号
アクアエリアス鎌倉Ｅ号
エイトエンジニアリング株式会社　代表清算人　小野澤栄二

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県川崎市麻生区下麻生三丁目三九番二二号　アオヤマエンタプライズ有限会社　代表清算人　青山　靖男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
神奈川県横浜市神奈川区金港町五―一四クアドリフォリオ八階
ｕｎｉｏｎｓ．ｈｉｚｕｋｕ　清算人　灘本　知香

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
横浜市磯子区滝頭一丁目一番一号Ｃｈｅｚ　ｍｏｉ一
一般社団法人愛楽園　代表清算人　矢作　房

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
横浜市南区白妙町一丁目一番地
有限会社橘詰商店　清算人　橘詰　吉郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
福井市松本二丁目三番六号
有限会社グリーンライフ花　清算人　大簇　孝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十六日
山梨県甲斐市竜王新町一三七〇番地の一
有限会社今津工業　清算人　今津　眞人

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

長野県茅野市玉川八三二三番地

有限会社オールアルミ工業

清算人　田中　一弘

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

長野県佐久市猿久保八九一番地一ナコービル二階　佐久ビルマネジメント株式会社

代表清算人　北嶋　宏士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

岐阜県恵那市大井町一一二〇番地の四

有限会社セーフテイシヨップ林

清算人　林　康浩

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

名古屋市中区栄四丁目七番一四号名妓ビル二Ｆ

株式会社ＣＧ

代表清算人　長峰　総

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

愛知県小牧市大字東田中九三八番地二

株式会社ＡＡＡ

代表清算人　舩戸　恭平

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

名古屋市中区新栄一丁目一二番二四号

株式会社ＧＤＬ

代表清算人　上西　康介

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

名古屋市中区栄三丁目二五番三号ジャルダン栄五Ｃ号

広越株式会社

代表清算人　趙　文潔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

愛知県豊橋市花田町字石塚二六番地二

株式会社ＩＰディベロップメント

代表清算人　石原　五郎

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

滋賀県甲賀市水口町宇田八七四番地二九号

株式会社アイテクニカル

代表清算人　大槻喜美男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

京都市上京区丸太町通土屋町上る中務町四九〇番地

有限会社山本

清算人　山本　美子

解散公告

当法人は、令和八年九月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

京都府宇治市羽戸山三丁目一番地の二二四

特定非営利活動法人アグリクルート京都

清算人　米倉　洋平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪府三島郡島本町広瀬一丁目一一番二四号

有限会社セキュリティマインド

清算人　松井　正宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市中央区上汐二丁目二番一二号

株式会社ケーズマネジメント

代表清算人　北　典弘

解散公告

当社は、令和八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市生野区勝山北五丁目二二番一九―一〇一号

秋穂トレーディング株式会社

代表清算人　武智　宏明

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市城東区鴫野西五丁目一番三―三〇四号

有限会社コスモテツク

清算人　花村　恭子

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市中央区内久宝寺町二丁目二番二二―二四〇五号

株式会社上智学園

代表清算人　王　丹丹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館五〇九Ａ

朴拾株式会社

代表清算人　郝　宏偉

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市生野区新今里三丁目四番一七号ＯＧビル二〇三Ｂ

徳家物株式会社

代表清算人　洪　丹茹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪府藤井寺市林四丁目二番三九号

有限会社アサノ

清算人　滝本　雅世

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市城東区古市一丁目一五番三〇号

有限会社中野梱包設備

清算人　中野　肇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市平野区平野本町五丁目一四番二号

株式会社ＦＤ管理

代表清算人　出野　文重

解散公告

当社は、令和八年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市中央区谷町一丁目五番八号

大和建設株式会社

代表清算人　中本　公也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪府豊中市上新田一丁目二四番Ａ―一二〇六号

株式会社豊澤コンサルタント

代表清算人　豊澤　素行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市中央区備後町一丁目六番一号甲賀ビル八〇二号室

光大株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪市西成区萩之茶屋二丁目六番四号

ニューかめや二〇三

日和智匠株式会社

代表清算人　リ・ヨウ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪府吹田市千里丘西一七番一七号

特定非営利活動法人吹田こども・夢・未来協会

清算人　田澤　修一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪府東大阪市荒本新町七番四三―七〇三号

株式会社ＬＯＵＩＳＩＡ

代表清算人　川合　敏司

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

兵庫県宝塚市米谷二丁目五番四号

株式会社宝喜園

代表清算人　深尾　貞文

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

神戸市中央区元町通三丁目九番八号

株式会社マスヤストッフ

代表清算人　井川　伸司

解散公告

当社は、令和八年九月十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

岡山県岡山市北区表町三丁目七―八　三〇二

株式会社虹橋商事

代表清算人　チェン・フインティン

解散公告

当社は、令和八年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

岡山県津山市山方五五番地の一四

真和不動産株式会社

代表清算人　丸山　真吾

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

岡山県岡山市南区西市一一八番地一

三和エクステリア岡山販売株式会社

代表清算人　藤井　正明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

広島市安佐北区小河原町一三三四番地三

守下電工株式会社

代表清算人　守下　智子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

広島県尾道市因島土生町二四二番地三

有限会社宮地美容院

清算人　宮地　啓子

解散公告

当社は、令和八年十月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

山口県下松市河内五六一―六―一―一〇四

合同会社ＡＫＩ

清算人　山本あき枝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

山口県防府市栄町二丁目四番二号

株式会社アルソア掌司

代表清算人　伊藤　正明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

愛媛県伊予郡松前町大字筒井一一三五番地

有限会社いづみ電機

清算人　出海　義人

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

福岡県飯塚市八木山二五九番地

有限会社さかえ屋ファーム

清算人　坂田　安登

解散公告

当社は、令和六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

福岡県豊前市大字宇島一番地二

株式会社若電

代表清算人　若口　幸治

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

福岡市城南区樋井川六丁目一一番一〇号

有限会社エムエフルーフ

清算人　松本　太

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷四三一番地一六

特定非営利活動法人ほくせい会長与北児童クラブ

清算人　若菜　重人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

熊本県熊本市中央区水前寺一丁目七番二〇―一八〇二号

有限会社ナッツボーイ

清算人　河口　哲雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

宮崎市学園木花台桜二丁目三番地三

合同会社蘭

清算人　山下　時代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

鹿児島市上福元町六八三四番地一

株式会社カワハラ工務店

代表清算人　川原　正明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

鹿児島県霧島市国分福島一丁目二八番一三号

株式会社フクシマ

代表清算人　福島　正志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

沖縄県豊見城市字高安三六四ノ一ノ四〇五

合同会社M&N商事

代表清算人　水戸　理皓

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

沖縄県中頭郡北谷町桑江五九五―三―二F

合同会社ＶＳＥ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ

清算人　パングビンセント

解散公告

当社は、解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志一九九番地

有限会社向陽電気

清算人　内間　百代

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

沖縄県島尻郡与那原町字与那原三六三九番地

有限会社ケイエイ工設

清算人　幸喜　正寿

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

沖縄県宜野湾市真栄原三丁目一三番二七号

有限会社トニー

清算人　仲間　健三

解散公告（第一回）

当組合は、組合規約に定めた解散事由の発生のため令和八年九月三日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

北海道函館市湯川町一丁目一番一二号

日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合函館バス支部

清算人　鈴木　富夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都港区南青山五丁目四番三五号たつむら青山マンション四〇九号室

医療法人社団川崎歯科診療所

清算人　濱島ひろみ

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月二十九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都新宿区北新宿一丁目一三番一九号弘林ビル三階

医療法人社団慶順会

清算人　申　基　泰

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月二十二日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

神奈川県横浜市神奈川区子安通一丁目三番地四

ファーストクラス子安駅管理組合法人

清算人　庄子　哲也

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

愛知県豊橋市前田町二丁目一〇番地一〇

医療法人社団玲仁会

清算人　山内　照司

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

京都市上京区今出川通千本西入南上善寺町一七〇番地三

医療法人社団正豊会すぎはら医院

清算人　杉原みどり

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月十日開催の総会及び責任役員会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

広島県竹原市中央二丁目一七番一一号

竹原キリスト教会

清算人　中野　信

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月二十八日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

広島市中区大手町五丁目六番二三号エスポワールたかのばし一・二階

医療法人住田医院

清算人　清永ときよ

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

埼玉県戸田市下戸田一丁目七番一六号ダイヤメゾン戸田公園一階

医療法人社団さかい皮膚科

清算人　坂井　祐子

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都武蔵野市西久保一丁目四九番四号

学校法人けやき学園

清算人　藤原　容子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

福島県福島市飯坂町平野字館屋敷三五番地

農事組合法人アグラン

清算人　篠木　博子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

茨城県筑西市二木成一二六七番地

医療法人賛生会

清算人　小松﨑　潔

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月五日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

長野県駒ヶ根市赤穂一六三〇番地一

医療法人まつむら小児科医院

清算人　松村　忠雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月八日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

長野県伊那市西春近二六八〇番地一

医療法人元気組

清算人　野口　修

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十六日

沖縄県国頭郡金武町字金武三九九番地の一

医療法人いつわ会

清算人　石山　利法

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区北郷二条六丁目三五九番地一五四、最後の住所札幌市白石区北郷二条六丁目九番七号

被相続人　亡　葛西　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

事務所札幌市中央区南一条西十一丁目コンチネンタルビル四階渡辺・作間法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中村　逸美

決算公告

令和８年10月26日

東京都新宿区西新宿六丁目15番１号

株式会社Ｏｙｒａａ

代表取締役　原田　オヤ（コチュ・オヤ）

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	49,020
	固定資産	52,284
	合計	101,304
負債及び純資産の部	流動負債	3,640
	固定負債	35,783
	株主資本	61,881
	資本金	150,022
	資本剰余金	144,922
	資本準備金	144,922
	利益剰余金	△233,063
	その他利益剰余金	△233,063
	（うち当期純損失）	(41,897)
	合計	101,304

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二万二千百円、資本準備金の額を一億四千四百九十二万二千百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

東京都新宿区西新宿六丁目一五番一号

株式会社Ｏｙｒａａ

代表取締役　原田　オヤ（コチュ・オヤ）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市有明町二丁目六番、最後の住所北海道恵庭市有明町二丁目六番一七号
被相続人　亡　川染　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
札幌市中央区大通西十丁目ＮＹビル三階
弁護士法人吉田康紀法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉田　康紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市向中野二丁目八番、最後の住所福島県須賀川市芹沢町六九番地一一
被相続人　亡　荒砥　久貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
福島県郡山市桑野一丁目二一番一七号桑野共栄ビル一階Ａ号室　弁護士法人けやき法律事務所
相続財産清算人　弁護士　武村　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市新田上田中町七九一番地六、最後の住所群馬県太田市新田中江田町五八番地一　特別養護老人ホームきざきの郷
被相続人　亡　荻原　芳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
群馬県高崎市請地町一一番地六　たかさき法律事務所
相続財産清算人　弁護士　並木　駿介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字下手子林二一一〇番地、最後の住所埼玉県熊谷市本石二丁目二一六番地一ウインベルソロクマガヤ三―二一四号
被相続人　亡　亀山　勝光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
埼玉県熊谷市宮前町二丁目一一七番地ＴＩＭＥⅢ一階北埼玉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　永嶋　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区戸部町二丁目四五番地、最後の住所横浜市西区戸部町二丁目四五番地
被相続人　亡　高橋麻知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
横浜市都筑区南山田一―三―七ビュープラザセンター北七〇五
相続財産清算人　弁護士　谷村　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市上草柳九丁目八番、最後の住所神奈川県大和市上草柳九丁目八番八号
被相続人　亡　内田　貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
横浜市戸塚区戸塚町一二一番地大川原ビル四階
相続財産清算人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市都筑区南山田町四一八八番地、最後の住所横浜市戸塚区名瀬町二〇八七番地ワタナベ荘一〇二号
被相続人　亡　笹部　芳明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
横浜市戸塚区戸塚町一二一番地大川原ビル四階
相続財産清算人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市古志町三丁目一六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　澤山　克美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
富山市堀端町一番一二号富山中央法律事務所
相続財産清算人　弁護士　春山　然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市門前町浦上三の一番地、最後の住所石川県輪島市門前町浦上一一九の一〇番地
被相続人　亡　谷内　公旗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
石川県輪島市河井町一五部九〇番地二五
輪島ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人　弁護士　平良　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市大野町五丁目五七番地、最後の住所愛知県常滑市大野町五丁目五七番地
被相続人　亡　權田　和史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
愛知県大府市若草町四丁目三〇六番地アラタビル三〇一若草法律事務所
相続財産清算人　弁護士　河西　辰哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市桜木町八五番地一一〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　井上　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
三重県伊勢市御薗町高向八五六番地一
相続財産清算人　司法書士　中村英津子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京田辺市興戸南鉾立四三番地、最後の住所京都市南区久世中久世町五丁目三二番地六
被相続人　亡　南　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
京都市中京区麸屋町通丸太町下ル舟屋町四〇七　長栄ビル三階　あした総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　四方　奨

第１期決算公告

令和８年10月26日
東京都中央区日本橋室町３丁目２番１号
東日本橋室町三井タワー７階
サノダインセラピューティクス株式会社
代表取締役　櫻井　亮太

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	421,848
	合計	421,848
純資産の負債及び部	流動負債	13,676
	株主資本	408,171
	資本金	50,000
	資本剰余金	450,920
	資本準備金	250,460
	その他資本剰余金	200,460
	利益剰余金	△92,748
	その他利益剰余金	△92,748
	（うち当期純損失）	(92,748)
	合計	421,848

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十四万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年10月26日
東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号
日本橋室町三井タワー七階
サノダインセラピューティクス株式会社
代表取締役　櫻井　亮太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府交野市私部南二丁目三〇三番地
一、最後の住所大阪府交野市私部六丁目五二番九号　被相続人　亡　榊原　研一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十六日
大阪市中央区今橋三丁目三番一三号ニッセイ淀屋橋イースト一六階
相続財産清算人　弁護士　雑賀　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市木次町木次三六八番地、最後の住所島根県松江市野原町五八五番地　サン・フラワー苑　被相続人　亡　宇都宮定夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十六日
島根県松江市南田町六二番地六　パラディーゾビル三階
弁護士法人山陰リーガルクリニック
相続財産清算人　弁護士　和久本　光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市川端町四一番地、最後の住所岡山県岡山市北区十日市中町二番三九―二号メゾン純一〇八号　被相続人　亡　大西　慧
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十六日
事務所岡山県岡山市北区富田町二丁目一三番一五号吉澤ビル三階
相続財産清算人　弁護士　周東　秀成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市大野原町丸井二九五番地一、最後の住所香川県観音寺市柞田町甲三二三番地　メロウハウス二Ｆ七号室　被相続人　亡　片木　秀美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十月二十六日
香川県高松市国分寺町柏原七四〇番地一〇
相続財産清算人　司法書士　衛藤　和彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ四千二百五十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十六日
東京都中野区新井一丁目二一番六号
株式会社プレジャー
代表取締役　関口　栄

第30期決算公告　令和８年10月26日
東京都中野区新井一丁目21番６号
株式会社プレジャー
代表取締役　関口　栄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,190
	固定資産	156,831
	合計	210,022
負債及び純資産の部	流動負債	367,428
	固定負債	14,526
	株主資本	△171,932
	資本金	10,000
	資本剰余金	88,261
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	85,761
	利益剰余金	△270,194
	その他利益剰余金	△270,194
	（うち当期純損失）	(39,717)
	合計	210,022

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十一月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十六日
東京都港区芝浦四丁目一六番一三号
（甲）株式会社ＲａｙｏｆＷａｔｅｒ
代表取締役　河野　勇樹
東京都港区赤坂二丁目一二番三〇―五
（乙）合同会社ＭＯＰＪ
代表社員　大庭　丈昌

第７期決算公告
令和８年10月26日
東京都港区芝浦四丁目16番13号
株式会社ＲａｙｏｆＷａｔｅｒ
代表取締役　河野　勇樹
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	811,572
	固定資産	79,625
	資産合計	891,197
負債及び純資産の部	流動負債	540,674
	株主資本	350,522
	資本金	152,860
	資本剰余金	197,223
	資本準備金	197,223
	利益剰余金	439
	その他利益剰余金	439
	（うち当期純利益）	(616)
	負債・純資産合計	891,197

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ一億円、四千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十六日
東京都江東区新木場一丁目七番二二号
株式会社トスト
代表取締役　黒岩　重幸

第38期決算公告　令和８年10月26日
東京都江東区新木場一丁目７番22号
株式会社トスト
代表取締役　黒岩　重幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,101
	固定資産	17,425
	合計	101,527
負債及び純資産の部	流動負債	14,638
	株主資本	86,889
	資本金	100,000
	資本剰余金	52,451
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	12,451
	利益剰余金	△65,562
	その他利益剰余金	△65,562
	（うち当期純損失）	(19,271)
	合計	101,527

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年十月二十六日
川崎市宮前区有馬四丁目一二番一五号
（甲）株式会社内匠不動産
代表取締役　鈴木　寿子
川崎市宮前区有馬四丁目一二番一五号
（乙）有限会社玉川運輸倉庫
取締役　鈴木　信広

第49期決算公告
令和８年10月26日
川崎市宮前区有馬四丁目12番15号
株式会社内匠不動産
代表取締役　鈴木　寿子
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,014
	固定資産	568,087
	資産合計	680,101
負債及び純資産の部	流動負債	23,489
	固定負債	9,141
	株主資本	647,470
	資本金	69,500
	資本剰余金	364,500
	資本準備金	364,500
	利益剰余金	213,470
	その他利益剰余金	213,470
	（うち当期純利益）	(5,201)
	負債・純資産合計	680,101

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市一宮しなね一丁目二一五四番地一、最後の住所高知市薊野南町三番三一号ＡＳハイツあぞの三〇四号
被相続人　亡　中島　惠可

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
高知市新本町二丁目六番二五号
相続財産清算人　司法書士　吉松　直之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＨＫＰｌｕｍ株式会社（住所横浜市青葉区荏子田二丁目二三番地二〇）に対して当社の不動産事業及び自動車関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
横浜市青葉区荏子田二丁目二三番地二〇
クレサンジャパン株式会社
代表取締役　梅田　東豊

第62期決算公告

令和８年10月26日
横浜市青葉区荏子田二丁目23番地20
クレサンジャパン株式会社
代表取締役　梅田　東豊
貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	328,848
	固定資産	936,480
	資産合計	1,265,329
負債及び純資産の部	流動負債	140,692
	固定負債	411,579
	株主資本	713,057
	資本金	27,000
	利益剰余金	686,057
	その他利益剰余金	686,057
	（うち当期純利益）	(74,289)
	負債・純資産合計	1,265,329

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区旧門司二丁目三番地五、最後の住所福岡県北九州市門司区旧門司二丁目九番一七号
被相続人　亡　川村　重勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
福岡県北九州市小倉南区湯川五丁目五番七号ルヴァンヴェールあべ山四〇一号
相続財産清算人　朝隈　朱絵

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億七千百八十二万七千三百十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
静岡県浜松市中央区高林二丁目一一番二二号
中村産業株式会社
代表取締役　中村竜太郎

第74期決算公告　令和８年10月26日
静岡県浜松市中央区高林二丁目11番22号
中村産業株式会社
代表取締役　中村竜太郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,417
	固定資産	1,649,920
	資産合計	1,782,337
負債及び純資産の部	流動負債	15,800
	固定負債	1,245,799
	株主資本	520,738
	資本金	10,000
	利益剰余金	510,738
	その他利益剰余金	510,738
	（うち当期純利益）	(15,596)
	負債・純資産合計	1,782,337

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市南区出仲間五丁目五番、最後の住所熊本市南区出仲間五丁目五番四三号
被相続人　亡　亀田　浩樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
熊本県熊本市中央区京町二丁目九番三五号
京寿ビル二階　熊本共同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　向井　飛翔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル事業に関する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和九年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年十月二日に完了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
愛知県名古屋市中区錦二丁目二〇番五号
（甲）株式会社ダイバシティ
代表取締役　杉山　潔
静岡県三島市大場二四一番地
（乙）大場建設株式会社
代表取締役　杉山　潔

第79期決算公告　令和８年10月26日
静岡県三島市大場241番地
大場建設株式会社
代表取締役　杉山　潔
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,707,573
	固定資産	1,879,712
	繰延資産	1,740
	合計	3,589,025
負債及び純資産の部	流動負債	844,997
	固定負債	473,937
	株主資本	2,270,091
	資本金	36,000
	資本剰余金	23
	利益剰余金	2,234,068
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	2,225,068
	（うち当期純利益）	(124,613)
	合計	3,589,025

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市川原町一四〇八番地、最後の住所大分県日田市東町三番二一号
被相続人　亡　武内　里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日
大分県日田市中央二丁目六番三〇号
相続財産清算人　弁護士　梅木　自敬

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社三河カントリークラブ（住所愛知県新城市豊栄一八〇一番地の一）に対して当社の三河カントリークラブ運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
また、当社は新設分割の効力発生日において株式会社ＭＫＷに商号変更する予定です。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
愛知県新城市豊栄一八〇一番地の一
株式会社三河カントリークラブ
代表取締役　佐野　誠一

第52期決算公告

令和８年10月26日
愛知県新城市豊栄1801番地の１
株式会社三河カントリークラブ
代表取締役　佐野　誠一
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	114,332
	固定資産	8,771,208
	合計	8,885,541
負債及び純資産の部	流動負債	1,285,996
	固定負債	10,739,545
	株主資本	△ 3,140,001
	資本金	80,000
	利益剰余金	△ 3,220,001
	その他利益剰余金	△ 3,220,001
	（うち当期純損失）	(3,341)
	合計	8,885,541

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡錦江町神川三四〇〇番地、最後の住所鹿児島県肝属郡錦江町神川三九九番地　被相続人　亡　園田　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

事務所鹿児島県鹿屋市打馬二丁目九番二七号弁護士法人おおすみ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　濱田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県川内市東向田町一五七番地、最後の住所鹿児島県薩摩郡祁答院町藺牟田二一五三番地一　被相続人　亡　鮫島　富男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

事務所鹿児島市小川町三番三号ＭＯＫＯＴＡビル弁護士法人かごしま上山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　穂村　公亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡恩納村字安富祖一四二番地、最後の住所沖縄県国頭郡恩納村字安富祖一六八番地　被相続人　亡　當山　苗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

沖縄県那覇市牧志二丁目一六番四六号タカラマンションマキシー一〇一号室

スフィア法律事務所那覇オフィス

相続財産清算人　弁護士　兒玉　竜幸

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　高橋　寿和

住所　大阪府大阪市西成区萩之茶屋三丁目六番二二号ローレル二〇六号

生年月日　昭和五十五年八月二十八日

二　供託所　盛岡地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第四〇四号

四　供託金額　金一、五五七、三九三円

五　裁判所　盛岡家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第四〇〇六四号

令和八年十月二十六日

岩手県盛岡市神明町五番四号

不在者財産管理人

弁護士法人岩手銀河法律事務所

代表者社員　須山　通治

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　栗原　典之

住所　東京都狛江市中和泉一丁目二一番九号ツリーハイツ一〇三

生年月日　昭和五十八年十月四日

二　供託所　東京法務局府中支局

三　供託番号　令和八年度金第一〇〇〇号

四　供託金額　六五万一六〇三円

五　裁判所　東京家庭裁判所立川支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第九五一一六号

令和八年十月二十六日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階　オオノ・キド法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　城戸　貴明

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理及び利用向上のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

令和八年十月二十六日

一、墳墓等所在地　大分県佐伯市七二二、七二三、七二四、七二八、七二九番地

一、墳墓等の名称　久成寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　一字一石塔　青木和吉　片岡徳壽郎

一、改葬を行おうとする者　大分県佐伯市七二四番地　宗教法人久成寺　代表役員　江島　智瑞

令和７年度決算公告

令和８年10月26日

本店所在地：アメリカ合衆国デラウエア州　ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209番地

Northrop Grumman International Asia Services, Inc.

代表取締役　スティーブン　スピエゲル

代表取締役　グレゴリー　ゴールデン

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千ＵＳ＄）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,061	流動負債	4,903
固定資産	10	固定負債	0
		負債合計	4,903
		資本金	0
		利益剰余金	3,168
		（うち当期純損失）	(98)
		純資産合計	3,168
資産合計	8,071	負債・純資産合計	8,071

第２期決算公告（過年度修正）

令和８年３月31日

東京都千代田区麹町四丁目５番21号

エンフィニティ・ジャパン株式会社

代表取締役　ジョン・フォレスト・デパセール

貸借対照表の要旨

（令和５年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	131,930	流動負債	47,152
固定資産	34,115	固定負債	236,197
有形固定資産	8,165	株主資本	△117,303
無形固定資産	25,950	資本金	1
		利益剰余金	△117,303
		その他利益剰余金	△117,303
		（うち当期純損失）	(50,292)
資産合計	166,046	負債・純資産合計	166,046

第４期決算公告

令和８年10月26日

広島県東広島市西大沢二丁目２－９

ＫＧモーターズ株式会社

代表取締役　楠　一成

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	404,251	流動負債	322,150
固定資産	836,226	固定負債	310,000
繰延資産	38	株主資本	608,365
		資本金	55,000
		資本剰余金	1,959,993
		資本準備金	1,002,496
		その他資本剰余金	957,496
		利益剰余金	△1,406,627
		その他利益剰余金	△1,406,627
		（うち当期純損失）	(701,279)
資産合計	1,240,516	負債・純資産合計	1,240,516

第21期決算公告

令和８年10月26日　東京都八王子市千人町三丁目３番20号

ＭＩＲＡＩ－ＬＡＢＯ株式会社

代表取締役社長　平塚　利男

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,660,214	流動負債	120,828
固定資産	1,206,404	（うち賞与引当金）	(13,378)
		固定負債	856,375
		株主資本	1,882,848
		資本金	98,000
		資本剰余金	2,112,642
		資本準備金	98,000
		その他資本剰余金	2,014,642
		利益剰余金	△327,794
		その他利益剰余金	△327,794
		（うち当期純損失）	(327,794)
		新株予約権	6,566
資産合計	2,866,619	負債・純資産合計	2,866,619

第 48 期 決 算 公 告

令和８年９月 30 日　　東京都江東区東陽五丁目10番４号
大和探査技術株式会社
代表取締役社長　長谷川俊彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,356	流動負債	361
固定資産	2,475	（うち納税引当金）	(39)
		固定負債	554
		株主資本	2,916
		資本金	50
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	2,846
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	2,828
		（うち当期純利益）	(213)
資産合計	**3,832**	**負債・純資産合計**	**3,832**

第 43 期 決 算 公 告

2026 年 10 月 26 日　　鹿児島県鹿児島市本名町1235番地１
葉月工業株式会社
代表取締役　原田　秀作

貸借対照表の要旨　（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,061,070	流動負債	277,137
固定資産	234,324	（うち役員賞与引当金）	(32,000)
		（うち工事損失引当金）	(1,838)
		固定負債	29,080
		株主資本	981,109
		資本金	10,000
		利益剰余金	971,109
		その他利益剰余金	971,109
		（うち当期純利益）	(23,499)
		評価・換算差額等	8,067
		その他有価証券評価差額金	8,067
資産合計	**1,295,395**	**負債・純資産合計**	**1,295,395**

第 22 期 決 算 公 告

2026 年 10 月 26 日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
レパード・トゥー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	2,249,368	流動負債	7,543
その他の資産	63,015	固定負債	2,303,309
		負債合計	**2,310,852**
		社員資本	1,531
		特定資本金	100
		剰余金	1,431
		（うち当期純損失）	(148)
		純資産合計	**1,531**
資産合計	**2,312,383**	**負債・純資産合計**	**2,312,383**

第 31 期 決 算 公 告

令和８年９月 25 日
東京都渋谷区広尾一丁目10番４号
株式会社ベルフラッツ
代表取締役　石田　　徹

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,365	流動負債	1,856
固定資産	693	固定負債	2,406
		株主資本	795
		資本金	30
		利益剰余金	765
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	757
		（うち当期純利益）	(26)
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	**5,058**	**負債・純資産合計**	**5,058**

第 33 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日　　群馬県富岡市神成478番地３
オリヒロエンジニアリング株式会社
代表取締役　鶴田　正貴

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,598,417	流動負債	780,571
固定資産	7,462,909	賞与引当金	7,904
		固定負債	6,561,563
		退職給与引当金	94,533
		株主資本	4,719,191
		資本金	50,000
		利益剰余金	4,669,191
		利益準備金	12,500
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	3,656,691
		（うち当期純利益）	(72,631)
資産合計	**12,061,327**	**負債・純資産合計**	**12,061,327**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日　　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
株式会社ＳＫ－２
代表取締役　清塚　　徳

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	117,896	流動負債	2,679,063
固定資産	12,023,470	固定負債	6,415,933
		株主資本	3,046,369
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,792,000
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	2,791,950
		利益剰余金	154,369
		利益準備金	150
		その他利益剰余金	154,219
		（うち当期純損失）	(248,322)
資産合計	**12,141,366**	**負債・純資産合計**	**12,141,366**

第 60 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日
京都市右京区西院久田町148番地
株式会社長谷川
代表取締役　長谷川力也

貸借対照表の要旨（令和８年５月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	203,845
	固定資産	148,652
	合計	**352,498**
負債及び純資産の部	流動負債	108,455
	固定負債	59,793
	株主資本	184,249
	資本金	50,000
	利益剰余金	134,249
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	131,749
	（うち当期純利益）	(59,864)
	合計	**352,498**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、利益準備金の額を二百五十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
京都市右京区西院久田町一四八番地
株式会社長谷川
代表取締役　長谷川力也

第３期決算公告

令和８年３月31日
東京都千代田区麹町四丁目５番21号
エンフィニティ・ジャパン株式会社
代表取締役
ジョン・フォレスト・デパセール

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,482
	固定資産	54,628
	有形固定資産	15,128
	無形固定資産	39,500
	資産合計	**169,111**
負債及び純資産の部	流動負債	285,356
	固定負債	287,197
	株主資本	△403,442
	資本金	1
	利益剰余金	△403,442
	その他利益剰余金	△403,442
	（うち当期純損失）	(286,138)
	負債・純資産合計	**169,111**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百四十二万一千五百四十六円、資本準備金の額を八千三百四十二万一千五百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

大分市都町二丁目一番一〇号

株式会社ＨＡＢ＆Ｃｏ.

代表取締役　梅田　百代（岡田　百代）

第９期決算公告

令和８年10月26日

大分市都町二丁目１番10号

株式会社ＨＡＢ＆Ｃｏ.

代表取締役　梅田　百代（岡田　百代）

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,135
	固定資産	5,810
	資産合計	41,946
負純資債産及の部び	流動負債	22,959
	固定負債	2,950
	株主資本	16,037
	資本金	84,421
	資本剰余金	83,421
	資本準備金	83,421
	利益剰余金	△ 151,805
	その他利益剰余金	△ 151,805
	（うち当期純利益）	(45,320)
	負債・純資産合計	41,946

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

大阪府吹田市江の木町一七番一号コンパーノビル

（甲）株式会社さつき経営サポートセンター

代表取締役　今井　基喜

大阪府吹田市江の木町一七番一号コンパーノビル

（乙）シンプレストパートナーズ合同会社

代表社員　今井　基喜

第 23 期決算公告

令和８年10月26日

大阪府吹田市江の木町17番１号コンパーノビル

株式会社さつき経営サポートセンター

代表取締役　今井　基喜

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,725
	固定資産	32,938
	合計	66,663
負純資債産及の部び	流動負債	1,870
	株主資本	64,793
	資本金	3,000
	利益剰余金	61,793
	その他利益剰余金	61,793
	（うち当期純利益）	(1,905)
	合計	66,663

第 69 期決算公告

令和８年10月26日

北海道旭川市工業団地２条１丁目２番27号

小林通商株式会社

代表取締役　小林　憲司

貸借対照表の要旨（令和８年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,635,966
	固定資産	675,230
	合計	2,311,196
負純資債産及の部び	流動負債	616,345
	固定負債	245,455
	株主資本	1,449,396
	資本金	60,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	1,409,796
	その他利益剰余金	1,409,796
	（うち当期純利益）	(20,897)
	自己株式	△35,400
	合計	2,311,196

第 56 期決算公告

令和８年９月16日

千葉県船橋市市場五丁目９番22号

京葉都市開発株式会社

代表取締役　岡田　稔彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,143,464
	固定資産	2,254,663
	資産合計	4,398,128
負純資債産及の部び	流動負債	504,308
	固定負債	129,849
	株主資本	3,763,970
	資本金	50,000
	資本剰余金	7,000
	利益剰余金	3,706,970
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,694,470
	（うち当期純利益）	(59,657)
	負債・純資産合計	4,398,128

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

大阪市中央区天満橋京町二番六号天満橋八千代ビル別館四階名和会計事務所内

（甲）株式会社ナニワ経営

代表取締役　名和　道紀

大阪市東成区東中本二丁目二番二六号一階

（乙）天満橋経営株式会社

代表取締役　名和　道紀

第 4 期決算公告

令和８年10月26日

大阪市東成区東中本二丁目２番26号１階

天満橋経営株式会社

代表取締役　名和　道紀

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,423
	合計	13,423
負純資債産及の部	流動負債	457
	株主資本	12,966
	資本金	200
	利益剰余金	12,766
	その他利益剰余金	12,766
	（うち当期純損失）	(451)
	合計	13,423

第 5 期決算公告

令和８年10月26日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号日比谷三井タワー12階

Meinhardt Japan株式会社

代表取締役　ナシム・シャザード

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	285,099,663
	固定資産	16,586,512
	資産合計	301,686,175
負純資債産及の部	流動負債	155,170,960
	株主資本	146,515,215
	資本金	41,000,000
	利益剰余金	105,515,215
	その他利益剰余金	105,515,215
	（うち当期純利益）	(46,220,047)
	負債・純資産合計	301,686,175

新設分割公告

当社は、新設分割により設立する株式会社Triaim（大阪市北区大深町六番三八号グランフロント大阪北館九階）に対して、当社の不動産賃貸事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

大阪市北区大深町六番三八号グランフロント大阪北館九階

株式会社Triaim

代表取締役　中村　晋

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	779,420
	固定資産	13,083,513
	繰延資産	165
	資産合計	13,863,099
負純資債産及の部	流動負債	386,543
	固定負債	11,967,034
	株主資本	1,509,520
	資本金	99,000
	資本剰余金	49,500
	資本準備金	49,500
	利益剰余金	1,361,020
	その他利益剰余金	1,361,020
	（うち当期純利益）	(57,941)
	負債・純資産合計	13,863,099

第33期決算公告　令和８年10月26日
和歌山県和歌山市西浜760番地の６
オカジ株式会社
代表取締役　大岡　久起
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,283,124
	固定資産	738,274
	繰延資産	140
	合計	3,021,538
負純資産及び部	流動負債	2,449,224
	役員賞与引当金	3,500
	売上値引引当金	9,889
	株主資本	572,314
	資本金	305,000
	利益剰余金	267,314
	利益準備金	26,250
	その他利益剰余金	241,064
	（うち当期純利益）	(44,382)
	合計	3,021,538

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
和歌山県和歌山市西浜七六〇番地の六
オカジ株式会社
代表取締役　大岡　久起

第２期決算公告
令和８年10月26日
東京都渋谷区代々木三丁目５番７号
シグマロイヤルハイツＡ206
株式会社事代コンサルティング
代表取締役　後藤　将晃
貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,024,973
	固定資産	429,000
	資産合計	30,453,973
負純資産及び部	流動負債	12,125,889
	株主資本	18,328,084
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△6,671,916
	その他利益剰余金	△6,671,916
	（うち当期純利益）	(962,493)
	負債・純資産合計	30,453,973

第72期決算公告
令和８年10月26日
広島県呉市築地町４番７号
株式会社丸二運送
代表取締役　小野　功嗣
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	877,794
	固定資産	499,481
	合計	1,377,276
負純資産及び部	流動負債	235,560
	固定負債	8,096
	株主資本	1,133,618
	資本金	24,000
	利益剰余金	1,129,618
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	1,123,618
	（うち当期純利益）	(77,040)
	自己株式	△ 20,000
	合計	1,377,276

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、株主総会の決議は令和八年十月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
広島県呉市築地町四番七号
株式会社丸二運送
代表取締役　小野　功嗣

第７期決算公告　令和８年10月26日
東京都台東区上野七丁目４番７号
ＶＯＲＴ上野３階
株式会社Ｏｌｉｖｅ　Ｕｎｉｏｎ
代表取締役　金　鍾求
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	329,664
	固定資産	2,145,796
	資産合計	2,475,461
負純資産及び部	流動負債	276,123
	固定負債	212,565
	株主資本	1,986,771
	資本金	85,974
	資本剰余金	3,627,005
	資本準備金	3,627,005
	利益剰余金	△1,726,208
	その他利益剰余金	△1,726,208
	（うち当期純損失）	(567,865)
	負債・純資産合計	2,475,461

第３期決算公告
令和８年10月26日
福岡市中央区平尾三丁目７番21号
Ｂｌｅｓｓ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　佐藤　光男
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2
	固定資産	638
	資産合計	641
負純資産及び部	流動負債	3
	固定負債	487
	株主資本	150
	資本金	1
	資本剰余金	137
	その他資本剰余金	137
	利益剰余金	12
	その他利益剰余金	12
	（うち当期純利益）	(6)
	負債・純資産合計	641

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十一月一日を効力発生日とするホライズンテクノロジー株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
福岡市中央区平尾三丁目七番二一号
Ｂｌｅｓｓ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　佐藤　光男

第10期決算公告　令和８年10月26日
東京都八王子市鑓水二丁目98番地85
株式会社ミニ・ソリューション
代表取締役　王　　強
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,893
	固定資産	18,993
	合計	28,887
負純資産及び部	流動負債	10,094
	固定負債	3,550
	株主資本	15,243
	資本金	11,300
	資本剰余金	3,600
	資本準備金	3,600
	利益剰余金	343
	その他利益剰余金	343
	（うち当期純利益）	(1,229)
	合計	28,887

第20期決算公告
令和８年10月26日
佐賀県佐賀市若楠二丁目10番12号
株式会社全旅佐賀
代表取締役　浦中憲一郎
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,853
	固定資産	3,528
	合計	14,382
負純資産及び部	流動負債	3,830
	株主資本	10,551
	資本金	9,000
	利益剰余金	1,551
	その他利益剰余金	1,551
	（うち当期純利益）	(1,246)
	合計	14,382

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年九月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
佐賀県佐賀市若楠二丁目一〇番一二号
株式会社全旅佐賀
代表取締役　浦中憲一郎

第19期決算公告　令和８年10月26日
東京都渋谷区神南一丁目17番11号
ＬＥ．Ｏ．ＶＥ株式会社
代表取締役　多江　和晃
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,030,751
	固定資産	546,170
	資産合計	2,576,922
負純資産及び部	流動負債	793,184
	賞与引当金	30,000
	固定負債	8,532
	退職給付引当金	7,470
	株主資本	1,775,205
	資本金	88,888
	利益剰余金	1,686,316
	その他利益剰余金	1,686,316
	（うち当期純損失）	(13,301)
	負債・純資産合計	2,576,922

第 53 期 決 算 公 告

令和８年10月26日
大阪市阿倍野区西田辺町二丁目２番９号
ハネツク株式会社
代表取締役　廣瀬　重治

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	47,049
	固定資産	1,563
	資産合計	48,612
負純資債及産のび部	流動負債	16,246
	固定負債	65,375
	株主資本	△33,009
	資本金	10,010
	利益剰余金	△43,019
	その他利益剰余金	△43,019
	（うち当期純損失）	（18,568）
	負債・純資産合計	48,612

第 9 期 決 算 公 告

令和８年10月26日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
Three Arrows特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	3,433,195	流動負債	2,106,877
その他の資産	416,208	固定負債	112,798
流動資産	413,388	負債合計	2,219,675
固定資産	2,499	社員資本	1,629,728
繰延資産	320	特定資本金	5,000
		優先資本金	1,600,000
		剰余金	24,728
		当期未処分利益	24,728
		純資産合計	1,629,728
資産合計	3,849,404	負債・純資産合計	3,849,404

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	103,560
営業費用	77,034
営業利益	26,526
営業外収益	814
営業外費用	1,920
経常利益	25,420
税引前当期純利益	25,420
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	24,728

第 10 期 決 算 公 告

令和８年10月26日
兵庫県西宮市二見町12番28号
ヘーベルメゾン甲子園二見町302号室
株式会社武田オフィス
代表取締役　武田　雄治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,781
	固定資産	74,513
	合計	83,294
負純資債及産のび部	流動負債	179
	固定負債	75,701
	株主資本	7,414
	資本金	1,000
	利益剰余金	6,414
	その他利益剰余金	6,414
	（うち当期純利益）	（134）
	合計	83,294

第 5 期 決 算 公 告

令和８年10月26日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
Yellow Beak特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,522,061	流動負債	230,782
その他の資産	950,429	固定負債	6,520,000
流動資産	922,594	負債合計	6,750,782
固定資産	16,578	社員資本	3,721,708
繰延資産	11,256	特定資本金	5,000
		優先資本金	3,691,000
		剰余金	25,708
		当期未処分利益	25,708
		純資産合計	3,721,708
資産合計	10,472,490	負債・純資産合計	10,472,490

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	234,086
営業費用	199,242
営業利益	34,844
営業外収益	755
営業外費用	9,199
経常利益	26,400
税引前当期純利益	26,400
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	25,707

第 32 期 決 算 公 告

令和８年10月26日
広島市安佐南区山本五丁目71番７号
株式会社吉田
代表取締役　吉田　高宏

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	268
	固定資産	304
	合計	572
負純資債及産のび部	流動負債	256
	固定負債	241
	株主資本	74
	資本金	10
	利益剰余金	64
	その他利益剰余金	64
	（うち当期純利益）	（49）
	合計	572

第 1 期 決 算 公 告

令和８年10月26日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
White Tree特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	10,768,105	流動負債	785,061
その他の資産	1,192,283	固定負債	7,550,000
流動資産	1,125,922	負債合計	8,335,061
固定資産	50,349	社員資本	3,625,327
繰延資産	16,011	特定資本金	5,000
		優先資本金	3,660,000
		剰余金	△39,672
		当期未処理損失	39,672
		純資産合計	3,625,327
資産合計	11,960,388	負債・純資産合計	11,960,388

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月18日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	283,212
営業費用	310,901
営業損失	27,689
営業外収益	1,515
営業外費用	12,706
経常損失	38,880
税引前当期純損失	38,880
法人税、住民税及び事業税	791
当期純損失	39,672

第 70 期決算公告　令和８年10月23日

北九州市八幡東区西本町３丁目１番１号
株式会社アステック入江
代表取締役社長　入江伸一郎

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,379,578
	固定資産	5,138,304
	資産合計	9,517,883
負純資債及産のび部	流動負債	4,629,248
	固定負債	2,182,181
	株主資本	2,706,453
	資本金	100,000
	資本剰余金	751
	資本準備金	751
	利益剰余金	2,605,702
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,580,702
	（うち当期純利益）	（501,847）
	負債・純資産合計	9,517,883

第 1 期 決 算 公 告

令和８年10月26日
東京都港区西新橋一丁目22番５号　６階
South Dock特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	19,124,393	流動負債	345,071
その他の資産	1,389,290	固定負債	12,518,144
流動資産	1,302,534	負債合計	12,863,215
繰延資産	86,756	社員資本	7,650,468
		特定資本金	5,000
		優先資本金	7,490,000
		剰余金	155,468
		当期未処分利益	155,468
		純資産合計	7,650,468
資産合計	20,513,683	負債・純資産合計	20,513,683

損益計算書の要旨
（自　令和７年10月24日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	501,533
営業費用	332,132
営業利益	169,400
営業外収益	398
営業外費用	13,117
経常利益	156,681
税引前当期純利益	156,681
法人税、住民税及び事業税	1,213
当期純利益	155,468

第 54 期決算公告

令和８年10月26日
札幌市白石区流通センター一丁目３番28号
三桜アサヅマ商事株式会社
代表取締役　朝妻　広樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,351,077,556
	固定資産	1,180,012,780
	資産合計	**2,531,090,336**
負純資産及び債の部	流動負債	1,171,742,635
	固定負債	887,164,394
	株主資本	472,183,307
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	2,000,000
	資本準備金	2,000,000
	利益剰余金	380,183,307
	利益準備金	7,764,000
	その他利益剰余金	372,419,307
	（うち当期純利益）	(34,529,583)
	負債・純資産合計	**2,531,090,336**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十六日

札幌市白石区流通センター一丁目三番二八号
（甲）三桜アサヅマ商事株式会社
代表取締役　朝妻　広樹

札幌市白石区流通センター一丁目三番三一号
（乙）有限会社エーワン企画
代表取締役　朝妻　鉄樹

第 62 期決算公告

令和８年９月26日
熊本県八代市新港町三丁目９番２
株式会社アライカーボン
代表取締役　荒井　正治

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,328,541
	固定資産	515,892
	合計	**2,844,434**
負純資産及び債の部	流動負債	93,993
	固定負債	355,635
	（退職給付引当金）	(46,875)
	株主資本	2,394,805
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,385,005
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,380,005
	（うち当期純損失）	(49,552)
	自己株式	△10,200
	合計	**2,844,434**

第 24 期決算公告

令和８年 10 月 26 日
京都市北区上賀茂岩ケ垣内町91
北山ビル４Ｆ
株式会社マイカイ
代表取締役　木下視洋子

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,039
	固定資産	155,077
	合計	**164,116**
負純資産及び債の部	流動負債	10,614
	固定負債	175,780
	株主資本	△22,278
	資本金	3,000
	利益剰余金	△25,278
	その他利益剰余金	△25,278
	（うち当期純損失）	(1,844)
	合計	**164,116**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十六日

京都市北区上賀茂岩ケ垣内町九一北山ビル四Ｆ
（甲）株式会社マイカイ
代表取締役　木下視洋子

滋賀県大津市御幸町四－七アネックスK二〇五
（乙）有限会社アコール
取締役　木下視洋子

第 42 期決算公告

令和８年 10 月 26 日
千葉県柏市旭町一丁目６番５号
株式会社アガトス
代表取締役　福盛　訓之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	24,386,222
	固定資産	87,723,118
	合計	**112,109,340**
負純資産及び債の部	流動負債	45,344,066
	固定負債	30,000,000
	役員退職慰労引当金	30,000,000
	株主資本	36,765,274
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	24,765,274
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	21,765,274
	（うち当期純利益）	(8,178,943)
	合計	**112,109,340**

第９期決算公告

令和８年10月26日
大阪府枚方市星丘二丁目14番11号
株式会社ＴＹ
代表取締役　竹内　泰光

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	426,745,232
	固定資産	402,020,600
	資産合計	**828,765,832**
負純資産及び債の部	流動負債	421,040,000
	固定負債	398,000,000
	負債合計	**819,040,000**
	株主資本	9,725,832
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,715,832
	その他利益剰余金	9,715,832
	（うち当期純損失）	(1,254,246)
	純資産合計	**9,725,832**
	負債・純資産合計	**828,765,832**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

大阪府枚方市星丘二丁目一四番一一号
（甲）株式会社ＴＹ
代表取締役　竹内　泰光

大阪府枚方市星丘二丁目一四番一一号
（乙）合同会社ＮＧＳ
代表社員　株式会社ＴＹ
職務執行者　竹内　泰光

第 28 期決算公告

令和８年 10 月 26 日
東京都中央区日本橋三丁目６番７号
510号室
株式会社
東京マネジメント・インスティテュート
代表取締役社長　本橋　清彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,054
	固定資産	11,027
	合計	**37,081**
負純資産及び債の部	流動負債	527
	固定負債	1,000
	株主資本	35,554
	資本金	11,000
	利益剰余金	24,554
	その他利益剰余金	24,554
	（当期純利益）	(0)
	合計	**37,081**

第41期決算公告

令和８年10月26日
宮崎県日向市大字財光寺1193番地２
株式会社日向自動車学校
代表取締役　長友　宏哲

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,486
	固定資産	1,527
	合計	**3,014**
負純資産及び債の部	流動負債	160
	固定負債	339
	株主資本	2,513
	資本金	3
	資本剰余金	1,168
	資本準備金	1,168
	利益剰余金	1,341
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	1,341
	（うち当期純利益）	(87)
	合計	**3,014**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億六千八百七十七万四千百二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

宮崎県日向市大字財光寺一一九三番地二
株式会社日向自動車学校
代表取締役　長友　宏哲

第２期決算公告

令和８年８月31日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
Playbook Talent株式会社
代表取締役　アンドリュー・マーク・ワンデン

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	34,831,093
	資産合計	**34,831,093**
負純資産及び債の部	流動負債	10,617,925
	株主資本	24,213,168
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	18,213,168
	その他利益剰余金	18,213,168
	（うち当期純利益）	(26,238,923)
	負債・純資産合計	**34,831,093**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億七千三百五十八万三千三百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

宮城県大崎市古川若葉町二丁目一一番四六号

株式会社タカハシ

代表取締役　髙橋　和宏

第34期決算公告

令和８年10月26日

宮城県大崎市古川若葉町二丁目11番46号

株式会社タカハシ

代表取締役　髙橋　和宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,896
	固定資産	1,187
	合計	10,083
負債及び純資産の部	流動負債	456
	固定負債	500
	株主資本	9,126
	資本金	3,000
	利益剰余金	6,126
	その他利益剰余金	6,126
	（うち当期純利益）	(192)
	合計	10,083

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する東京鋲螺工機株式会社（住所埼玉県新座市野火止七丁目一三番三号）に対して当社が行う小型ネジ用金型製造事業及びタイの現地法人（Tokyo Byora (Thailand) Co: Ltd）が営む事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

埼玉県新座市野火止七丁目一三番三号

東京鋲螺工機株式会社

代表取締役　高味　寿光

第65期決算公告

令和８年10月26日

埼玉県新座市野火止七丁目13番３号

東京鋲螺工機株式会社

代表取締役　高味　寿光

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	84,516
	固定資産	319,096
	合計	403,612
負債及び純資産の部	流動負債	26,048
	固定負債	321,195
	株主資本	56,368
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,368
	（うち当期純利益）	(5,219)
	合計	403,612

第10期決算公告

令和８年10月26日

東京都千代田区神田須田町一丁目３番33号

アイディルートコンサルティング株式会社

代表取締役　金内　忍

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	665
	固定資産	8
	資産合計	674
負債及び純資産の部	流動負債	595
	株主資本	79
	資本金	73
	資本剰余金	8
	利益剰余金	△1
	その他利益剰余金	△1
	（うち当期純損失）	(140)
	負債・純資産合計	674

第59期決算公告　令和８年10月26日

東京都千代田区内幸町一丁目３番１号

株式会社ユウワビジネス

代表取締役社長　綱取　克明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	32,644,176
	固定資産	22,018,871
	資産合計	54,663,047
負債及び純資産の部	流動負債	194,403
	株主資本	54,468,644
	資本金	25,100,000
	資本剰余金	11,900,000
	利益剰余金	24,768,644
	利益準備金	9,250,000
	その他利益剰余金	15,518,644
	（うち当期純利益）	(6,363,675)
	自己株式	△7,300,000
	負債・純資産合計	54,663,047

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十六日

東京都江戸川区東葛西五―一一―七―四〇三

（甲）株式会社ｆｏｒｗａｒＤｅｓ１ｇｎ

代表取締役　関　薫彌

東京都品川区豊町一丁目一番六号

（乙）有限会社ジェイラック

代表取締役　宮原　康行

決算公告

令和８年10月26日

東京都江戸川区東葛西５―11―７―403

株式会社ｆｏｒｗａｒＤｅｓ１ｇｎ

代表取締役　関　薫彌

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,937
	固定資産	2,623
	合計	12,560
負債及び純資産の部	流動負債	7,650
	株主資本	4,909
	資本金	5,000
	利益剰余金	△90
	その他利益剰余金	△90
	（うち当期純利益）	(2,649)
	合計	12,560

第８期決算公告　令和８年10月26日

東京都新宿区新小川町８番30号

Ｃｒａｉｆ株式会社

代表取締役　小野瀬隆一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,496,474
	固定資産	737,858
	資産合計	3,234,332
負債及び純資産の部	流動負債	2,044,789
	固定負債	999,443
	株主資本	190,099
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,732,747
	資本準備金	2,732,747
	利益剰余金	△2,642,647
	その他利益剰余金	△2,642,647
	（うち当期純損失）	(2,201,282)
	負債・純資産合計	3,234,332

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年十月二十五日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

東京都稲城市矢野口二四六番地の一

株式会社ＯＧＳ

代表取締役　岡崎　行晃

決算公告

令和８年10月26日

東京都稲城市矢野口246番地の１

株式会社ＯＧＳ

代表取締役　岡崎　行晃

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,749,341
	固定資産	72,540,831
	合計	90,290,172
負債及び純資産の部	流動負債	1,293,760
	固定負債	81,315,826
	株主資本	7,680,586
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	2,680,586
	その他利益剰余金	2,680,586
	（うち当期純利益）	(3,098,677)
	合計	90,290,172

第３期決算公告

令和８年10月26日

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

株式会社ＳＫ－１

代表取締役　清塚　徳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,892,219
	合計	2,892,219
負債及び純資産の部	流動負債	950
	株主資本	2,891,269
	資本金	50
	資本剰余金	3,855,550
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	3,855,500
	利益剰余金	△964,330
	その他利益剰余金	△964,330
	（うち当期純利益）	(39)
	合計	2,892,219

第75期決算公告

令和８年10月26日
東京都墨田区立川三丁目８番５号
株式会社福興商会
代表取締役　西岡　洋祐

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	313,994
	固定資産	573,623
	合計	887,618
負債及び純資産の部	流動負債	44,742
	固定負債	2,438
	株主資本	840,438
	資本金	20,000
	利益剰余金	820,438
	利益準備金	2,400
	その他利益剰余金	818,038
	（うち当期純利益）	(40,163)
	合計	887,618

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する蔵佳株式会社（住所東京都墨田区立川三丁目八番五号）に対して当社の不動産管理事業（マンション事業）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
東京都墨田区立川三丁目八番五号
株式会社福興商会
代表取締役　西岡　洋祐

第10期決算公告

令和８年10月26日
大阪市北区東天満一丁目10番12号
教育戦略株式会社
代表取締役　松原　一樹

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,437,199
	固定資産	121,507
	合計	17,558,706
負債及び純資産の部	流動負債	3,013,165
	株主資本	14,545,541
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	11,545,541
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	10,795,541
	（うち当期純利益）	(1,213,867)
	合計	17,558,706

第19期決算公告

令和８年10月26日
大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目254番地の２
株式会社げんき館
代表取締役　前橋　伸治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,917
	固定資産	3,744
	資産合計	48,662
負債及び純資産の部	流動負債	21,422
	固定負債	22,447
	株主資本	4,793
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,793
	その他利益剰余金	1,793
	（うち当期純利益）	(2,467)
	負債・純資産合計	48,662

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社げんき館（乙）、大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目二五四番地の二）の居宅介護支援事業、福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載の日刊工業新聞　令和八年七月一日
掲載の頁　三十頁
掲載の日付　令和八年十月二十六日
左記のとおりです。
静岡県島田市中河七三七番地
株式会社ヤマシタ
代表取締役　山下　和洋

（乙）
令和八年十月二十六日
掲載の日刊工業新聞
掲載の頁　三十頁
掲載の日付　令和八年七月一日
左記のとおりです。
大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目二五四番地の二
株式会社げんき館
代表取締役　前橋　伸治

第16期決算公告

令和８年10月26日
東京都中央区八重洲一丁目９番１号
株式会社ＭＩＣビジネスサービス
代表取締役　大谷　純一

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,204
	固定資産	360,052
	合計	407,257
負債及び純資産の部	流動負債	6,352
	固定負債	170,000
	株主資本	230,904
	資本金	7,350
	利益剰余金	223,554
	利益準備金	661
	その他利益剰余金	222,893
	（うち当期純利益）	(10,991)
	合計	407,257

第15期決算公告

令和８年10月26日
大阪市中央区博労町１－８－８
株式会社ロココウェブ
代表取締役　阿部慎太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	959,554
	固定資産	45,256
	合計	1,004,811
負債及び純資産の部	流動負債	113,711
	固定負債	358,972
	株主資本	532,126
	資本金	8,000
	利益剰余金	524,126
	その他利益剰余金	524,126
	（うち当期純利益）	(59,015)
	合計	1,004,811

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。甲は令和八年八月六日に株式会社ロココウェブへ商号変更しております。

（甲）左記のとおりです。
令和八年十月二十六日
大阪市中央区博労町一－八－八
（甲）株式会社ロココウェブ
代表取締役　阿部慎太郎
大阪市中央区常盤町一丁目三番二〇号

（乙）
合同会社ＲＯＣＯＣＯ
代表社員　遅澤　晃大

第６期決算公告

令和８年５月22日
鳥取県鳥取市栄町609番地
ＯＮＥＳＴＲＵＣＴＩＯＮ株式会社
代表取締役　西岡　大穂

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	548,880
	固定資産	61,809
	合計	610,690
負債及び純資産の部	流動負債	87,480
	固定負債	235,820
	株主資本	287,389
	資本金	100,000
	資本剰余金	420,984
	資本準備金	420,984
	利益剰余金	△233,595
	その他利益剰余金	△233,595
	（うち当期純損失）	(233,595)
	合計	610,690

決算公告

令和８年10月26日
福岡県大野城市白木原５丁目２番13号
ＴＵＭＵＧＩ　ＨＤ株式会社
代表取締役　花田　嘉基

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,680
	固定資産	4,400
	合計	6,080
負債及び純資産の部	流動負債	59
	株主資本	6,020
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,020
	利益準備金	950
	その他利益剰余金	70
	（うち当期純利益）	(46)
	合計	6,080

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日
福岡県大野城市白木原五丁目二番一三号
ＴＵＭＵＧＩ　ＨＤ株式会社
代表取締役　花田　嘉基

第６期決算公告

令和８年10月26日
東京都中央区京橋二丁目１番３号
京橋トラストタワー
一般社団法人NSW Government
代表理事　カーラ・モニーク・ランプ

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	130,942,026
	現金及び預金	130,174,897
	その他流動資産	767,129
	資産合計	130,942,026
負味財債及産びの正部	流動負債	18,426,000
	負債合計	18,426,000
	正味財産	112,516,026
	利益剰余金	112,516,026
	正味財産合計	112,516,026
	負債正味財産合計	130,942,026

第55期決算公告

令和８年10月26日

群馬県高崎市綿貫町1886番地

オリヒロ株式会社

代表取締役　鶴田　織寛

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,301,728
	固定資産	30,077,562
	資産合計	58,379,290
負債及び純資産の部	流動負債	11,259,561
	賞与引当金	10,538
	固定負債	3,809,060
	退職給与引当金	163,260
	役員退職慰労引当金	3,622,400
	株主資本	42,385,593
	資本金	32,760
	資本剰余金	16,630,919
	その他資本剰余金	16,630,919
	利益剰余金	26,112,962
	利益準備金	8,190
	別途積立金	5,800,000
	繰越利益剰余金	20,304,772
	（うち当期純利益）	（1,572,966）
	自己株式	△391,049
	評価換算差額	925,075
	有価証券評価差額金	925,075
	負債・純資産合計	58,379,290

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十五日であり、株主総会の決議は令和八年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

鹿児島県薩摩川内市御陵下町八―一八

山下鉄工建設株式会社

代表取締役　山下　和廣

第49期決算公告　令和８年10月26日

鹿児島県薩摩川内市御陵下町８―18

山下鉄工建設株式会社

代表取締役　山下　和廣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,938
	固定資産	45,552
	有形固定資産	34,020
	投資その他の資産	11,532
	合計	55,490
負純資産債及びの部	流動負債	1,132
	固定負債	27,163
	株主資本	27,194
	資本金	28,000
	利益剰余金	△806
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△806
	（うち当期純損失）	（1,253）
	合計	55,490

第８期決算公告

令和８年10月26日

福岡市中央区赤坂一丁目８―23

株式会社Ｓｍａｌｌ　Ｗｏｒｋｓ

代表取締役　後藤　文子

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	500,214
	資産合計	500,214
負純資産債及びの部	流動負債	5,358,463
	負債合計	5,358,463
	株主資本	△ 4,858,249
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 4,958,249
	その他利益剰余金	△ 4,958,249
	（うち当期純損失）	（2,054,407）
	純資産合計	△ 4,858,249
	負債・純資産合計	500,214

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

東京都港区北青山一丁目四番六号２４６青山ビル九階

（甲）合同会社ＲＯＯＴＳ

代表社員　大瀬戸　啓

福岡市中央区赤坂一丁目八―二三

（乙）株式会社Ｓｍａｌｌ　Ｗｏｒｋｓ

代表取締役　後藤　文子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のサロン事業、化粧品の販売事業及びコンサルティング事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

吸収分割の効力発生日は令和八年十二月十四日です。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十四日

掲載頁　七十五頁（号外第一五七号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

（甲）野村不動産ホテルズ株式会社

代表取締役　平石　浩介

東京都港区北青山三丁目九番八号

（乙）ヴィセラ・ジャパン株式会社

代表取締役　杉山　恭子

第22期決算公告　令和８年10月26日

東京都港区北青山三丁目９番８号

ヴィセラ・ジャパン株式会社

代表取締役　杉山　恭子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	38,902
	固定資産	32,658
	資産合計	71,560
負純資産債及びの部	流動負債	20,381
	固定負債	69,740
	株主資本	△18,560
	資本金	50,000
	資本剰余金	8,548
	その他資本剰余金	8,548
	利益剰余金	△77,108
	その他利益剰余金	△77,108
	（うち当期純損失）	（29,163）
	負債・純資産合計	71,560

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

山口県下関市川中豊町一丁目三番八号

株式会社環境企画設計

代表取締役　今富　信之

第37期決算公告

令和８年10月26日

山口県下関市川中豊町一丁目３番８号

株式会社環境企画設計

代表取締役　今富　信之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	54,310,050	流動負債	9,794,414
固定資産	1,274,156,390	固定負債	1,178,275,494
有形固定資産	1,267,809,006	株主資本	161,586,364
無形固定資産	1,730,611	資本金	20,000,000
投資その他の資産	4,616,773	資本剰余金	0
繰延資産	21,189,832	利益剰余金	151,586,364
		その他利益剰余金	151,586,364
		（うち当期純利益）	（1,280,021）
		自己株式	△10,000,000
資産合計	1,349,656,272	負債・純資産合計	1,349,656,272

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

宮城県柴田郡村田町大字小泉字西浦一〇八番地

（甲）株式会社今野建設

代表取締役　今野　幸衛

宮城県柴田郡村田町大字小泉字西浦一〇八番地

（乙）株式会社今野興業

代表取締役　今野みな子

決算公告　令和８年10月26日

宮城県柴田郡村田町大字小泉字西浦108番地

株式会社今野建設

代表取締役　今野　幸衛

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	682,512
	固定資産	493,265
	繰延資産	165
	資産合計	1,175,943
負純資産の及び部	流動負債	68,412
	株主資本	1,107,531
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,077,531
	利益準備金	7,300
	その他利益剰余金	1,070,231
	（うち当期純利益）	(10,967)
	負債・純資産合計	1,175,943

決算公告　令和８年10月26日

宮城県柴田郡村田町大字小泉字西浦108番地

株式会社今野興業

代表取締役　今野みな子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	266,392
	固定資産	236,976
	資産合計	503,368
負純資産の及び部	流動負債	18,680
	固定負債	383,220
	株主資本	101,467
	資本金	70,000
	利益剰余金	31,467
	その他利益剰余金	31,467
	（うち当期純利益）	(12,483)
	負債・純資産合計	503,368

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の食品製造事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

千葉市若葉区貝塚町八三七番地

（甲）ハッコー食品株式会社

代表取締役　藤代　祐孝

東京都江東区東砂六丁目四番三号

（乙）仁愛食品株式会社

代表取締役　藤代　祐孝

第 54 期決算公告　令和８年10月26日

千葉市若葉区貝塚町837番地

ハッコー食品株式会社

代表取締役　藤代　祐孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	196,504
	固定資産	528,941
	資産合計	725,445
負純資産の及び部	流動負債	67,163
	固定負債	517,386
	株主資本	140,896
	資本金	48,000
	資本剰余金	5,856
	資本準備金	5,856
	利益剰余金	87,039
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	82,039
	（うち当期純利益）	(1,072)
	負債・純資産合計	725,445

第 61 期決算公告

令和８年 10 月 26 日

東京都江東区東砂六丁目４番３号

仁愛食品株式会社

代表取締役　藤代　祐孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,472
	固定資産	142,598
	資産合計	175,071
負純資産の及び部	流動負債	48,182
	固定負債	229,584
	株主資本	△102,694
	資本金	10,000
	利益剰余金	△112,694
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△112,944
	（うち当期純損失）	(18,191)
	負債・純資産合計	175,071

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和八年十月二十六日

東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号

（甲）日本グリーン電力開発株式会社

代表取締役　君塚　元

東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号

岩波書店一ツ橋ビル九階

（乙）ＧＰＤなのはなソーラー株式会社

代表取締役　君塚　元

決算公告　令和８年10月26日

東京都千代田区一ツ橋二丁目５番５号

日本グリーン電力開発株式会社

代表取締役　君塚　元

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,786,272
	固定資産	9,213,370
	繰延資産	10,501
	合計	11,010,144
負純資産の及び部	流動負債	599,684
	固定負債	3,553,867
	株主資本	6,856,593
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,846,593
	その他利益剰余金	6,846,593
	（うち当期純利益）	(142,922)
	合計	11,010,144

決算公告　令和８年10月26日

東京都千代田区一ツ橋二丁目５番５号

岩波書店一ツ橋ビル９階

ＧＰＤなのはなソーラー株式会社

代表取締役　君塚　元

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,264
	固定資産	42,161
	合計	58,426
負純資産の及び部	流動負債	73,528
	株主資本	△15,102
	資本金	0
	利益剰余金	△15,102
	その他利益剰余金	△15,102
	（うち当期純損失）	(7,209)
	合計	58,426

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目一七番五号

（甲）株式会社ケンジ

代表取締役　田坂　公一

神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目一七番五号

（乙）株式会社ＤＣＴ

代表取締役　西山　和平

第 47 期決算公告　令和８年10月26日

神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目17番５号

株式会社ケンジ

代表取締役　田坂　公一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,964,340
	固定資産	1,296,486
	繰延資産	4,725
	合計	3,265,552
負純資産の及び部	流動負債	1,064,413
	賞与引当金	14,883
	固定負債	773,860
	株主資本	1,427,277
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,387,277
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,377,277
	（うち当期純利益）	(140,711)
	合計	3,265,552

第 8 期決算公告

令和８年 10 月 26 日

神奈川県藤沢市鵠沼橘一丁目17番５号

株式会社ＤＣＴ

代表取締役　西山　和平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,513
	固定資産	35,671
	繰延資産	234
	合計	75,419
負純資産の及び部	流動負債	31,040
	賞与引当金	2,520
	固定負債	92,094
	株主資本	△47,714
	資本金	3,000
	利益剰余金	△50,714
	その他利益剰余金	△50,714
	（うち当期純損失）	(28,469)
	合計	75,419

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書に定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

石川県小松市問屋町三番地

（甲）株式会社加越

代表取締役　小西　昭仁

石川県小松市今江町九丁目六〇五番地

（乙）株式会社加越

代表取締役　山田　英樹

第１期決算公告

令和８年10月26日

石川県小松市問屋町３番地

株式会社加越

代表取締役　小西　昭仁

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	994
	繰延資産	297
	合計	1,291
負純資債産及の部	流動負債	297
	株主資本	994
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 5
	その他利益剰余金	△ 5
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	1,291

第64期決算公告

令和８年10月26日

石川県小松市今江町九丁目605番地

株式会社加越

代表取締役　山田　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,999
	固定資産	365,234
	合計	618,233
負純資債産及の部	流動負債	465,849
	固定負債	171,072
	株主資本	△ 18,688
	資本金	84,250
	利益剰余金	△ 71,938
	その他利益剰余金	△ 71,938
	（うち当期純損失）	(18,023)
	自己株式	△ 31,000
	合計	618,233

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

大阪市西区江戸堀一丁目一九番一〇号

（甲）株式会社ミタカ

代表取締役　谷本　淑江

北海道新冠郡新冠町字東町二四番地の三一

（乙）株式会社新冠開発共同企業体

代表取締役　廣島　貴史

第55期決算公告

令和８年10月26日

大阪市西区江戸堀一丁目19番10号

株式会社ミタカ

代表取締役　谷本　淑江

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,662
	固定資産	1,809,151
	合計	1,829,813
負純資債産及の部	流動負債	52,135
	引当金	202
	株主資本	1,777,475
	資本金	90,000
	資本剰余金	480,299
	その他資本剰余金	480,299
	利益剰余金	1,326,830
	その他利益剰余金	1,326,830
	（うち当期純利益）	(506,928)
	自己株式	△ 119,655
	合計	1,829,813

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

岡山県岡山市北区南中央町一二番一六号

（甲）浅野産業株式会社

代表取締役　浅野　哲志

岡山県美作市朽木六番地五

（乙）松嶋ガス株式会社

代表取締役　浅野　哲志

第４期決算公告

令和８年10月26日

北海道新冠郡新冠町字東町24番地の31

株式会社新冠開発共同企業体

代表取締役　**廣**島　貴史

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,045
	固定資産	50,000
	繰延資産	7,685
	合計	66,731
負純資債産及の部	流動負債	10,461
	株主資本	56,269
	資本金	60,000
	利益剰余金	△ 3,730
	その他利益剰余金	△ 3,730
	（うち当期純損失）	(1,347)
	合計	66,731

第19期決算公告

令和８年10月26日

岡山県美作市朽木６番地５

松嶋ガス株式会社

代表取締役　浅野　哲志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,200
	固定資産	5,636
	合計	39,836
負純資債産及の部	流動負債	5,268
	株主資本	34,568
	資本金	5,000
	利益剰余金	29,568
	その他利益剰余金	29,568
	（うち当期純損失）	(6,482)
	合計	39,836

第67期決算公告

令和８年10月26日

岡山県岡山市北区南中央町12番16号

浅野産業株式会社

代表取締役　浅野　哲志

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,472,268
	固定資産	4,686,163
	繰延資産	15,916
	合計	10,174,347
負純資債産及の部	流動負債	2,929,836
	固定負債	1,496,380
	株主資本	5,748,130
	資本金	20,000
	利益剰余金	5,728,130
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	5,723,130
	（うち当期純利益）	(345,017)
	合計	10,174,347

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

鹿児島市七ツ島一丁目五番地三

（甲）株式会社南星ホールディングス

代表取締役　前田　悟

鹿児島市小松原一丁目一〇番八号

（乙）株式会社明興ホールディングス

代表取締役　山ノ内文治

第11期決算公告

令和８年10月26日

鹿児島市小松原一丁目10番８号

株式会社明興ホールディングス

代表取締役　山ノ内文治

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,730
	固定資産	156,327
	合計	206,057
負純資債産及の部	流動負債	3,546
	固定負債	116,345
	株主資本	86,166
	資本金	10,000
	利益剰余金	76,166
	その他利益剰余金	76,166
	（うち当期純利益）	(8,346)
	合計	206,057

第49期決算公告

令和８年10月26日

鹿児島市七ツ島一丁目５番地３

株式会社南星ホールディングス

代表取締役　前田　悟

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,728
	固定資産	647,030
	合計	705,758
負純資債産及の部	流動負債	601,595
	固定負債	130,411
	株主資本	△26,248
	資本金	10,000
	利益剰余金	△36,248
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△38,748
	（うち当期純利益）	(36,181)
	合計	705,758

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十六日

札幌市中央区北五条西六丁目一番地二三

（甲）株式会社ヴァンガードネットワークス

代表取締役　廣澤　健

福岡市南区大橋一丁目二〇番一九号

（乙）株式会社システム企画

代表取締役　倉本　明彦

第 21 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日

札幌市中央区北五条西六丁目１番地23

株式会社ヴァンガードネットワークス

代表取締役　廣澤　健

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	116,723,082
	固定資産	79,708,988
	資産合計	**196,432,070**
負純資産及び債の部	流動負債	45,506,597
	固定負債	100,045,060
	株主資本	50,880,413
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	130,837
	資本準備金	130,837
	利益剰余金	30,749,576
	その他利益剰余金	30,749,576
	（うち当期純利益）	(937,613)
	負債・純資産合計	**196,432,070**

第 46 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日

福岡市南区大橋一丁目20番19号

株式会社システム企画

代表取締役　倉本　明彦

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	36,035,581
	固定資産	5,535,795
	資産合計	**41,571,376**
負純資産及び債の部	流動負債	9,507,061
	固定負債	2,160,000
	株主資本	29,904,315
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	19,904,315
	その他利益剰余金	19,904,315
	（うち当期純利益）	(1,472,862)
	負債・純資産合計	**41,571,376**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

川崎市中原区上新城二丁目六番一一号

（甲）株式会社南荘石井事務所

代表取締役　石井　秀和

川崎市中原区上新城二丁目六番一一号

（乙）株式会社オオクラ産業

代表取締役　石井　秀和

第 42 期決算公告　令和８年10月26日

川崎市中原区上新城二丁目６番11号

株式会社南荘石井事務所

代表取締役　石井　秀和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	153,658,753
	固定資産	6,977,863
	資産合計	**160,636,616**
負純資産及び債の部	流動負債	132,733,820
	負債合計	**132,733,820**
	株主資本	27,902,796
	資本金	48,000,000
	利益剰余金	△20,097,204
	その他利益剰余金	△20,097,204
	（うち当期純利益）	(20,670,302)
	純資産合計	**27,902,796**
	負債・純資産合計	**160,636,616**

第 32 期決算公告　令和８年10月26日

川崎市中原区上新城二丁目６番11号

株式会社オオクラ産業

代表取締役　石井　秀和

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	28,022,438
	固定資産	10,373,798
	資産合計	**38,396,236**
負純資産及び債の部	流動負債	1,648,355
	負債合計	**1,648,355**
	株主資本	36,747,881
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	26,747,881
	その他利益剰余金	26,747,881
	（うち当期純利益）	(988,091)
	純資産合計	**36,747,881**
	負債・純資産合計	**38,396,236**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

京都市北区上賀茂岩ケ垣内町一二番地三

（甲）株式会社ｕｂｕｌｉｎ

代表取締役　眞田　隆史

京都市北区上賀茂岩ケ垣内町一二番地三

（乙）株式会社眞田商店

代表取締役　眞田　隆史

第１期決算公告　令和８年10月26日

京都市北区上賀茂岩ケ垣内町12番地３

株式会社ｕｂｕｌｉｎ

代表取締役　眞田　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	418
	固定資産	1,050,100
	合計	**1,050,518**
負純資産及び債の部	流動負債	4,332
	固定負債	1,051,500
	株主資本	△5,314
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6,314
	その他利益剰余金	△6,314
	（うち当期純損失）	(6,314)
	合計	**1,050,518**

第 72 期決算公告　令和８年10月26日

京都市北区上賀茂岩ケ垣内町12番地３

株式会社眞田商店

代表取締役　眞田　隆史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,132,086
	固定資産	758
	合計	**1,132,844**
負純資産及び債の部	流動負債	24,917
	株主資本	1,107,927
	資本金	10,000
	資本剰余金	15,138
	資本準備金	15,138
	利益剰余金	1,082,789
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	1,081,039
	（うち当期純利益）	(181,149)
	合計	**1,132,844**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月八日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

富山県富山市大泉中町一番八号

（甲）株式会社三笠

代表取締役　黒澤　章

富山県富山市大泉東町一丁目二番一〇号

（乙）黒沢商事株式会社

代表取締役　黒澤　章

第 66 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日

富山県富山市大泉中町１番８号

株式会社三笠

代表取締役　黒澤　章

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	76,283
	固定資産	25,972
	合計	**102,255**
負純資産及び債の部	流動負債	4,232
	固定負債	0
	株主資本	98,023
	資本金	3,000
	利益剰余金	95,023
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	94,523
	（うち当期純利益）	(15,088)
	合計	**102,255**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日

富山県富山市大泉東町一丁目２番10号

黒沢商事株式会社

代表取締役　黒澤　章

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,823
	固定資産	5,383
	合計	**13,206**
負純資産及び債の部	流動負債	2,477
	固定負債	42,597
	株主資本	△31,867
	資本金	10,000
	利益剰余金	△41,867
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△42,017
	（うち当期純利益）	(863)
	合計	**13,206**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

愛知県津島市唐臼町柳原九三番地

（甲）株式会社葵精工

代表取締役　櫻木　仁

愛知県津島市唐臼町柳原九九番地

（乙）株式会社葵サービステクノ

代表取締役　櫻木　智

第43期決算公告　令和８年10月26日

愛知県津島市唐臼町柳原93番地

株式会社葵精工

代表取締役　櫻木　仁

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,414,634,115
	固定資産	1,491,174,261
	繰延資産	300,000
	合計	2,906,108,376
負純資産及び債の部	流動負債	929,572,578
	固定負債	718,878,722
	株主資本	1,257,657,076
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	1,227,657,076
	利益準備金	3,100,000
	その他利益剰余金	1,224,557,076
	（うち当期純利益）	(71,372,526)
	合計	2,906,108,376

第30期決算公告　令和８年10月26日

愛知県津島市唐臼町柳原99番地

株式会社葵サービステクノ

代表取締役　櫻木　智

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	321,996,942
	固定資産	395,188,951
	合計	717,185,893
負純資産及び債の部	流動負債	74,083,788
	固定負債	135,801,249
	株主資本	507,300,856
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	△5,000,000
	利益剰余金	483,300,856
	利益準備金	4,080,000
	その他利益剰余金	479,220,856
	（うち当期純利益）	(5,319,717)
	自己株式	△1,000,000
	合計	717,185,893

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

山口県周南市富田一丁目八番一号

（甲）株式会社日神

代表取締役　清水　陽介

山口県周南市富田一丁目八番一号

（乙）株式会社南陽マリン

代表取締役　清水　陽介

第26期決算公告

令和８年10月26日

山口県周南市富田一丁目８番１号

株式会社日神

代表取締役　清水　陽介

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,957
	合計	6,957
負純資産及び債の部	流動負債	531
	株主資本	6,426
	資本金	3,000
	利益剰余金	3,426
	その他利益剰余金	3,426
	（うち当期純損失）	(64)
	合計	6,957

第38期決算公告

令和８年10月26日

山口県周南市富田一丁目８番１号

株式会社南陽マリン

代表取締役　清水　陽介

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	187
	固定資産	990
	合計	1,178
負純資産及び債の部	流動負債	89
	固定負債	1,275
	株主資本	△186
	資本金	10
	利益剰余金	△196
	その他利益剰余金	△196
	（うち当期純利益）	(49)
	合計	1,178

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十一月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

福岡市中央区西中洲四番九号

（甲）株式会社レフトバンクホールディングス

代表取締役　嬉野　豊

福岡市中央区春吉三丁目三番五号

（乙）株式会社西日本フードサービス

代表取締役　嬉野　豊

第17期決算公告

令和８年10月26日

福岡市中央区西中洲４番９号

株式会社レフトバンクホールディングス

代表取締役　嬉野　豊

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,287
	固定資産	55,649
	合計	99,936
負純資産及び債の部	流動負債	24,192
	固定負債	35,000
	株主資本	40,744
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,744
	その他利益剰余金	30,744
	（うち当期純利益）	(10,589)
	合計	99,936

第７期決算公告

令和８年10月26日

福岡市中央区春吉三丁目３番５号

株式会社西日本フードサービス

代表取締役　嬉野　豊

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,315
	固定資産	4,288
	合計	5,603
負純資産及び債の部	流動負債	41,144
	株主資本	△35,541
	資本金	1,000
	利益剰余金	△36,541
	その他利益剰余金	△36,541
	（うち当期純利益）	(980)
	合計	5,603

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十六日

神奈川県横浜市西区南幸一丁目一番一号

（甲）株式会社ＮＪＭ３

代表取締役　野島　**廣**司

新潟県新潟市中央区万代二丁目三番一六号

（乙）株式会社シアンス

代表取締役　山内　渉

第２期決算公告　令和８年10月26日

神奈川県横浜市西区南幸一丁目１番１号

株式会社ＮＪＭ３

代表取締役　野島　**廣**司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	700,012
	固定資産	0
	合計	700,012
負純資産及び債の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	700,012
	資本金	350,100
	資本剰余金	350,000
	資本準備金	350,000
	利益剰余金	△ 88
	繰越利益剰余金	△ 88
	（うち当期純損失）	(88)
	合計	700,012

第37期決算公告

令和８年10月26日

新潟県新潟市中央区万代二丁目３番16号

株式会社シアンス

代表取締役　山内　渉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	407,896
	固定資産	59,776
	合計	467,673
負純資産及び債の部	流動負債	53,225
	固定負債	0
	株主資本	414,447
	資本金	36,000
	利益剰余金	378,447
	利益準備金	5,454
	その他利益剰余金	372,993
	（うち当期純利益）	(70,657)
	合計	467,673

第 70 期 決 算 公 告

令和８年10月26日

新潟県上越市大字土橋1012番地

株式会社上越商会

代表取締役　荊木　文明

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,074
	固定資産	4,069
	繰延資産	1
	合計	7,144
負債及び純資産の部	流動負債	935
	固定負債	1,268
	株主資本	4,940
	資本金	90
	資本剰余金	611
	資本準備金	302
	その他資本剰余金	309
	利益剰余金	4,428
	利益準備金	83
	その他利益剰余金	4,345
	（うち当期純利益）	(156)
	自己株式	△ 189
	合計	7,144

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年九月十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十六日

新潟県上越市大字土橋一〇一二番地
（甲）株式会社上越商会
代表取締役　荊木　文明
新潟県糸魚川市大字大野一二七三番地
（乙）北陸石産株式会社
代表取締役　渡辺　勝治

第 56 期決算公告

令和８年10月26日
新潟県糸魚川市大字大野1273番地
北陸石産株式会社
代表取締役　渡辺　勝治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	201
	固定資産	209
	合計	410
負債及び純資産の部	流動負債	137
	固定負債	99
	株主資本	174
	資本金	99
	資本剰余金	66
	資本準備金	66
	利益剰余金	7
	利益準備金	99
	その他利益剰余金	△ 91
	（うち当期純損失）	(63)
	合計	410

第 34 期 決 算 公 告

令和８年10月26日

群馬県高崎市下大島町613番地

オリヒロプランデュ株式会社

代表取締役　鶴田　織寛

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,604,907
	固定資産	11,117,790
	資産合計	28,722,697
負債及び純資産の部	流動負債	4,827,700
	賞与引当金	14,985
	退職給付引当金	172,025
	固定負債	4,754,355
	株主資本	18,914,399
	資本金	30,000
	資本剰余金	110,000
	その他資本剰余金	110,000
	利益剰余金	18,774,399
	利益準備金	27,500
	その他利益剰余金	18,746,899
	（うち当期純利益）	(1,392,710)
	評価換算差額	226,242
	有価証券評価差額金	226,242
	負債・純資産合計	28,722,697

第78期決算公告

令和８年10月26日

大阪府東大阪市鴻池徳庵町１番６号

ヒグチ産業株式会社

代表取締役　樋口　栄宏

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	93,064
	固定資産	4,819,886
	合計	4,912,950
負債及び純資産の部	流動負債	446,691
	固定負債	1,397,118
	株主資本	3,069,140
	資本金	96,000
	資本剰余金	373,400
	資本準備金	373,400
	利益剰余金	2,787,832
	利益準備金	35,457
	その他利益剰余金	2,752,375
	（うち当期純損失）	(267,757)
	自己株式	△ 188,091
	合計	4,912,950

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十六日

大阪府東大阪市鴻池徳庵町一番六号
（甲）ヒグチ産業株式会社
代表取締役　樋口　栄宏
大阪市北区堂島二丁目一番三七号
（乙）ヒグチトラベル株式会社
代表取締役　樋口　信治

第 56 期 決 算 公 告

令和８年10月26日

大阪市北区堂島二丁目１番37号

ヒグチトラベル株式会社

代表取締役　樋口　信治

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,058
	固定資産	47,347
	合計	77,405
負債及び純資産の部	流動負債	180
	株主資本	77,225
	資本金	48,000
	利益剰余金	29,225
	その他利益剰余金	29,225
	（うち当期純利益）	(1,695)
	合計	77,405

第 51 期 決 算 公 告

令和８年10月26日

東京都中央区八重洲一丁目９番１号

株式会社ミック

代表取締役　大谷　純一

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,893
	固定資産	1,019
	資産合計	4,912
負債及び純資産の部	流動負債	1,055
	賞与引当金	130
	その他	925
	固定負債	1,149
	退職給付引当金	1,009
	役員退職慰労引当金	49
	その他	90
	負債合計	2,204
	株主資本	2,693
	資本金	97
	資本剰余金	73
	資本準備金	39
	その他資本剰余金	34
	利益剰余金	2,680
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	2,669
	（うち当期純利益）	(579)
	自己株式	△158
	評価・換算差額等	14
	その他有価証券評価差額金	14
	純資産合計	2,708
	負債・純資産合計	4,912